



青森県基本計画

未来を変える挑戦

～強みをとことん、課題をチャンスに～

Aomori Prefectural Government Master Plan  
Changing the Future of Aomori  
Breakthrough Innovation

# 防災公共推進計画書

～むつ市～

青 森 県

## 目 次

1. はじめに	1
2. 震災前からの取組	1
(1) 孤立集落・孤立避難場所の抽出条件	
(2) 孤立集落・孤立避難場所の抽出結果	
3. 近年の災害と人的災害の特徴	6
4. 防災公共の理念	7
5. 防災公共推進計画の策定	9
(1) 市内ワーキングの取組	
(2) 県民局ワーキングの取組	
(3) 防災公共推進計画策定の基本方針	
6. 防災公共推進計画	28
7. 今後の取組	139
8. おわりに	139

## 1. はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大規模となるマグニチュード9.0を記録し、その激しい地震動とともに大規模な津波と火災により未曾有の災害となった。この地震により、東北地方を中心に幾多の尊い人命が失われ、社会生活に甚大な被害がもたらされた。

本県においても、津波により死者三名、行方不明者一名を含む人的被害や、多くの住宅が津波に流されるなど日常生活に関わる被害が生じているほか、港湾・漁港施設等の公共施設への被害、さらには漁船・漁具の滅失や農業用ハウス等の冠水をはじめとした農林水産業被害など、その被害総額は1,341億円余り（平成24年11月30日現在）にも及んだ。

また、近年、集中豪雨が頻発しており、「平成23年7月新潟・福島豪雨」、和歌山・奈良両県に甚大な被害をもたらした平成23年の台風12号、「平成24年7月九州北部豪雨」など多くの人命が失われる被害が発生している。

こうした状況を踏まえると、地震時における防災対策及び水害や土砂災害の防止対策の充実が喫緊の課題であり、青森県では東日本大震災後から、人命を守るための防災対策を「防災公共」と称して取り組んでいる。

## 2. 震災前からの取組

青森県では、平成20年6月に発生した岩手・宮城内陸地震をうけ、若手職員の提案により、平成21年度～22年度に「大規模災害時総合対策事業」を実施している。これは、岩手・宮城内陸地震において、道路災害や治山災害、地すべり災害などが同時に発生したことにより、多くの孤立集落が生じたことを教訓に、大規模地震が発生した際に、複合的なインフラの災害を想定して、輸送路の分断や孤立集落の発生を防ぐための施策を検討した調査である。

具体的には、各所管で管理している道路を保全対象とする危険箇所（道路危険箇所や急傾斜、地すべり、農林分野の山腹崩壊地区等）を統合した「被災想定マップ」というものを作成し、そのマップを元にソフト・ハード一体となった総合的な施策を検討したものである。

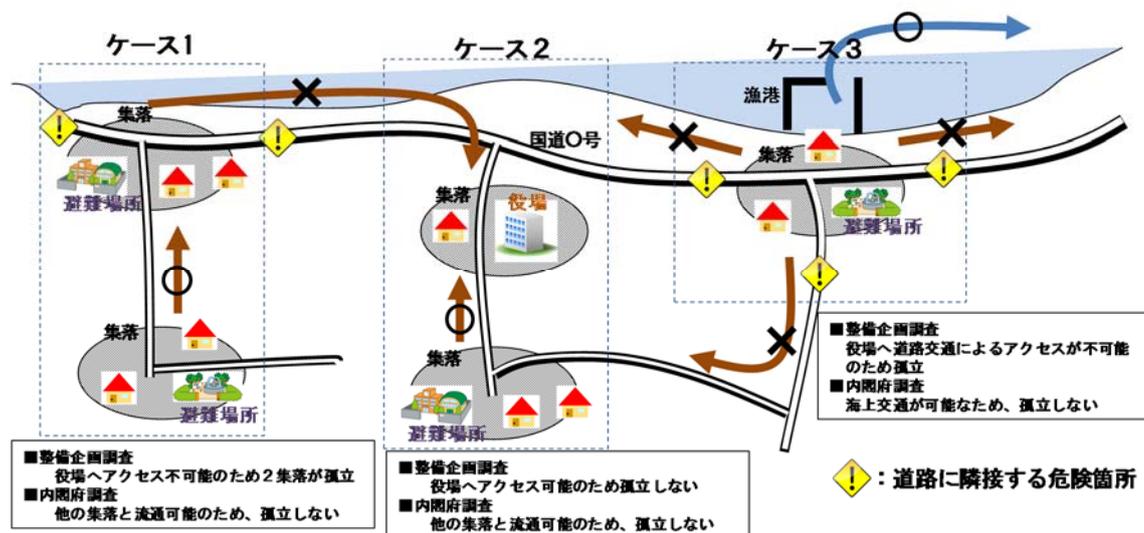
平成23年度には、東日本大震災や全国各地で集中豪雨による災害も頻発していることから、地震・大雨などの自然災害全般に対応できる防災対策の実施が必要との認識の下、大雨災害発生時の輸送路の分断や孤立集落の発生を防ぐための施策を検討した調査も行った。また、人命最優先の観点から、これまでの取組を深化させ、地震・大雨の両災害時に孤立する恐れのある避難場所についても抽出を行ったところである。

## (1) 孤立集落・孤立避難場所の抽出条件

### 1) 孤立集落・孤立避難場所の定義

「集落」または「避難場所」から「役場（支所を含む）」へのすべてのアクセス道路に隣接する危険箇所が被災した際に、道路交通が途絶され、人の移動・物資の流通が不可能となる状態

※東日本大震災でも明らかになったが、県外や地域外から救援物資や応援人員が役場へ一時的に集積されることから役場までの道路交通を重要視した。



▲ 孤立集落の定義のイメージ

内閣府において、平成21年度に「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査」が行われており、当該調査と定義の違いがある。

#### ○内閣府調査の孤立の定義

集落において、道路交通及び海上交通による外部からのアクセス（四輪自動車で行き来可能かどうかを目安）が途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態

## 2)集落の定義

集落については、下記の農業集落及び漁業集落をいう。

○農業上形成されている地域社会を農業集落【農林業センサスより】

「農業」とは、耕種、養畜（養きん及び養ほうを含む。）又は養蚕の事業をいう。（但し、市街地や過疎により機能していない集落は除外）

○漁港を核に成立している漁業の地域社会を漁業集落【漁業センサスより】

漁業地区において、漁業世帯数が 10 戸以上のもの及び漁業世帯数が 10 戸未満で漁業世帯比率が 30%以上のものとしている。漁業地区とは、共通の漁業条件の下に漁業が行われている地区

## 3)避難場所の定義

避難場所については、各市町村が、地域防災計画に掲載している避難施設（建物）・避難場所（屋外）をいう。ただし、施設・場所が同一の位置にある場合は、1箇所としてカウント。（例）○○小学校＋グラウンド

【地域防災計画は、平成 23 年 4 月 1 日現在で最新版のものを使用】

## 4)危険箇所の定義

危険箇所については、下記の危険箇所をいう。危険箇所によっては、大雨を起因とするものと、地震を起因とするものがある。（下記表にて、大雨・地震それぞれに起因するものを「○」で標記）

危険箇所名	危険箇所の概要	大雨	地震
橋梁の未耐震補強箇所	耐震対策が未実施な橋梁	-	○
橋梁の洪水危険箇所	河川改修計画断面に適合していない橋梁	○	-
道路防災点検箇所	落石・崩壊、岩石崩壊、地すべり、盛土等の要対策箇所	○	○
道路防災点検箇所	土石流の要対策箇所	○	-
土砂災害危険箇所	道路が保全対象となる以下の危険区域 土砂災害特別警戒区域、警戒区域【河川砂防課】 （急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所） 山腹崩壊危険地区【林政課】 地すべり危険地区（林政課） 地すべり危険箇所（農村整備課）	○	○
土砂災害危険箇所	道路が保全対象となる以下の危険区域 土砂災害特別警戒区域、警戒区域【河川砂防課】 （土石流危険渓流） 崩壊土砂流出危険地区【林政課】	○	-

※ 危険箇所の詳細については資料編を参照。

※ 土砂災害特別警戒区域、警戒区域（急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区・箇所は、大雨を起因とするものであるが、防災公共では、地震を起因とする土砂災害についても定義付けしている。

### ▲孤立集落・避難場所抽出に利用した危険箇所

## (2) 孤立集落・孤立避難場所の抽出結果

地震・大雨災害時に孤立する恐れのある集落及び避難場所について、下記の結果となった。(本結果については、平成24年5月30日に公表)

### ○孤立する恐れのある集落は、全県で275集落

地震・大雨の両方を要因として孤立する恐れのある集落 212集落  
 大雨のみを要因として孤立する恐れのある集落 62集落  
 地震のみを要因として孤立する恐れのある集落 1集落

### ○孤立する恐れのある避難場所は、全県で585避難場所

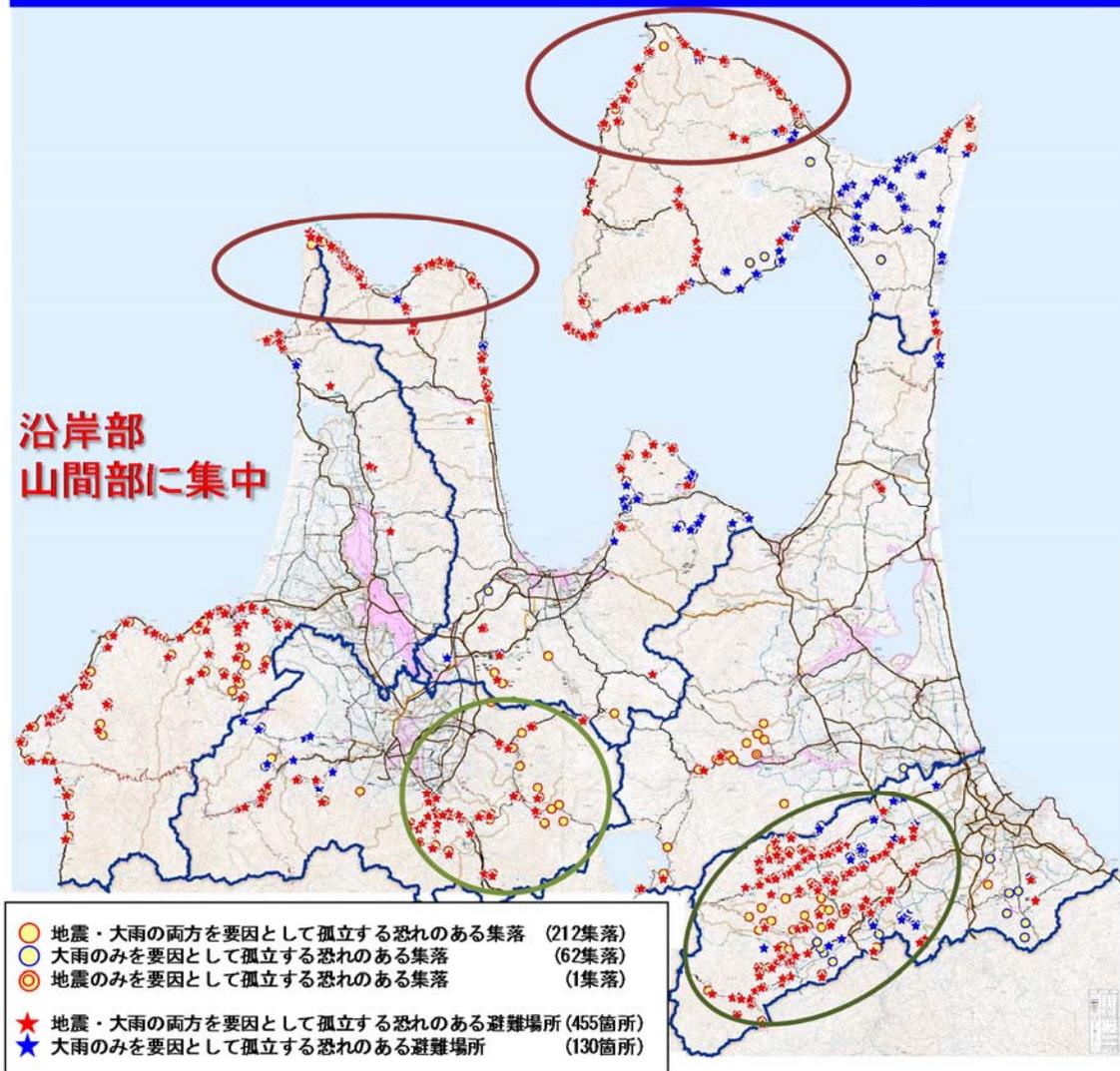
地震・大雨の両方を要因として孤立する恐れのある避難場所 455避難場所  
 大雨のみを要因として孤立する恐れのある避難場所 130避難場所

管内	市町村名	地震時		大雨時		管内	市町村名	地震時		大雨時		
		集落	避難所	集落	避難所			集落	避難所	集落	避難所	
東青	青森市	5	8	7	10	西北	五所川原市	—	2	1	3	
	平内町	7	8	17	23		つがる市	—	—	—	—	
	蓬田村	—	—	—	1		鶴田町	—	—	—	—	
	外ヶ浜町	15	34	16	35		板柳町	—	—	—	—	
	今別町	5	12	5	13		中泊町	2	11	2	11	
	計	32	62	45	82		鱒ヶ沢町	13	32	13	32	
中南	弘前市	3	5	4	16		深浦町	19	55	19	55	
	黒石市	8	9	8	9		計	34	100	35	101	
	平川市	7	7	7	7		上北	十和田市	15	4	15	5
	大鰐町	7	26	7	26			三沢市	—	—	—	—
	藤崎町	—	—	—	—	おいらせ町		—	—	—	—	
	田舎館村	—	—	—	—	横浜町		—	—	—	—	
	西目屋村	4	7	5	8	野辺地町		—	—	—	—	
計	29	54	31	66	東北町	—		—	—	—		
三八	八戸市	1	—	7	—	七戸町		1	—	1	—	
	階上町	—	2	1	3	六戸町		—	—	1	—	
	五戸町	1	35	5	49	六ヶ所村		2	2	2	5	
	南部町	2	16	4	24	計		18	6	19	10	
	三戸町	20	9	26	13	下北	むつ市	19	46	29	69	
	田子町	14	29	14	30		東通村	4	9	19	50	
	新郷村	25	49	25	49		風間浦村	3	12	3	13	
	計	63	140	82	168		大間町	3	7	3	7	
							佐井村	8	19	8	19	
							計	37	93	62	158	
						県合計	213	455	274	585		

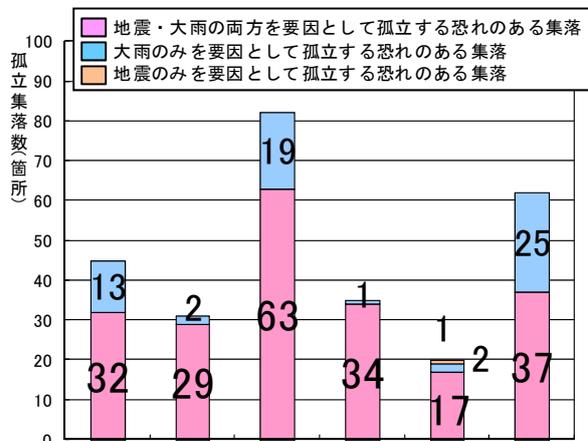
### ▲市町村別の集落・避難場所の内訳

なお、孤立する恐れのある集落名及び避難場所名については、資料編を参照。

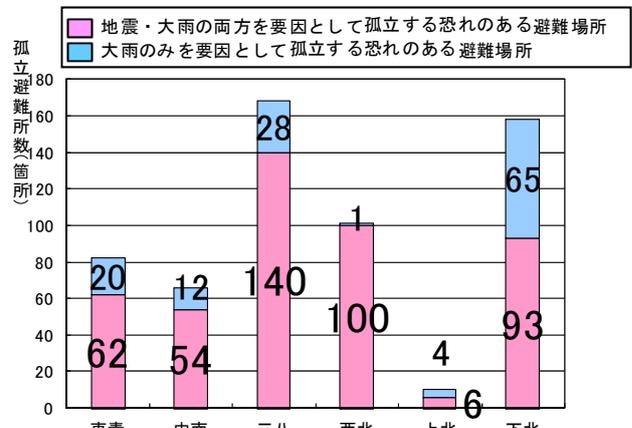
## 孤立する恐れのある集落・避難場所の分布



▲ 孤立集落・避難場所の分布



▲ 管内別の孤立集落数



▲ 管内別の孤立避難場所数

### 3. 近年の災害と人的災害の特徴

東日本大震災や全国各地で集中豪雨による災害など想定を上回る災害が頻発している。これまで、防潮堤や海岸堤防等の海岸保全施設や河川堤防等の構造物により災害を未然に防ぐ対策を推進してきたが、近年の想定外の災害で明らかになっているように、自然の力をこういった構造物だけで完全に抑えることは現実的ではない。このことから、構造物による「減災」を行いながら、人命を守ることを最優先に、「逃げる」という発想を重視した防災対策を今後進めて行かなければならない。

全国の人的被災のあった災害の事例をみると、避難所へ向かう途中、または避難所において被災し、人命が失われている事例がある。人命を守るためには、災害時に、一人一人が置かれている状況に即して、避難の時期や避難の方法、避難する場所といった最適な避難行動を実現させることが重要である。

#### ○大雨災害の事例

(出典：「大雨災害における避難のあり方等検討会報告書」 平成22年3月 内閣府 より)

- ・平成21年7月 山口県防府市 (死者19名)  
救助活動に向かった消防隊員・車両が土石流に巻き込まれ10数名が流される  
2地区で車で避難中の住民が土石流に巻き込まれ犠牲に (3名死亡)  
特別養護老人ホーム「ライフケア高砂」に土石流が直撃 (7名死亡)
- ・平成21年8月 兵庫県佐用町 (死者・行方不明者26名)  
激しい降雨と浸水のある中、指定避難所への移動中、犠牲に (3家族9名)

#### ○地震・津波災害 (東日本大震災) の事例

- ・岩手、宮城、福島県の75箇所の指定避難所が津波に襲われ浸水  
(出典：「津波からできるだけ短時間で円滑に避難ができる方策」  
平成24年5月 防災対策推進検討会議 津波避難対策検討ワーキンググループ より)
- ・自動車で避難中に多数が犠牲に  
宮城、岩手両県で車内から発見された遺体収容数677名  
(出典：「自動車で安全かつ確実に避難できる方策」  
平成24年5月 防災対策推進検討会議 津波避難対策検討ワーキンググループ より)

## 4. 防災公共の理念

### ○岩手・宮城内陸地震を教訓とした防災対策

災害時に、役場・支所といった防災拠点と集落・避難所の道路交通を確保することは、救援物資や応援人員の輸送を可能とし、人命を守るためには必要不可欠である。また大規模な災害時には、生活圈域外や県外からの救援物資等の搬入があるため、役場・支所といった防災拠点と生活圈域外の道路交通の確保も必要不可欠である。このため、今後、輸送路の分断や孤立集落の発生を防ぐための対策を行っていく必要がある。

### ○東日本大震災を教訓とした防災対策

先の東日本大震災では、避難計画は策定されていても、必ずしもそれが現状に即した避難経路、避難場所になっていなかったために被害が拡大したとも言われている。

このため、避難計画とそれを可能とするインフラ整備のマッチング、つまり、最適な避難経路、避難場所を確保するために必要な対策を行っていく必要がある。

また、避難計画を具体化するために、インフラ整備のほか、住民の適切な避難が実現できるよう、適切な避難経路・避難場所の指定や住民への周知・防災訓練の実施といった危機管理体制の強化などソフト対策も重要である。

上記の各災害を教訓に、県では、今後の実施すべき防災対策を「防災公共」と提唱し、取り組んで行くこととした。

#### 防災公共とは

災害時に、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組

※ 想定外の災害に対処して行くためには、構造物による「減災」を行いながら、人命を守ることを最優先に、「逃げる」という発想を重視した防災対策を今後進めて行かなければならない。

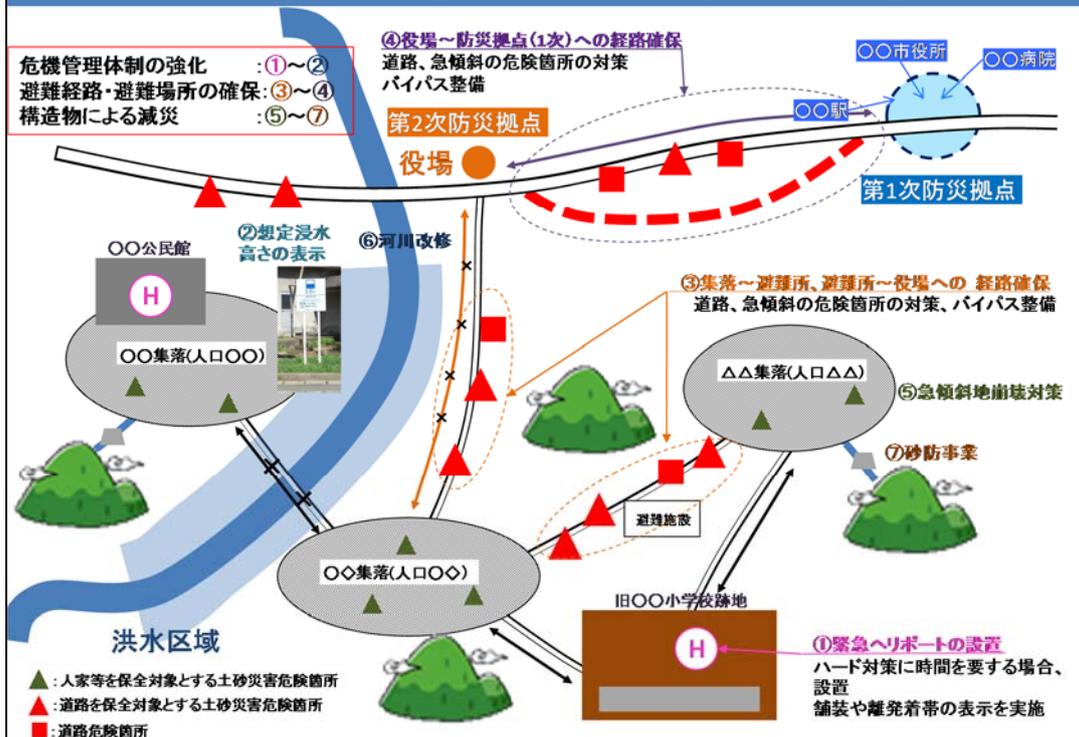
構造物による「減災」は、各担当課でこれまで行っている取組であるため、防災公共では、「逃げる」という発想を重視した防災対策に特化する。

# 「防災公共」のイメージ【海岸部】



▲海岸部（地震・津波災害）の防災公共のイメージ

# 「防災公共」のイメージ【内陸部】



▲内陸部（大雨災害）の防災公共のイメージ

## 5. 防災公共推進計画の策定

防災公共の理念を実現させるため、今後、実施すべき施策について設定する「防災公共推進計画」を平成24年度、25年度の2ヶ年で策定した。

### ○防災公共推進計画とは

人命を最優先とする「防災公共」の理念に合致した防災対策を進めるため、地域の実情にあった避難計画を具体化するために必要な対策を設定する。そのためには最適な避難経路、避難場所の確保が必要となる。

#### ●最適な避難場所

避難場所が土砂災害特別警戒区域外及び警戒区域外、または津波浸水想定区域外に設定されている場所

#### ●最適な避難経路

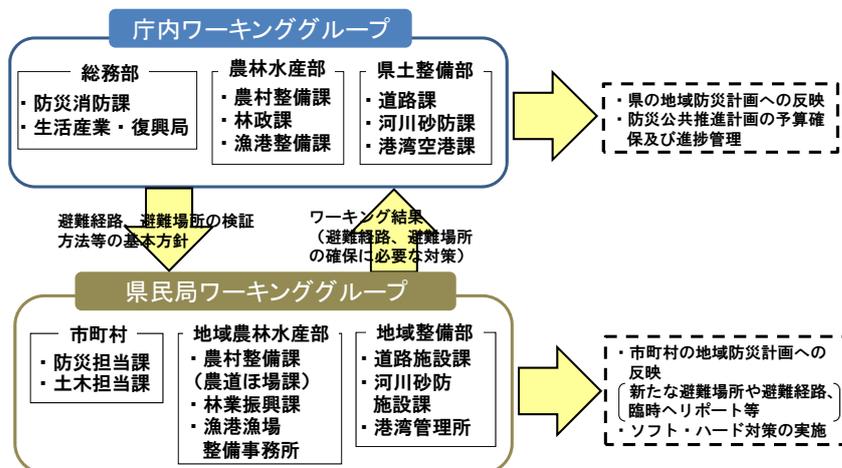
最適な避難場所や防災拠点である役場まで危険区域を通らずに道路交通でアクセスが可能な道路

具体的には、下記の項目について、検証し、必要な対策を設定する。

1. 地区（集落）内の避難経路、避難場所
2. 防災拠点となる役場と地区（集落）及び避難場所間の経路
3. 役場と外部（地方中心生活圏都市や高速 IC 等）間の経路

### ○計画の策定方法

地域の実情を反映した対策を設定するため、各県民局に「防災公共県民局ワーキンググループ」を設置し、ワーキングを実施する。



▲防災公共推進計画策定のフロー図

また、県民局ワーキングの実施に際し、全県的に統一された方針で実施するため、庁内に関係部局で構成される「防災公共庁内ワーキンググループ」を設置し、実施方針等の策定を行うこととした。

#### ○防災公共推進計画の策定スケジュール

平成24年度には、下記観点から15市町村において計画策定に着手し、その内13市町村で計画を策定し、平成25年8月公表した。

八戸市は、津波避難計画を策定中であるため、また十和田市は、地域防災計画を策定中であるため、平成25年度も引き続き検討を行うこととなった。

このことから、平成25年度には、継続2市と新たに25市町村において計画を策定した。

#### 平成24年度の計画策定市町村の選定基準

- ・平成24年度に、避難計画等の見直しなど、防災公共推進計画と関連した施策を展開している市町村
  - ※ 東日本大震災で被災した4市町では復興交付金の申請のため、津波対策について検討しているため、連携して策定していきたいと考え、選定
- ・防災公共推進計画策定に必要な関連する調査（津波浸水予測図や臨時ヘリポート候補地調査等）が完了、または完了が見込まれる市町村
- ・上記の基準以外で、各県民局管内から最低2市町村以上ワーキングが可能となるよう市町村
  - ※ 平成24年度に全県民局に県民局ワーキングを経験させ、最適手法を確立した上で平成25年度にワーキングを実施するため

	H24年度着手	H25年度着手
東青管内	平内町、蓬田村	青森市、外ヶ浜町、今別町
中南管内	黒石市、西目屋村	弘前市、平川市、藤崎町、大鱈町、田舎館村
三八管内	八戸市、階上町	三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村
西北管内	中泊町、鶴田町	五所川原市、つがる市、鯨ヶ沢町、深浦町、板柳町
上北管内	十和田市、三沢市、おいらせ町、七戸町、六戸町	野辺地町、横浜町、東北町、六ヶ所村
下北管内	大間町、風間浦村	むつ市、東通村、佐井村
計	15市町村	25市町村

○平成24年度は、13市町村計画策定、平成25年度は、27市町村計画策定(八戸市と十和田市継続)

#### ▲防災公共推進計画策定のスケジュール

## (1) 庁内ワーキングの取組

庁内ワーキングは、県民局ワーキングで検討する避難経路・避難場所の検証方法等の基本方針や防災公共推進

### 庁内ワーキングの実施状況 ▶

計画の策定方針を決定するため、本計画書策定までに計6回、関係部局と協議・調整を行った。具体的には、「災害時の避難における課題」や「津波発生時の避難のあり方」、「大雨災害時の避難のあり方」、「防災公共推進計画の策定の考え方」について取りまとめたところである。ワーキングの実施内容を次に示す。



<p><b>第1回ワーキング</b> 平成 24 年 5 月 28 日開催</p> <p>○地震・大雨災害時の課題 (平成 21～23 年度の調査結果) ○防災公共推進計画策定のワーキング実施方針</p>	<p><b>第2回ワーキング</b> 平成 24 年 6 月 12 日開催</p> <p>○東日本大震災を踏まえた津波避難対策について ○避難に関わる県内の課題 ○第 1 回ワーキング意見への回答 ・孤立集落の定義について ・部局長への報告について</p>
<p><b>第3回ワーキング</b> 平成 24 年 9 月 21 日開催</p> <p>○平成 24 年度防災公共推進計画策定市町村の選定について ○津波避難標識等について ○津波発生時の避難のあり方</p>	<p><b>第4回ワーキング</b> 平成 25 年 2 月 22 日開催</p> <p>○大雨災害時の避難のあり方 ○短期、中期施策の考え方について ○県民局ワーキングの進捗状況 ○公表イメージについて</p>
<p><b>第5回ワーキング</b> 平成 25 年 8 月 1 日開催</p> <p>○防災公共推進計画書への意見と対応方針</p>	<p><b>第6回ワーキング</b> 平成 26 年 5 月 1 日開催</p> <p>○防災公共推進計画書の公表 ○施策とりまとめ資料</p>

<p>○防災公共推進計画書の公表 ○平成 25 年度の実施内容</p>	<p>○施策実施状況調査</p>
---	------------------

※庁内ワーキングメンバーは、以下の観点で選定

- ・ 防災消防課・・・地域防災計画（避難体制・避難計画）を所管
- ・ 生活再建・産業復興局・・・東日本大震災の被災 4 市町の復興計画等に精通
- ・ 農村整備課・・・農道、ため池、地すべり危険箇所を所管
- ・ 林政課・・・林道、山腹崩壊・崩壊土砂流出・地すべり危険地区を所管
- ・ 漁港漁場整備課・・・漁港を所管
- ・ 道路課・・・道路防災点検を所管
- ・ 河川砂防施設課・・・急傾斜地危険箇所、土石流危険渓流、津波浸水想定区域、河川氾濫想定区域等を所管
- ・ 港湾空港課・・・臨港区域を所管

## （２）県民局ワーキングの取組

県民局ワーキングは、平成 24 年度は 15 市町村において延べ 37 回、平成 25 年度は 27 市町村において延べ 85 回、2 箇年合計で延べ 122 回実施された。

ワーキングでは、各市町村単位でワーキングを実施し、市町村全域を検討するのではなく、地区を限定し検討を行った。検討地区は、津波浸水想定区域、孤立する恐れのある集落・避難場所が存在する地区で、各地区における避難経路・避難場所の検証や新たな避難経路・避難場所の設定、それらを確保するために必要な対策等についてワーキングを実施した。

市町村により、ワーキングの実施内容は異なるが、概ね下記の内容でワーキングが実施された。

市町村により、ワーキングの実施内容は異なるが、概ね下記の内容でワーキングが実施された。

※県民局ワーキングメンバーは、以下の観点で選定

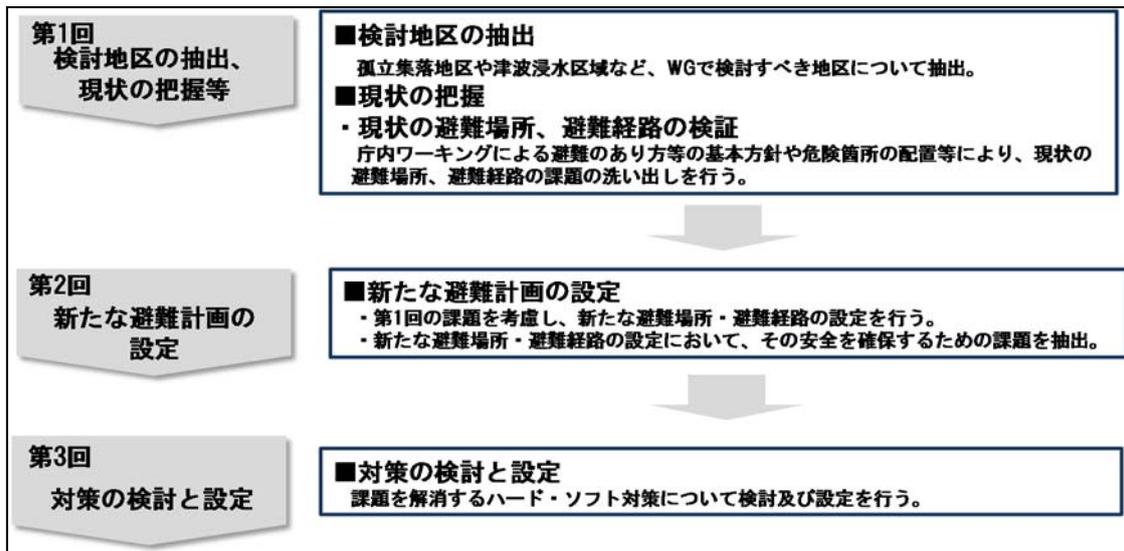
- ・ 市町村の防災担当課
  - 地域防災計画（避難体制・避難計画）を所管。各地区の避難計画の教授
- ・ 市町村の土木課
  - 市町村管理のインフラを所管。各地区のインフラ状況の教授
- ・ 県民局地域連携部



▲県民局ワーキングの実施内容

市町村の支援において、間接的に助言・アドバイスをするオブザーバー的な役割

- ・ 県民局地域農林水産部
  - 農村整備課（農道ほ場課）・・・農道、ため池、地すべり危険箇所を所管
  - 林業振興課・・・林道、山腹崩壊・崩壊土砂流出・地すべり危険地区を所管
  - 漁港漁場整備事務所・・・漁港を所管
- ・ 地域整備部（事業所含）
  - 道路施設課・・・道路防災点検を所管
  - 河川砂防施設課・・・急傾斜地危険箇所、土石流危険渓流、津波浸水区域、河川氾濫区域等を所管
  - 港湾管理所・・・臨港区域を所管



### ▲県民局ワーキングの実施内容

管内	市町村名	防災公共 説明会	津波避難 説明会	第1回	第2回	第3回	第4回	備考
東青	平内町	7月26日	1月10日	11月28日	2月25日	3月14日	4月30日	第4回で完了
	蓬田村	7月26日	1月10日	4月26日				第1回で完了
中南	黒石市	7月31日		10月31日	1月24日	3月21日		第3回で完了
	西目屋村	7月31日		10月31日	1月28日	3月21日		第3回で完了
三八	八戸市	8月3日	10月29日	10月29日	12月3日	2月13日	3月8日	津波については、次年度継続的に検討
	階上町	8月3日	10月29日	10月29日	12月3日	2月13日	3月8日	第4回で完了
西北	鶴田町	7月31日		11月21日				第1回で完了
	中泊町	7月31日	1月11日	11月21日	3月8日			第2回で完了
上北	十和田市	8月3日		12月19日	2月8日			引き続き次年度も継続的に検討
	三沢市	8月3日	10月29日	10月29日	3月6日			第2回で完了
	七戸町	8月3日		12月10日				孤立集落なし 課題がないということで完了
	六戸町	8月3日		2月8日				第1回で完了
	おいらせ町	8月3日	10月29日	10月29日	3月6日	5月10日		第3回で完了
下北	大間町	7月30日	11月19日	11月20日	12月25日	2月14日		第3回で完了
	風間浦村	7月30日	11月19日	11月20日	12月26日	2月14日		第3回で完了
ワーキング開催回数				15	11	8	3	37

▲平成24年度 県民局ワーキングの実施状況

管内	市町村名	市町村打合わせ及びワーキング実施回数					備考
		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	
東青	青森市	10月1日	12月18日	2月19日	3月19日		第4回で完了
	外ヶ浜町	9月12日	12月5日	2月4日	3月18日		第4回で完了
	今別町	9月12日	12月5日	2月4日	3月18日		第4回で完了
中南	弘前市	8月12日	1月8日	2月3日			第3回で完了
	平川市	8月9日	12月12日	2月21日			第3回で完了
	大鰐町	8月20日	12月9日	2月3日			第3回で完了
	藤崎町	8月9日					孤立集落なし 課題なしで完了
	田舎館村	8月9日					孤立集落なし 課題なしで完了
三八	八戸市	1月20日	3月19日				H24からの継続 第2回で完了
	五戸町	10月24日	1月16日	1月29日	3月20日		第4回で完了
	南部町	10月24日	1月16日	1月29日	3月19日		第4回で完了
	三戸町	10月31日	1月15日	1月30日	3月19日		第4回で完了
	田子町	10月31日	1月20日	1月29日	3月19日		第4回で完了
	新郷村	10月30日	1月15日	1月30日	3月20日		第4回で完了
西北	五所川原市	7月26日	12月18日	1月31日			第3回で完了
	つがる市	7月26日					孤立集落なし 課題なしで完了
	板柳町	8月21日					孤立集落なし 課題なしで完了
	鱒ヶ沢町	8月21日	12月25日	2月5日			第3回で完了
	深浦町	8月27日	12月18日	1月17日	2月4日		第4回で完了
上北	十和田市	1月28日	2月13日	3月18日			H24からの継続 第3回で完了
	横浜町	7月25日	12月17日	3月11日			第3回で完了
	野辺地町	7月25日	12月17日	3月11日			第3回で完了
	東北町	9月12日	1月10日	3月11日			第3回で完了
	六ヶ所村	9月12日	11月26日	1月10日	2月10日	3月18日	第5回で完了
下北	むつ市	8月7日	11月11日	2月6日	3月10日		第4回で完了
	東通村	8月8日	11月12日	2月6日	3月11日		第4回で完了
	佐井村	8月8日	11月12日	2月6日			第3回で完了
市町村打合わせ及び ワーキング実施回数		27回	23回	22回	12回	1回	全85回

▲平成25年度 県民局ワーキングの実施状況

### (3) 防災公共推進計画策定の基本方針

#### 1) 津波発生時の避難のあり方

人命を最優先に「逃げる」という発想を重視した防災対策を行うには、地域の実情に沿った避難計画を具体化することが必要である。

津波に対しては、沿岸部の市町村は津波避難計画を策定することとなっているが、津波から人命を守るためには、策定された津波避難計画を具体化させる施策を実施していくことが重要である。

このことから、庁内ワーキングでは津波避難計画の促進を図るため、津波発生時の避難のあり方を検討し、沿岸市町村へ説明を実施したところである。

津波避難計画については、「津波対策推進マニュアル検討報告書（平成14年消防庁）」において、「市町村における津波避難計画策定指針」（平成24年度に改訂）が提言されており、これに則って作成することになるが、策定時に各市町村が苦慮する項目について、考え方を整理したものである。

#### ①津波避難計画とは

○津波避難計画を策定する必要のある地方公共団体

海岸線等（津波の遡上が予想される河川の流域等も含む）を有する全ての市町村

○津波避難計画の範囲

津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間～十数時間の間、住民等の生命、身体の安全を確保するための避難対策に資するものである。

○津波避難計画において定める事項

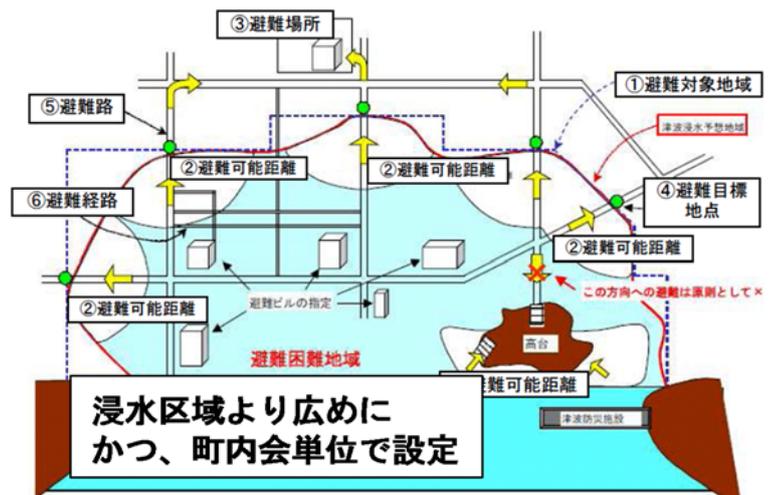
1津波浸水想定区域図	① 過去に津波被害が発生した地震に伴う津波浸水地域 ② 津波発生の可能性のある地震に伴う津波浸水地域 (津波シミュレーションの実施) ③ ①及び②により津波浸水想定区域図（予想最大浸水域）を作成 ④ 津波到達予想時間を設定
2避難対象地域	1津波浸水想定区域図に基づき避難対象地域を指定
3避難困難地域	予想される津波の到達時間までに避難が困難な地域の抽出
4避難場所等、避難路等	避難場所・避難所・避難ビル、避難路・避難経路の指定・設定
5初動体制	職員の参集基準、参集連絡手段等の明確化
6津波情報の収集、伝達	津波警報・注意報、津波情報の収集伝達手段・体制、海面監視等
7避難勧告、指示の発令	避難勧告、指示の発令の基準、手順、手段等
8津波対策の教育・啓発	津波避難計画・ハザードマップ等の周知、津波の知識の教育・啓発の方法、手段等
9避難訓練	避難訓練の実施体制、内容等
10 その他の留意点	観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、災害時要援護者の避難対策

地域の実情に沿った最適な避難経路、避難場所を設定していくためには、避難困難区域を抽出し、それを解消する対策を検討してすることになる。以下に、避難経路、避難場所を設定する概要について掲載する。

## ②避難経路、避難場所の設定までの流れ

### ○避難対象地域の指定

最大の津波浸水想定区域に基づき、自主防災組織あるいは町内会等の単位により指定（避難勧告、避難指示等を発令する場合、住民等に迅速、かつ正確に伝えるため）

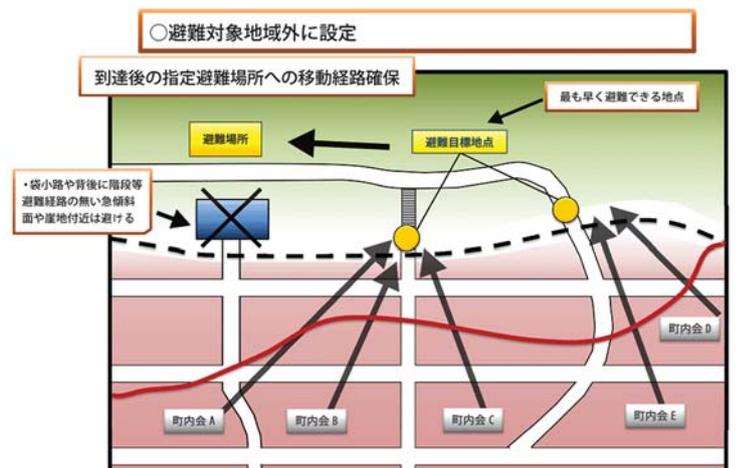


出典；防災のための図記号に関する調査検討委員会報告書（平成 17 年 3 月総務省消防庁）

### ○避難目標地点の設定

津波到達予想時間までに、避難者が避難対象地域外へ脱出する際の目標地点を避難対象地域の外側に設定。

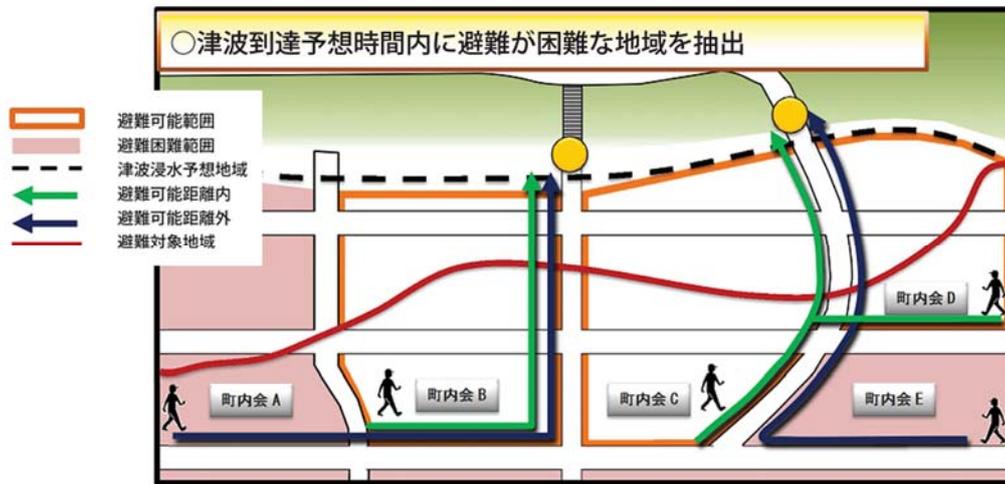
また、避難目標地点までの避難路、避難経路を設定。



### ○避難困難地域の検討

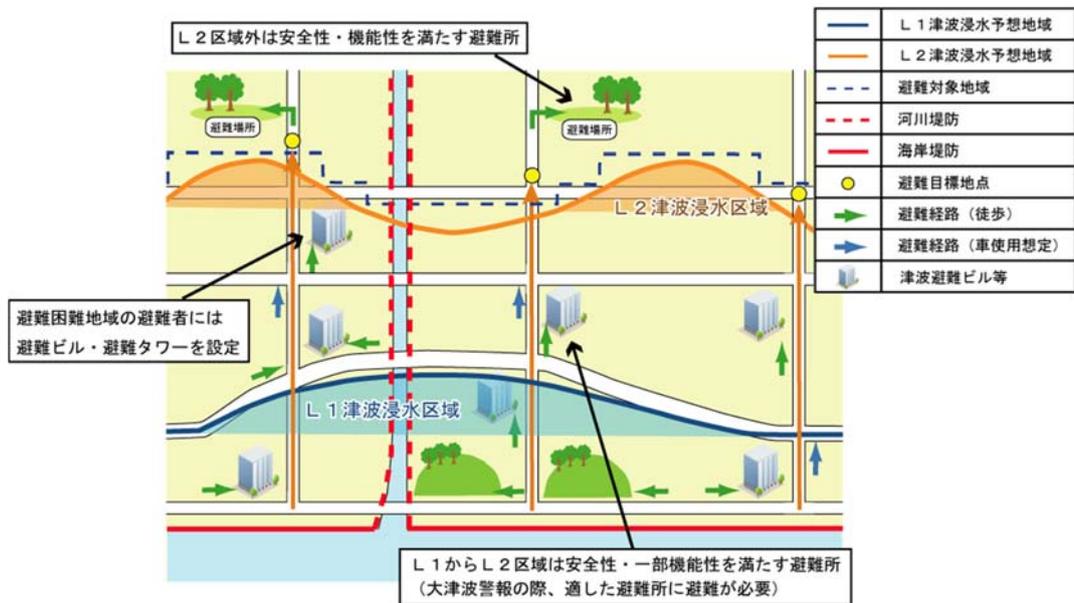
津波到達予想時間と避難する際の歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達予想時間までの間（避難可能時間）に避難が可能な距離（範囲）を設定し、避難目標地点へ到達できない避難困難区域

を抽出



○避難場所の指定・設定

「最大クラスの津波」に対しては、安全性・機能性を満たす避難場所を設定。「比較的発生頻度の高い津波」に対しては、安全性や一定の機能性が確保されている避難場所を設定。(大津波警報が発表された場合には、当該避難場所よりも適している所への避難が必要になることを明示)



※避難場所の安全性

立地的 (避難対象地域外や周辺に危険箇所がな等) な安全性と建物の耐震性

避難場所の機能性

避難場所の面積や夜間照明、情報機器

### ○避難路、避難経路の指定・設定

市町村は、避難路が備える必要のある安全性や機能性が確保されている避難路を指定

住民は、避難路や避難経路に到達できる安全性が確保された避難経路を設定

#### ※避難路等の安全性

土砂崩れの危険が少なく、幅員が広いこと、また橋梁等がある場合は耐震性が確保されていること等

#### 避難路等の機能性

避難誘導標識や同報無線の設置、夜間照明の設置

### ○避難手段等の指定・設定

避難する場合の方法は、原則として徒歩

- ・ 歩行が困難な者など災害時要援護者が避難する場合
- ・ 想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合

→自動車避難を検討せざるを得ない

※自動車による避難には限界量があることを認識して、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る必要がある。

## ③各自治体で判断が必要な事項の考察

### ○避難可能時間について (t)

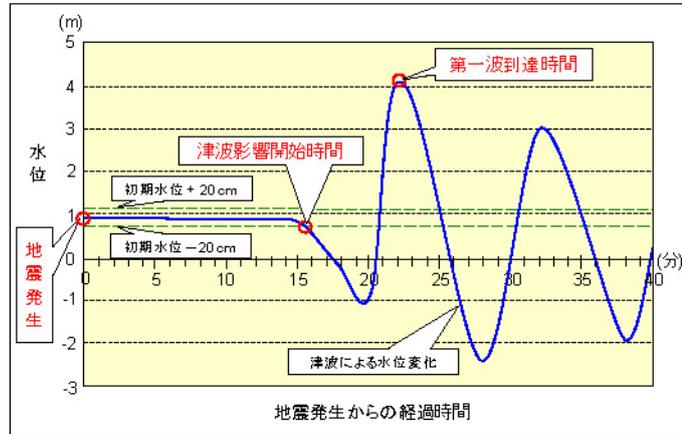
県内沿岸部で地域ごとに津波到達予想時間が異なるため、「津波到達予想時間 (t<sub>1</sub>)」と「避難開始時間 (t<sub>2</sub>)」の差分を基本とする

- 国の防災基本計画・・・津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難
- 青森県地域防災計画・・・地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間
- 津波避難計画策定指針・・・「避難可能時間」=「津波到達予想時間」-「避難開始時間」  
中央防災会議の専門調査会では、今後発生が予想される東海、東南海、南海地震では、地震発生後5分から10分程度で大津波が太平洋沿岸に押し寄せる可能性があるため、「おおむね5分程度」という記載をしている。このため青森県では「おおむね5分」ととらわれずに「津波避難計画策定指針」の手法にて避難可能時間を算出することとした。

### ○津波到達予想時間について (t<sub>1</sub>)

海域を伝播してきた津波により、初期水位から±20cm（海辺にいる人々の人命に影響が出る恐れのある水位変化）の変化が生じるまでの時間とする（津波影響開始時間）

津波避難計画策定指針によれば、「津波到達予想時間」は、「海域を伝播してきた津波により、海辺にいる人々の人命に影響が出る恐れのある水位変化が生じるまでの時間であり、地域の実情に応じて設定すべきものであるが、気象庁では津波の高さが 20cm 未満の場合は、若干の海面変動があるが被害の心配はない旨を「津波予報」として発表しており、20cm を一つの目安とすることが考えられる。」と掲載されている。



### ▲津波影響開始時間

津波注意報の発令基準（気象庁 HP 抜粋）

- ・ 津波は、海水の横方向（津波の進行方向）の動きが大きくなり、水深の浅いところでも立っていることが困難になる。
- ・ 横方向の海水の動き（流速）についての海水浴場の安全基準としては、0.2～0.3m/秒程度以下が適当と言われており、0.3～0.35m/秒程度で遊泳注意・部分禁止となることが多い。
- ・ 津波の高さが0.2mを超えると、流速が0.3m/秒を超える例が多くなる。
- ・ 津波の高さが0.2mを超えると予測される海岸には、津波注意報を発表される。

以上のことから+20cmは、当然のことながら、-20cmの水位変化にも注意が必要

### ○避難開始時間について（ $t_2$ ）

「市町村における津波避難計画策定指針」に掲載されている「2分」とする。

津波避難計画策定指針において、「地震発生後2～5分後に避難開始できるものと想定する」と掲載されている。  
 青森県沿岸の津波影響開始時間を見ると早いところで5分となっており、避難開始を5分と設定すると浸水しはじめている可能性がある。このため津波避難計画策定指針に掲載されている最短時間「2分」を活用することにした。（津波警報は約3分を目標に発表）

### ④津波避難関連標識

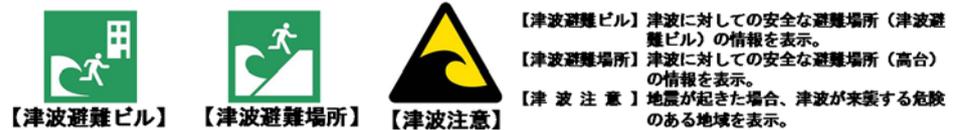
津波避難計画の具体化にはハード整備のみならず、地震発生後迅速な津波避難を可能とするため、津波の危険地帯を警告し、津波から避難するよう指示を与える標識の設置も有効である。

しかし、津波関連標識は、道路標識等と違い法令等で定められた標識でないことから、多種多様な避難標識が設置されており、地域住民はもとより、観光客等の来訪者にも、明確に理解されていないという課題がある。そこで、明確に理解される津波避難関連標識等に検討した。

○標識の記載内容について

- ・ 図記号やデザイン

「防災のための図記号に関する調査検討委員会」（平成 17 年 3 月総務省消防庁）の統一記号を使用



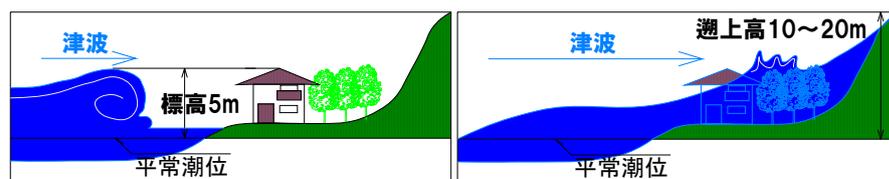
- ・ 大きさ、書体等

「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」（平成 18 年 7 月国土交通省河川局）の資料編を参照

避難を迅速に促すためには、一目見て、万人に理解されるような標識である必要がある。このため、図記号やデザインについては、ISOやJISにて認証を受けている図記号を使用することとする。また大きさや書体、色彩等については、「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」にて、人間の認識のしやすさの観点から、取り決めが記載されているため、それを参照することとした。

○海拔表示版の記載内容について

海拔表示は、自らいる場所を認識するために有効だが、海拔表示があるが故に、避難の妨げとなることもある。津波警報は「○○地方は高さ3～5メートルの津波が来る」と予報が発表されるが、海拔表示から「うちは標高10メートルだから大丈夫」と判断し避難しないことも考えられる。津波は遡上するため、3～5メートルの津波でも、実際は遡上し、10メートル以上になって襲ってくることもある。このため、海拔のみの表示ではなく、下記の内容にも掲載することが望ましい。



- ・ 津波の遡上を考慮し、その場所での、想定浸水深を表示
- ・ 迅速な避難を実現させるため、その場所から最寄りの避難場所を表示
- ・ 海拔、浸水深の単位は「m」とし、小数点以下第1位まで表示
- ・ 設置者を表示

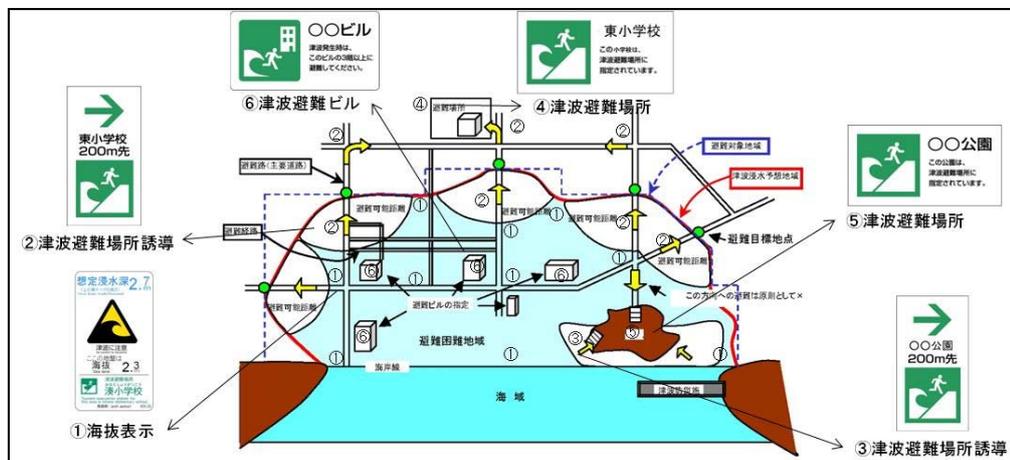
【海拔表示のイメージ】



○設置場所について

「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」（平成 18 年 7 月国土交通省河川局）の方針を参考に設置場所を決定

避難場所等については、地域住民はもとより、観光客、外国人等の来訪者にとっても、明確に理解される必要がある。「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」は、地域をまるごとハザードマップと見立て、各種情報を標示することにしており、その土地に初めてきた来訪者にも避難場所までの経路等が明確に理解されるよう設置場所を決めている。



▲津波避難関連標識設置イメージ

## 2)大雨災害時の避難のあり方

大雨災害時の避難のあり方について、国では、平成16年度の一連の大雨災害（年間の死者数が259人）を踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成17年3月）を取りまとめている。

近年、短時間による集中豪雨や中小河川のはん濫等、災害の形態が変化してきていることから「大雨災害における避難のあり方等検討会報告書」（平成22年3月）を取りまとめている。

最適な避難行動とは

- ・ 短時間で急激な浸水や水位の上昇が発生し得る大雨時には、あらかじめ指定された避難所への移動が必ずしも適切でない場合がある。
- ・ 土地の高低や建物の階数、構造など住民一人一人が置かれた状況や、その時点での降雨、浸水の状況などによって、最適な避難行動のあり方は異なる。
- ・ 大雨時には予測できない事態が発生することもあり、市町村が必ずしも適切な避難勧告等を発令できるとは限らない。

→最終的な避難行動の選択は住民個人の判断に委ねられている

このことから、庁内ワーキングでは住民個人が的確に判断し、安全に避難できるために必要な方策について検討したところである。

○人命を守るためには

一人一人が置かれている状況に即して、最適な行動の実現が重要である。そのためには、避難の時期（避難勧告等や自助）や避難の方法（車や徒歩、経路）、避難する場所が状況に即しているかが重要となる。

・ 避難の時期

防災消防課により、避難勧告等の判断・伝達に係る取組、防災リテラシー等、既に実施されているため、それと連携していくこととする。

※ 防災リテラシーとは、洪水など大きな災害にあったときに、どのように行動すれ

ばよいかあらかじめ対策しておくこと

・避難の方法、避難する場所

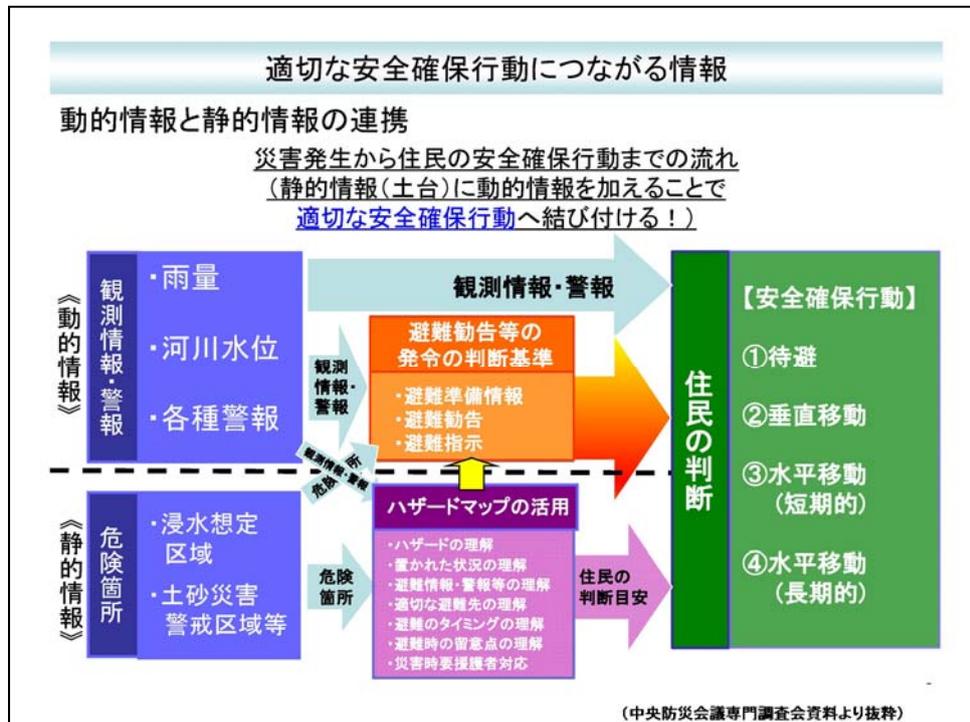
青森県内においても、避難経路、避難場所が危険区域に隣接している箇所は多数有り、最適な避難経路、避難場所を確保するための施策を防災公共の取組において検討する必要がある。

○洪水における避難のあり方について

- ・動的情報（観測情報・警報等）と静的情報（ハザードマップ）を基に最適な避難場所（待避・垂直移動・水平移動）を選択
- ・既存の洪水ハザードマップにより避難場所・避難経路の安全性・的確性を確認
- ・水平移動に危険を及ぼす危険箇所は対策の必要有

○土砂災害における避難のあり方について

- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域外に指定避難場所を確保
- ・指定避難場所が確保できない地域は、民家への避難も視野に入れ、合意形成しておく必要有
- ・その避難場所への経路上にある土砂災害危険箇所は対策の必要有



## ▲動的情報と静的情報の連携

### 3)防災公共推進計画の策定方針

#### ①計画策定の前提

- ・ 県・市町村の一体の取組であることを明確にするため、施策の設定には、県・市町村の所管のものすべてを掲載
- ・ 真に必要な対策を抽出するため、事業の実効性（財源や事業制度上の課題等）は現段階で考慮しない
- ・ 施策については、優先度をつけるため、短期、中期的施策に区分して設定

#### ②短期的施策について

災害はいつ何時発生するかわからないため、どんな形でもまずは人命を守る施策について設定

#### ○最適な避難場所の確保

- ・ 土砂災害特別警戒区域外及び警戒区域外、または津波浸水区域外に設定されている避難場所が有り、集落の人口に対し収容能力があるか確認
- ・ 適地が無ければ、避難場所の新設や変更

(例) 付近の人家への避難、津波避難ビルの指定、既設避難所の機能強化、隣接自治体の避難場所への避難等

#### ○最適な避難場所や避難目標地点へ到達できるような避難経路の確保

- ・ 上記で設定した避難場所、避難目標地点への経路、避難目標地点から避難場所への経路上にある危険箇所を抽出  
(短期施策の場合には道路交通にこだわらず、里道、階段等も検討)

#### ○最適な避難場所と外部との救援物資等の輸送手段の確保

- ・ 臨時ヘリポートの可能性調査の結果より、離発着が可能な場所を抽出
- ・ 適地が無い場合は、付近の漁港を活用  
(臨時ヘリポートや漁港までに到達するまでに危険箇所があれば短

期的施策に設定)

⑤中期的施策について

後世に安全な県土を残すため、恒久的に人命を守る施策について設定

- ・最適な避難場所や避難目標地点へ到達できるような避難経路の確保
- ・最適な避難場所や避難目標地点から役場へ到達できるような避難経路の確保
- ・大規模災害の際は、他行政機関などから応援や救援物資があるため、役場と外部（地方生活圏中心都市）の経路の確保

⑥危険箇所について

避難経路を確保するためには、道路を保全対象とする危険箇所対策が重要となる。しかし、その箇所数は多数有り、優先的に対策が必要な箇所を抽出することが重要である。

各種危険箇所については、定義が異なっている。

例えば、

- ・道路危険箇所は、毎年度斜面状況を調査し、斜面の荒廃状況から判断し、対策すべき箇所を「要対策」としている。このため、要対策と判定されている箇所については、緊急度があると判断できる。
- ・急傾斜地、土石流危険渓流の警戒区域・特別警戒区域は、ある一定の地形形状を満たすと設定され、斜面等の荒廃状況は加味されていない。また、対策が完了しても地形形状は残存するため警戒区域として残存する。このため、緊急を要する危険箇所であるのか判別出来ない。

## ⑦危険箇所の調査方法

上記のことから、危険箇所の状況調査をし、現状の危険箇所の状況と緊急度のある斜面について把握することとした。

### ■調査方法

#### ①対策工の欄

危険箇所に対しての対策の状況を記入

済 : 対策が完了していて、これ以上対策することがない

一部概成 : 一部対策済みだが、今後も対策が必要

未 : 未対策

#### ②事業状況の欄

「①対策工」にて「一部概成」、「未」と回答した危険箇所について記入

事業中 : 現在事業を実施している

計画あり : 今後5年程度で事業化したい

計画なし : 今後5年以内で事業化の予定なし

#### ③危険箇所の状況の欄

「②事業状況」にて「計画なし」と回答した危険箇所について記入

緊急度A : 5年程度での事業化は予定していないが、斜面が荒廃しており、中期的には対策する必要があると想定される

緊急度B : 危険箇所となっているが、現状の斜面状況においては対策の必要はなし。

または、他施設で対策済みのため、道路を保全する目的では対策の必要はなし。

※なお、急傾斜地・土石流の危険箇所において、斜面の状況により判断しがたい場合は、特別警戒区域が道路に隣接する危険箇所について「A」と判断する。

(特別警戒区域とは、警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域)

## 6. 防災公共推進計画

本章より、各市町村の地区ごとの検討結果について掲載する。各地区の検討結果について、共通事項を下記に述べる。

### ①用語の意味について

この計画において、使用する用語の意味等は下記のとおりとする。

用語	用語の意味等
避難場所（※1）	災害によって短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う施設。
避難目標地点	津波の危険から避難するために、津波浸水想定区域の外に定める場所をいう。とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点。
防災拠点	災害時に防災活動の拠点となる施設や場所のことで、県庁舎や各市町村の市役所・役場、警察署、消防署、救急告示病院、空港、港湾、鉄道駅前広場、大規模市場等がある
津波浸水想定区域（※2）	青森県において公表した最大クラスの津波（レベル2津波）による想定浸水区域と、比較的発生頻度の高い津波（レベル1津波）による想定浸水区域を重ね合わせた区域。
危険区域	土砂災害特別警戒区域、警戒区域 （急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所）
危険箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震対策が未実施な橋梁</li> <li>・河川改修計画断面に適合していない橋梁</li> <li>・道路防災点検による要対策箇所</li> <li>・土砂災害特別警戒区域、警戒区域 （急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所）</li> <li>・山腹崩壊危険地区</li> <li>・地すべり危険地区・箇所</li> <li>・崩壊土砂流出危険地区</li> </ul>

※1 平成25年6月の災害対策基本法改正において、災害時における緊急の「避難場所」と、一定期間滞在して避難生活をする「避難所」とが区別されているが、本計画では、これらを区別することなく「避難場所」と定義している。

※2 津波浸水想定区域の基となった津波シミュレーションは10mメッシュ地形データを用いた計算結果によるものであり、部分的な地形の凹凸、幅の狭い河川・水路等のデータが反映されない等のため、浸水域が異なる場合がある。

## ②地区名について

孤立する恐れのある集落・避難場所を有する地区や津波浸水想定区域を有する地区については、地区名を掲載している。地区名の隣に括弧書きでその地区の抱える課題について掲載している。

- ・孤立・・・孤立する恐れのある集落・避難場所を有する地区を意味する
- ・津波浸水想定区域・・・津波浸水想定区域を有する地区を意味する

※防災拠点である役場までの道路交通が分断される恐れのあることを孤立と定義

## ③災害の想定について

避難場所や避難経路を検証する上で、災害を想定する必要があるが、本計画書を策定するに当たり、起こりえる最大の自然災害を想定した。例えば海岸線を有する地区においては、大雨災害・津波災害が同時に起こり、土砂崩れや津波浸水が起こることを想定した。

## ④孤立した際の物資の輸送手段について

災害時には、避難場所へ住民は避難するため、孤立した際は、避難場所と外部で物資の輸送が可能となる必要がある。このため、避難場所と臨時ヘリポートや漁港が安全にアクセス可能かを検証した。(避難場所は孤立しないが、人家のみが孤立する場合は、人家とのアクセスについて検証)

## ⑤検討地区の図面について

図面には、防災拠点（役場や支所）や市町村の地域防災計画に記載されている避難場所、各種危険箇所、避難場所・防災拠点までの避難経路等を掲載している。県民局ワーキングでは、避難場所・避難経路の検証を行い、必要な対策について抽出している。

抽出方法は、避難場所・避難経路に影響を及ぼす危険箇所について、現状の斜面状況を P25 のとおり調査し、必要な対策について設定している。具体的な例を次項に示す。

凡		例	
	孤立集落		避難場所
	防災拠点(役所)		防災関係施設 緊急ヘリポート
	ヘリ離着陸可能場所		救急告示・防災拠点病院
河川砂防危険箇所		林政危険地区	
	急傾斜地崩壊危険箇所		地すべり危険地区
	土石流危険渓流		崩壊土砂流出危険地区
	地すべり危険箇所		山腹崩壊危険地区
道路防災点検・橋梁危険箇所		津波避難計画関係	
	道路防災点検箇所		津波浸水想定区域
	橋梁の要耐震補強箇所		避難目標地点
	橋梁の洪水時危険箇所		避難限界範囲

▲図面に掲載している情報

## (25) むつ市

### 1) 概要

むつ市は、むつ地区（旧むつ市）、川内地区（旧川内町）、大畑地区（旧大畑町）、脇野沢地区（旧脇野沢村）から成り、市役所は、むつ地区に立地している。むつ地区には、救急病院である「むつ総合病院」や救援物資の備蓄基地となる「大湊港」といった防災拠点が集積しており、むつ市の分庁舎はもとより、下北地域の各市町村からのアクセスが重要である。

大畑分庁舎と本庁舎は、国道279号と連結されているが、経路上に危険箇所がないことから分断される恐れはない。脇野沢分庁舎、川内分庁舎と本庁舎は、国道338号と連結されているが、経路上に多くの危険箇所が存在するため、災害時には分断される恐れがある。

むつ地区、川内地区、大畑地区、脇野沢地区とも、市街地部では、危険箇所が少ないため、本庁舎・分庁舎までの経路が災害により分断される恐れはない。むつ地区では田名部川・小川が、大畑地区では大畑川が、脇野沢地区では脇野沢川が流れているが、洪水ハザードマップを見ると、一部浸水が想定される区域が存在する。

海岸部では、各集落から本庁舎・分庁舎までの経路上に、危険箇所が多く、孤立する恐れのある集落が存在する。また、各集落では、津波浸水予測図を見ると、いずれも津波浸水想定区域が存在する。

山間部でも、各集落から分庁舎までの経路上に、危険箇所が多く、孤立する恐れのある集落が存在する。

以上のような課題があるため、むつ市では、孤立する恐れのある集落や避難場所が存在する地区、津波により浸水が予測される地区、洪水により浸水が予測される地区の全43地区において検討を行った。

### 2) 避難の前提条件

○田名部川及び小川の洪水による浸水区域について

田名部川水系田名部川及び小川の水位周知河川区間について下記の通り浸水区域を算出した。

- ・田名部川及び小川の河道の整備状況を勘案して洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね50年に1回程度起こる大雨（※1）が降った場合を想定。

ただし、支川のはん濫、想定を超える降雨、高潮、内水による

はん濫などを考慮していない。

(※1) 概ね50年に1回程度起こる大雨

田名部川（下北橋から田名部川分水門までの区間）及び小川

流域の1時間雨量 53mm

田名部川（上記以外の区間）

流域の24時間雨量 229mm

#### ○大畑川の洪水による浸水区域について

大畑川水系大畑川の水位周知河川区間について下記の通り浸水区域を算出した。

- ・大畑川の河道の整備状況を勘案して洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね30年に1回程度起こる大雨(※1)が降った場合を想定。

ただし、支川のはん濫、想定を超える降雨、高潮、内水によるはん濫などを考慮していない。

(※1) 概ね30年に1回程度起こる大雨

流域の24時間雨量 176mm

#### ○脇野沢川の洪水による浸水区域について

脇野沢川水系脇野沢川の水位周知河川区間について下記の通り浸水区域を算出した。

- ・脇野沢川の河道の整備状況を勘案して洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね30年に1回程度起こる大雨(※1)が降った場合を想定。

ただし、支川のはん濫、想定を超える降雨、高潮、内水によるはん濫などを考慮していない。

(※1) 概ね30年に1回程度起こる大雨

流域の1時間雨量 47mm

#### ○津波避難計画について

津波に対する避難を考慮するため、むつ市においては、下記の条件を前提とした。

・津波到達予想時間について

1. 避難勧告、避難指示の発令を考慮し、陸地部、海岸部と区別せずに、±20cmの早い方の時間を津波到達予想時間とした。
2. L1津波以上L2未満の浸水を考慮し、L2、L1津波の到達予想時間で、かつ町内の各地点で最短の時間を設定。

地域海岸	市町村	代表地点	L2津波			L1津波		
			津波影響開始時間(±20cm)が最短の地震	津波伝搬時間+20cm	津波伝搬時間-20cm	津波影響開始時間(±20cm)が最短の地震	津波伝搬時間+20cm	津波伝搬時間-20cm
北通	むつ市	関根	H24青森県太平洋側想定地震	42分	25分	三陸沖北部の地震(H18中防災)	31分	48分
北通	むつ市	出戸川	H24青森県太平洋側想定地震	43分	25分	三陸沖北部の地震(H18中防災)	31分	47分
北通	むつ市	正津川	H24青森県太平洋側想定地震	44分	24分	三陸沖北部の地震(H18中防災)	30分	47分
北通	むつ市	大畑	H24青森県太平洋側想定地震	46分	23分	三陸沖北部の地震(H18中防災)	29分	58分
北通	むつ市	釣屋浜	H24青森県太平洋側想定地震	47分	23分	三陸沖北部の地震(H18中防災)	29分	45分
北通	むつ市	木野部	H24青森県太平洋側想定地震	46分	22分	三陸沖北部の地震(H18中防災)	28分	45分
陸奥湾北	むつ市	九艘泊	H24青森県平館断層想定地震	8分	16分	H24青森県太平洋側想定地震	84分	172分
陸奥湾北	むつ市	蛸田	H24青森県平館断層想定地震	9分	11分	H24青森県太平洋側想定地震	86分	184分
陸奥湾北	むつ市	寄浪	H24青森県平館断層想定地震	10分	10分	H24青森県太平洋側想定地震	88分	175分
陸奥湾北	むつ市	新井田	H24青森県平館断層想定地震	12分	14分	H24青森県太平洋側想定地震	94分	277分
陸奥湾北	むつ市	瀬野	H24青森県平館断層想定地震	13分	15分	H24青森県太平洋側想定地震	94分	277分
陸奥湾北	むつ市	脇野沢	H24青森県平館断層想定地震	13分	16分	H24青森県太平洋側想定地震	98分	277分
陸奥湾北	むつ市	小沢	H24青森県平館断層想定地震	17分	22分	H24青森県太平洋側想定地震	96分	207分
陸奥湾北	むつ市	蛸崎	H24青森県平館断層想定地震	19分	28分	H24青森県太平洋側想定地震	99分	225分
陸奥湾北	むつ市	宿野部	H24青森県平館断層想定地震	22分	29分	H24青森県太平洋側想定地震	101分	224分
陸奥湾北	むつ市	桧川	H24青森県平館断層想定地震	27分	36分	H24青森県太平洋側想定地震	106分	229分
陸奥湾北	むつ市	川内	H24青森県平館断層想定地震	28分	38分	H24青森県太平洋側想定地震	107分	232分
陸奥湾北	むつ市	田野沢	H24青森県平館断層想定地震	29分	40分	H24青森県太平洋側想定地震	108分	219分
陸奥湾北	むつ市	妻川	H24青森県平館断層想定地震	30分	34分	H24青森県太平洋側想定地震	109分	219分
陸奥湾北	むつ市	戸沢	H24青森県平館断層想定地震	33分	63分	H24青森県太平洋側想定地震	116分	223分
陸奥湾北	むつ市	角邊	H24青森県平館断層想定地震	35分	41分	H24青森県太平洋側想定地震	118分	224分
陸奥湾北	むつ市	城ヶ沢	H24青森県平館断層想定地震	40分	70分	H24青森県太平洋側想定地震	136分	227分
陸奥湾北	むつ市	大湊浜町	該当なし	-	-	H24青森県太平洋側想定地震	81分	231分
陸奥湾北	むつ市	松原町	該当なし	-	-	H24青森県太平洋側想定地震	133分	229分
陸奥湾北	むつ市	金谷沢	H24青森県平館断層想定地震	46分	82分	H24青森県太平洋側想定地震	66分	226分
陸奥湾北	むつ市	浜奥内	H24青森県平館断層想定地震	44分	-	H24青森県太平洋側想定地震	63分	226分

▲むつ市の代表地点における津波伝播時間

・避難方法について

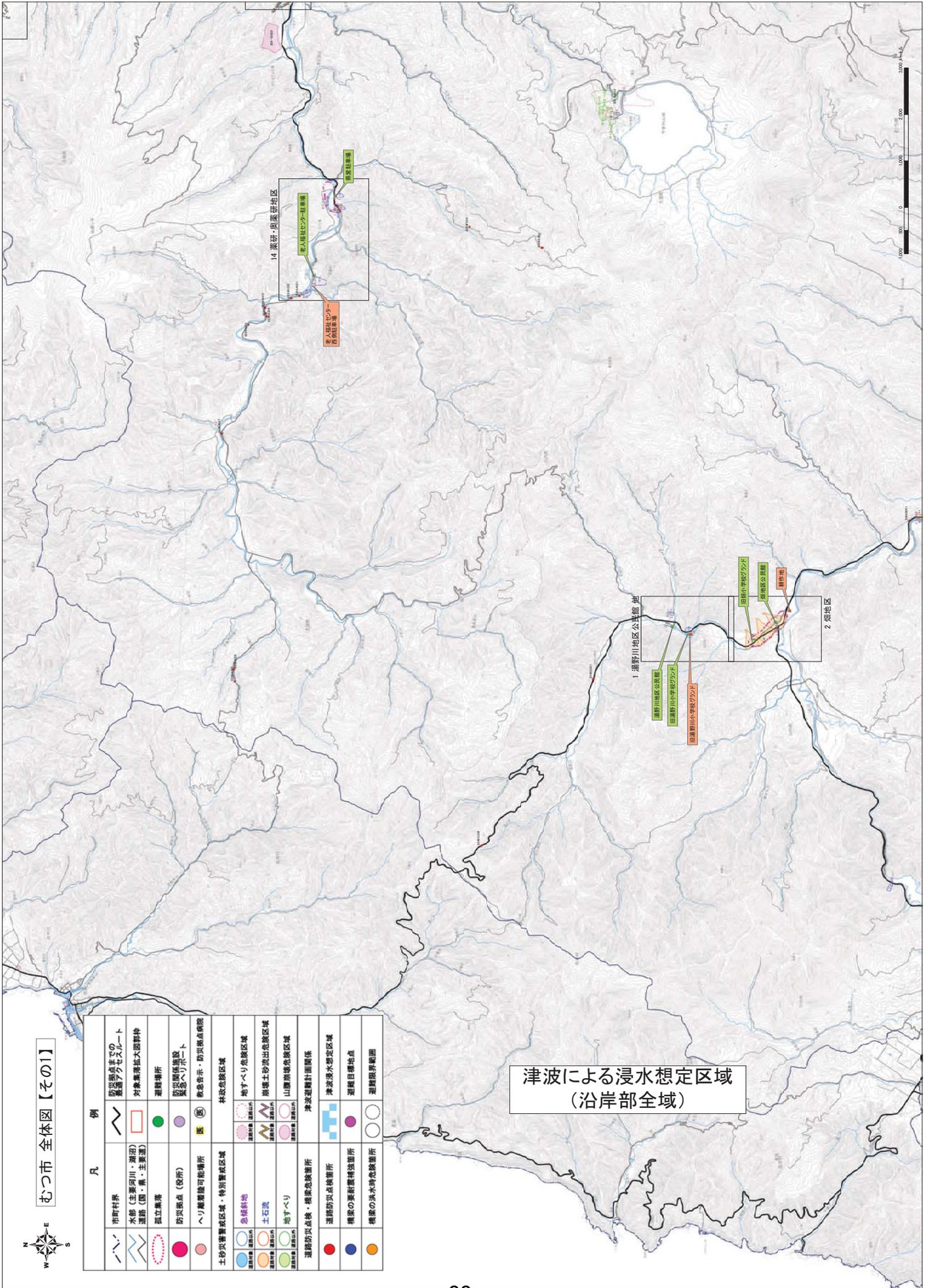
原則、徒歩とする（歩行速度 1.0m/S）

なお、津波到達予想時間までに避難目標地点へ避難が困難な地域は自動車（時速 9km※）を活用することとしている。

※国土交通省都市局「津波避難を想定した避難路、避難施設の配置及び避難誘導について（改訂）」（平成 24 年 12 月）に掲載されている避難実態調査より引用

・避難可能時間及び可能距離について

むつ市において、津波到達予想時間が北通と陸奥湾北で大きく異なる。このため、北通と陸奥湾北を区分して避難可能距離を算出する。



むつ市 全体図【その1】

凡 例	
市町村界	防犯拠点までの 警備アセスメント
水路(主要河川・湖沼) 運路(河・渠・主要道)	対象業務拡大図詳細
孤立集落	避難場所
防災拠点(役所)	緊急避難施設 緊急一時泊
へり崩れ可能場所	緊急告示・防災拠点病院
土砂災害警戒区域・特別警戒区域	林政危険区域
急傾斜地	地すべり危険区域
土石流	崩壊土砂流出危険区域
地すべり	山腹崩壊危険区域
連続防災拠点・網状危険箇所	津波避難計画関係
連続防災拠点	津波浸水想定区域
網状の要衝施設箇所	避難目標地点
網状の洪水等危険箇所	避難限界範囲

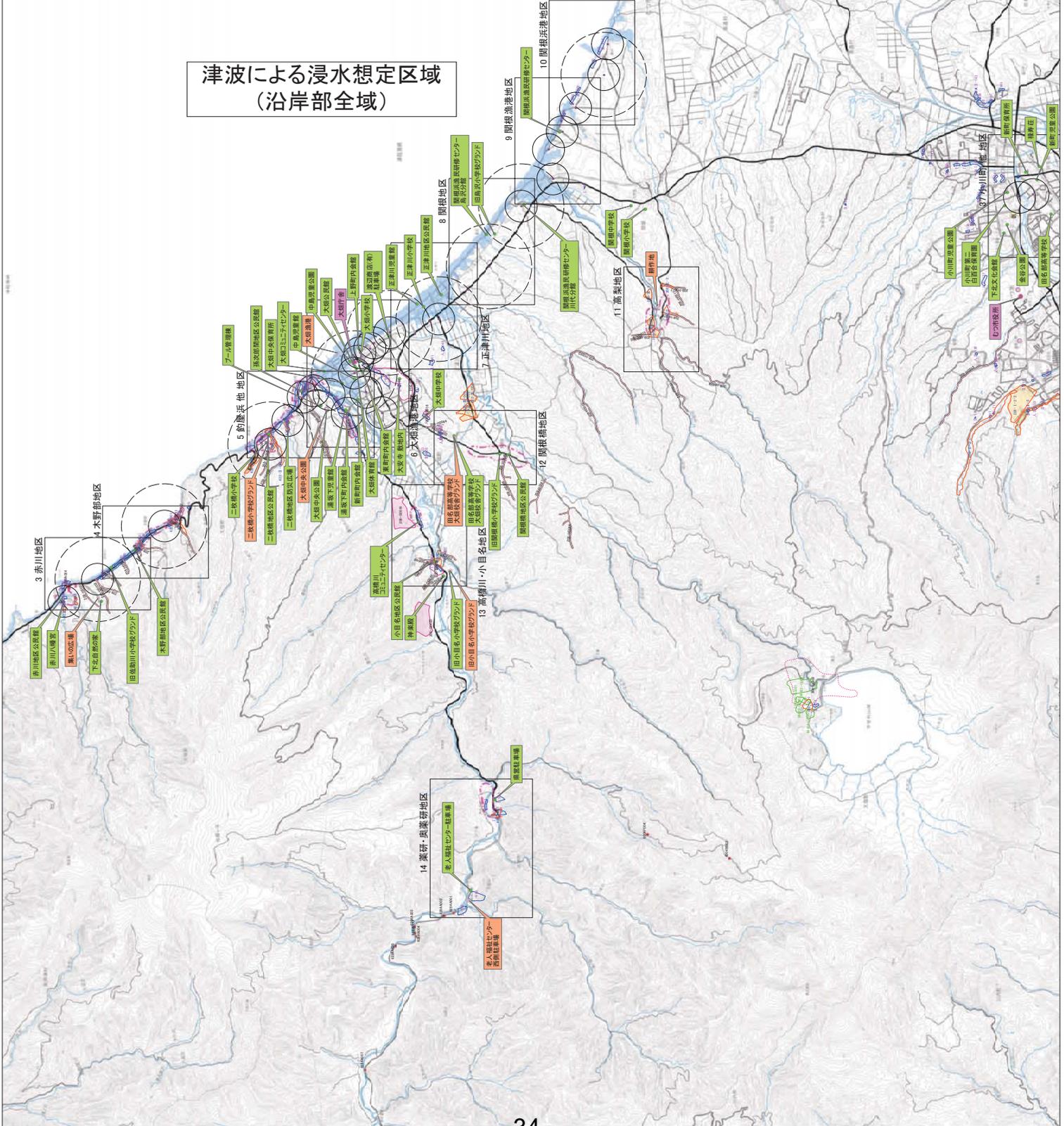
津波による浸水想定区域  
(沿岸部全域)



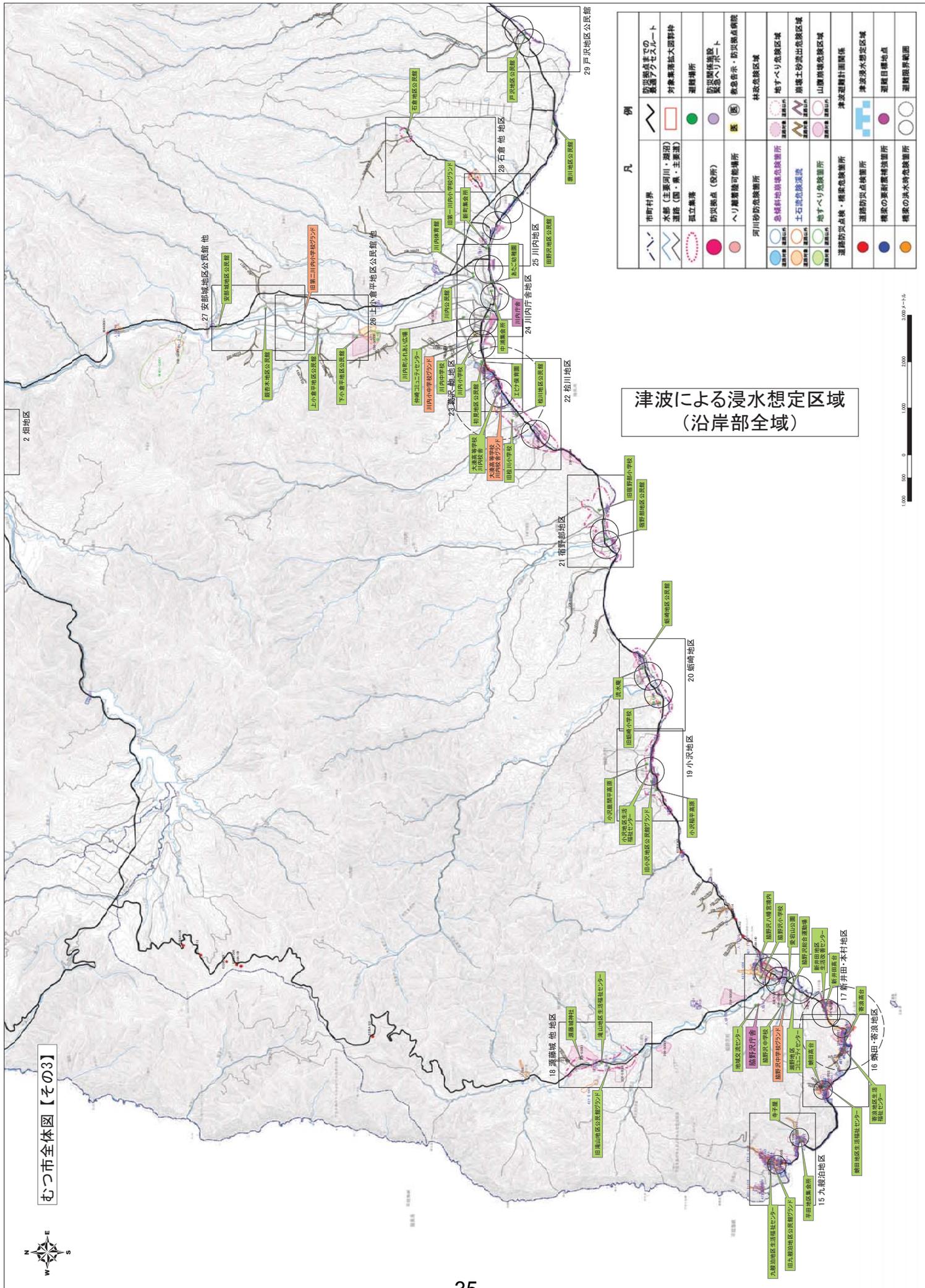
むつ市 全体図【その2】

凡	例
市町村界	防犯拠点までの 避難ルート
水筋(主要河川・湖沼) 道路(国・県・主要道)	対象集落拡大図群件
孤立集落	避難場所
防災拠点(検所)	防災関係施設 緊急へり下り
へり下り増設可能場所	区 緊急告示・防災拠点病院
土砂災害警戒区域・特別警戒区域	林政危険区域
急傾斜地	地すべり危険区域
土石流	崩壊土砂流出危険区域
地すべり	山崩壊危険区域
避難防犯点検・構築危険箇所	津波避難計画関係
避難防犯点検箇所	津波浸水想定区域
構築の要耐震補強箇所	避難目標地点
構築の洪水時危険箇所	避難限界範囲

津波による浸水想定区域  
(沿岸部全域)



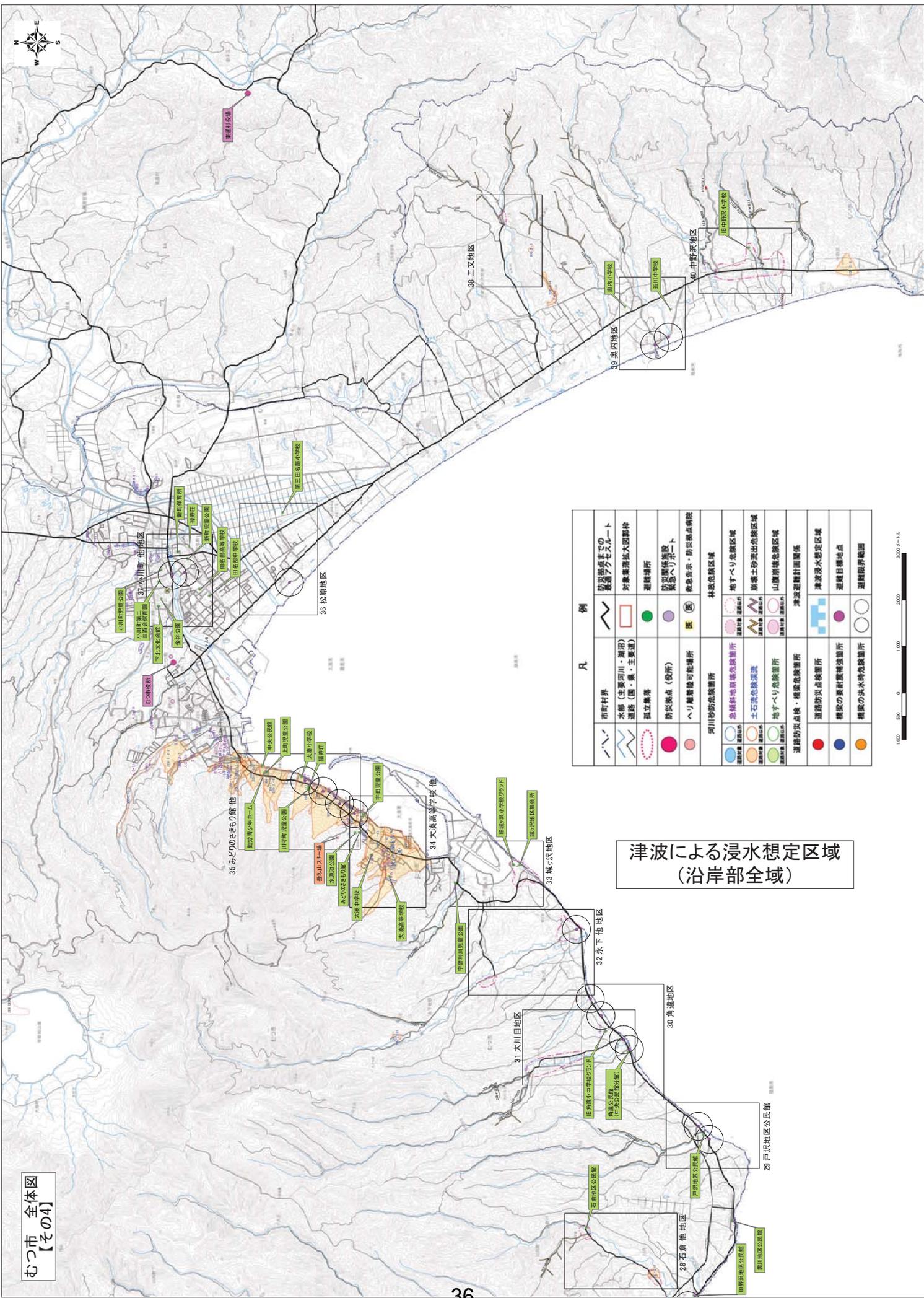
むつ市全体図【その3】



津波による浸水想定区域  
(沿岸部全域)

凡 例	
	市町村界
	水脈 (主要河川・湖沼) 運路 (国・県・主要道)
	浸水想定区域
	避難経路
	防災拠点 (数所)
	へり避難経路可能場所
	河川砂防危険箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所
	土石流危険渓流
	地すべり危険箇所
	道路防災点検・確認危険箇所
	道路防災点検箇所
	津波浸水想定区域
	標高の異なる避難場所
	標高の洪水時危険箇所
	避難場所
	避難所
	緊急警報・防災拠点構築
	林業危険区域
	地すべり危険区域
	崩壊土砂流出危険区域
	山崩壊危険区域
	津波避難計画関係
	津波浸水想定区域
	避難目録地点
	避難箇所範囲

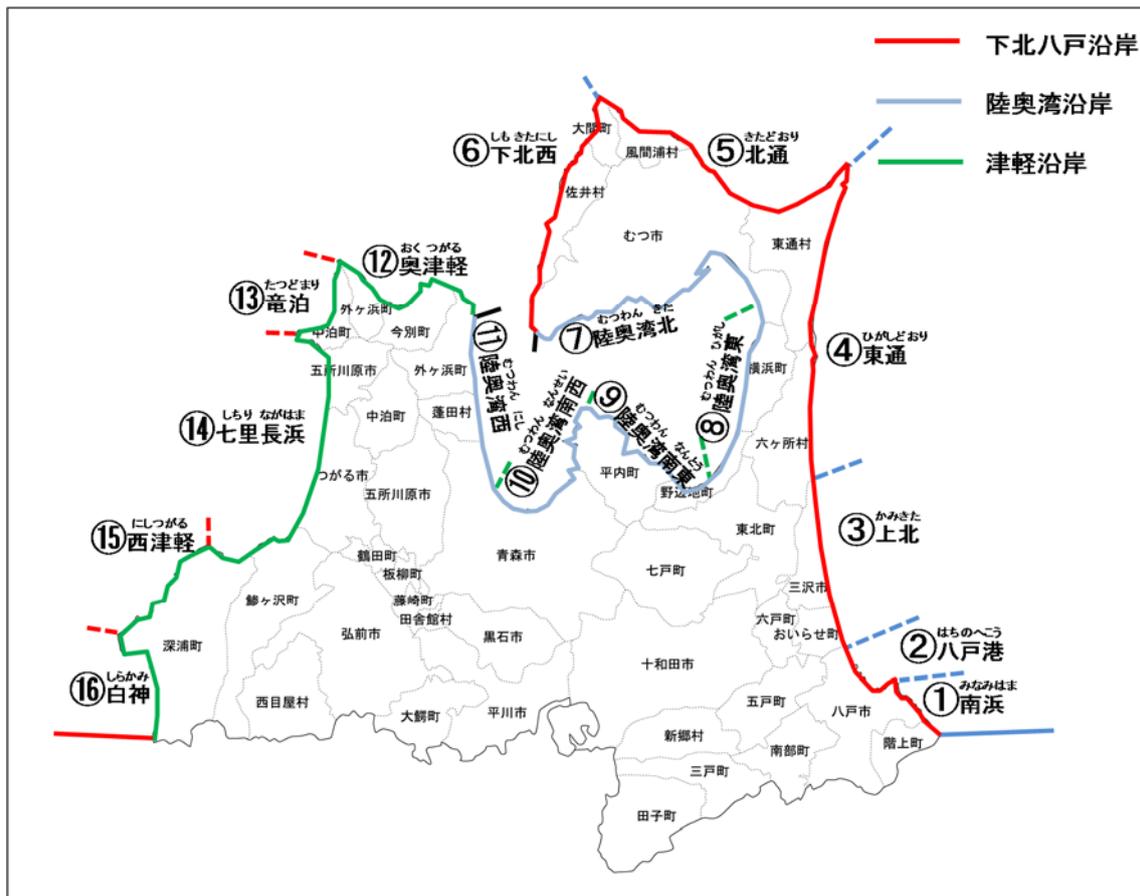
1000 500 0 1000 2000 3000メートル



むつ市 全体図  
【その4】

凡 例	
市町村界	防犯灯点までの 避難ルート
水路 (主要河川・湖沼) 運路 (橋・橋上主要道)	対象津波高 津波到達時刻
孤立集落	避難場所
防災拠点 (役所)	防災拠点施設 緊急避難ルート
へり難着陸可能場所	緊急告示・防災無線機
河川砂防危険箇所	林政危険区域
急傾斜地崩壊危険箇所	地すべり危険区域
土石流危険渓流	湖士砂流出危険区域
地すべり危険箇所	山崩落危険区域
道路防災点検・構設危険箇所	津波避難計画関係
道路防災点検箇所	津波浸水想定区域
構設の要耐震補強箇所	避難目標地点
構設の洪水時危険箇所	避難関係範囲

津波による浸水想定区域  
(沿岸部全域)



▲青森県の地域海岸の区分

避難可能時間

■北通

①関根～木野部

避難可能時間 22分-2分(避難開始時間)=20分 (1,200秒)  
 避難可能距離  $1.0\text{m/秒} \times 1,200\text{秒} = 1,200\text{m}$

津波到達前に1,200mの避難が可能であるが、徒歩避難を考慮し、「市町村における津波避難計画策定指針」に記載されている避難限界距離500mを使用する。

■陸奥湾北

①九艘泊～寄浪

避難可能時間 8分-2分(避難開始時間)=6分 (360秒)  
 避難可能距離  $1.0\text{m/秒} \times 360\text{秒} = 360\text{m}$

- ②脇野沢地区 新井田～小沢  
川内地区 蛸崎～戸沢  
むつ地区 角違～浜奥内  
避難可能時間 12分-2分（避難開始時間）=10分（600秒）  
避難可能距離 1.0m/秒×600秒=600m

津波到達前に600mの避難が可能であるが、徒歩避難を考慮し、「市町村における津波避難計画策定指針」に記載されている避難限界距離500mを使用する。

#### 避難可能範囲

避難する際は、直線的に移動可能ではないため、移動距離を求めるため補正する。移動距離と直線距離の比は、避難実態調査結果（※）より、徒歩・自動車とも1.5とする。

※国土交通省都市局「津波避難を想定した避難路、避難施設の配置及び避難誘導について（改訂）」（平成24年12月）

半径L = 避難可能距離 / 1.5（移動距離と直線距離の比）

#### ■北通

- ①関根～木野部

避難可能範囲の半径  $L=500\text{m}/1.5=300\text{m}$  の円で表示

#### ■陸奥湾北

- ①九艘泊～寄浪

避難可能範囲の半径  $L=360\text{m}/1.5=240\text{m}$

- ②脇野沢地区 新井田～小沢

川内地区 蛸崎～戸沢

むつ地区 角違～浜奥内

避難可能範囲の半径  $L=500\text{m}/1.5=300\text{m}$

以上から、九艘泊～寄浪は、避難可能範囲をL=200m、新井田～浜奥内は、避難可能範囲をL=300mの円で表示する。

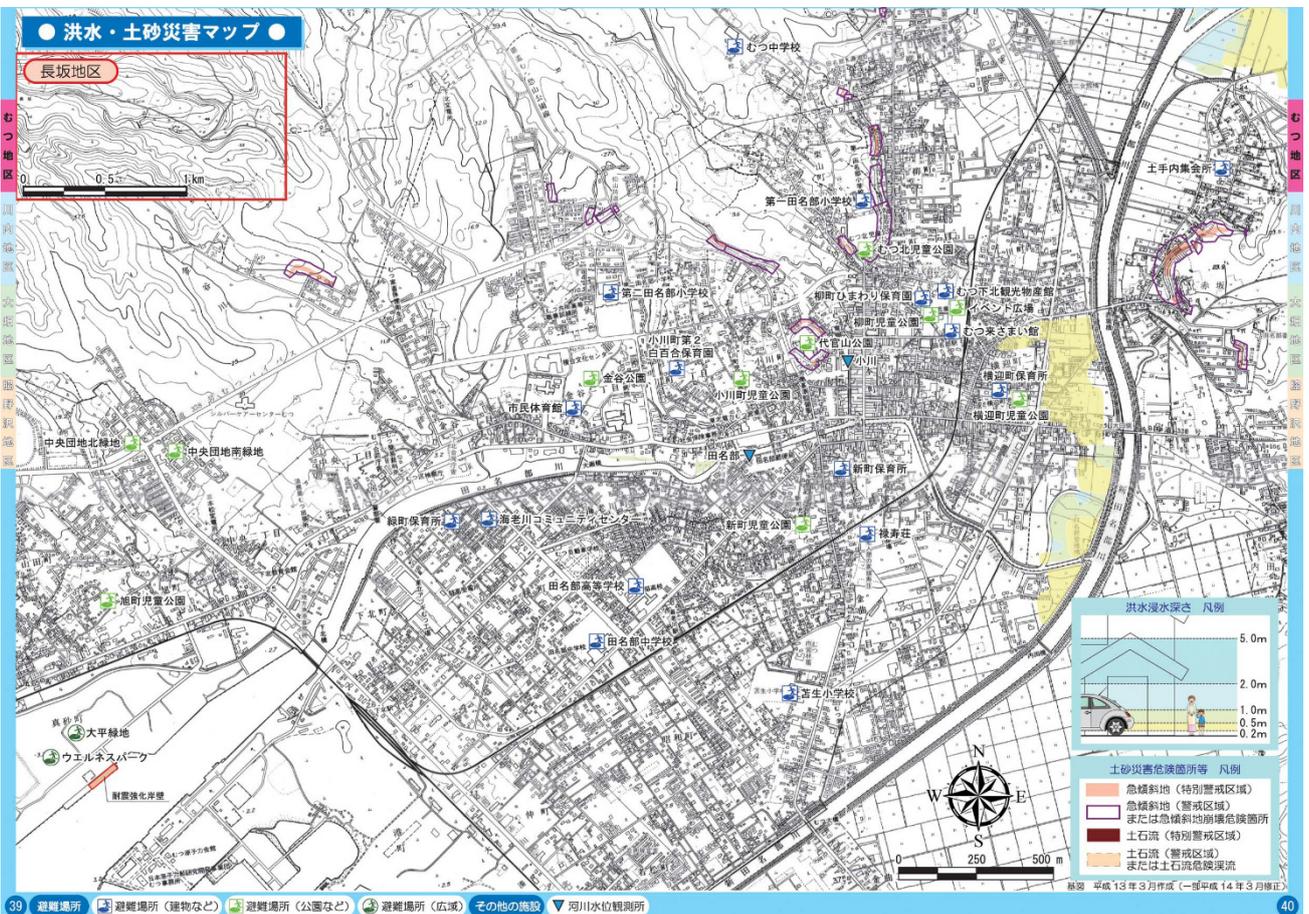
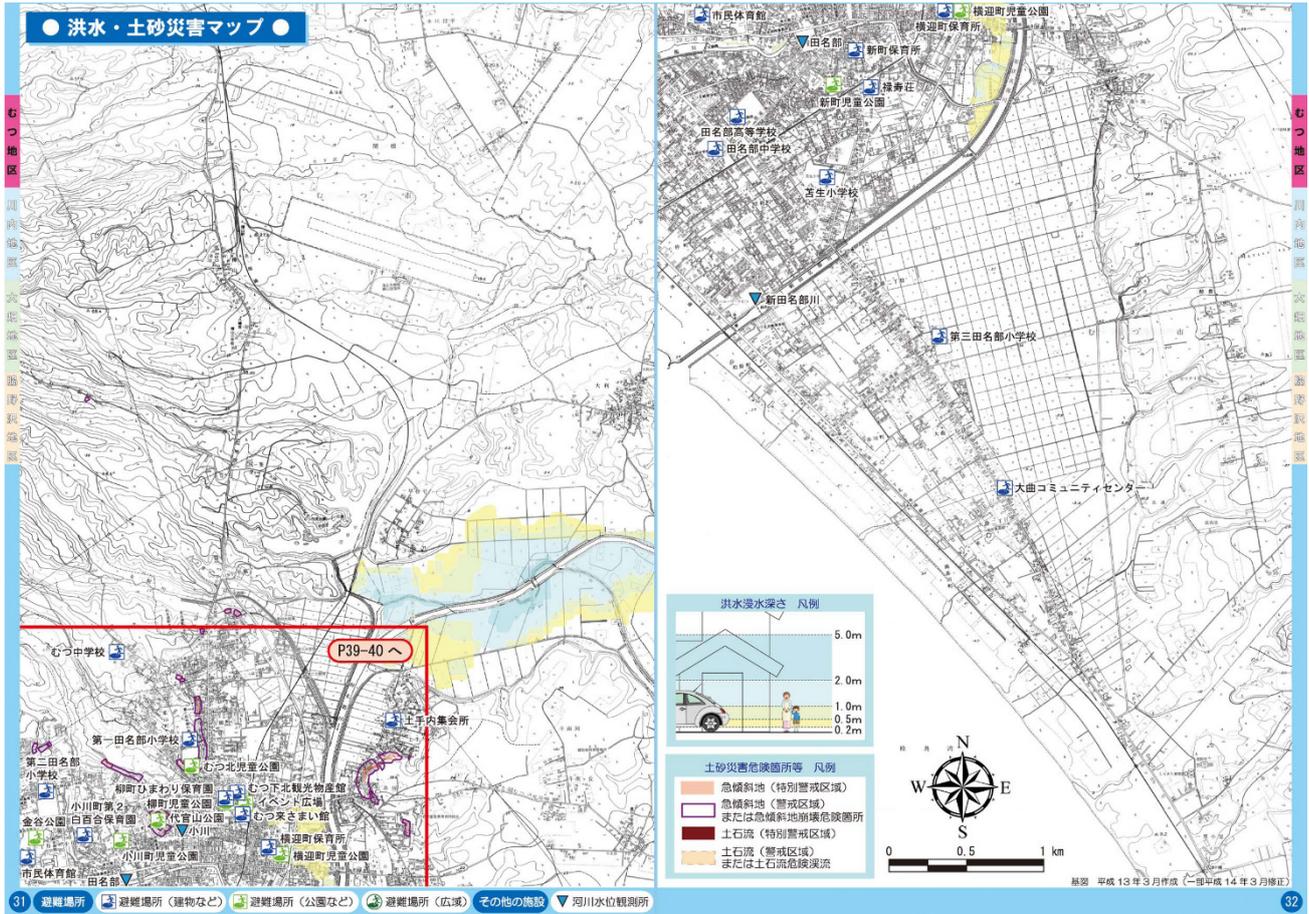
### 3) 各地区の検討内容

#### ●洪水により浸水が予測される地区

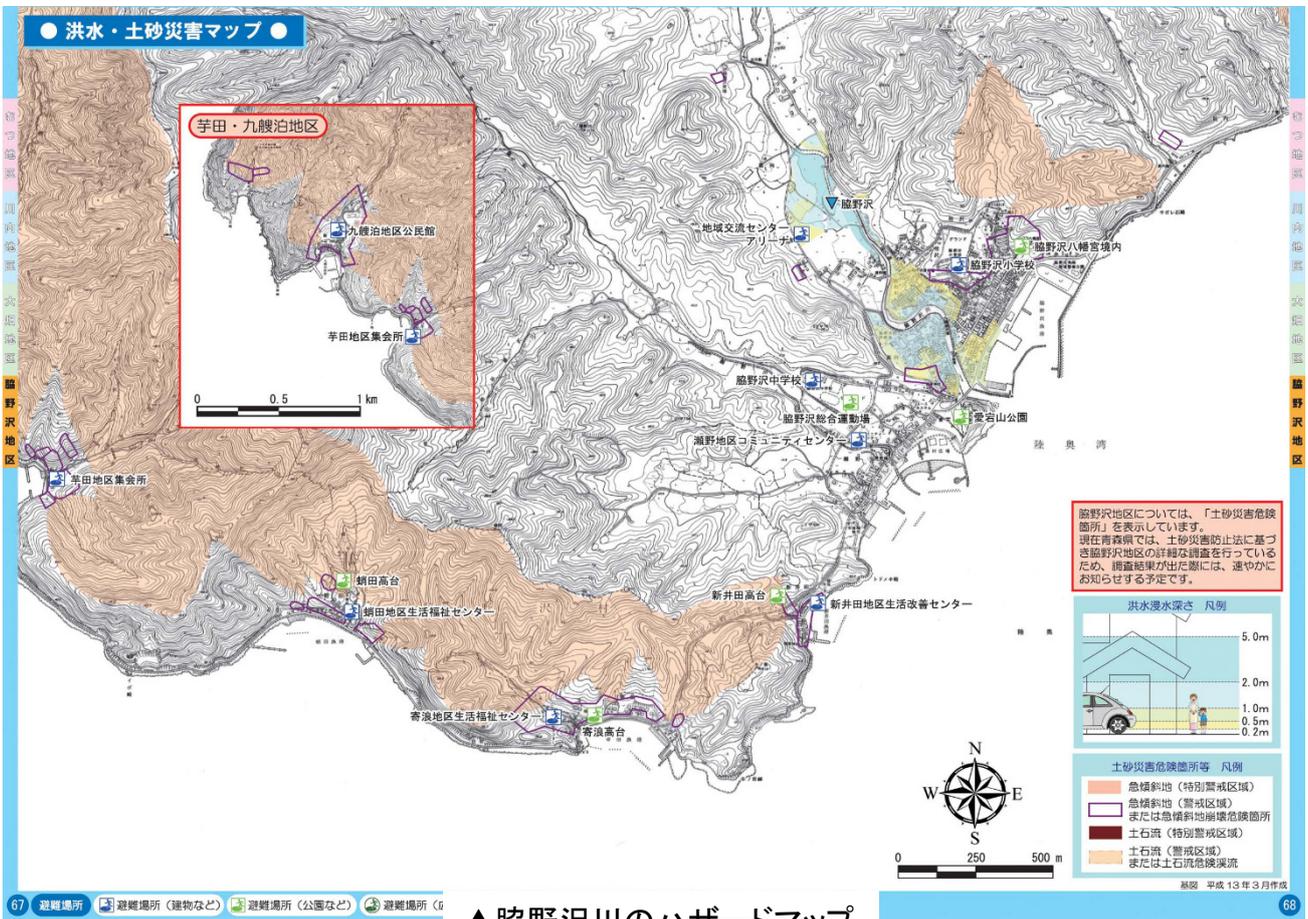
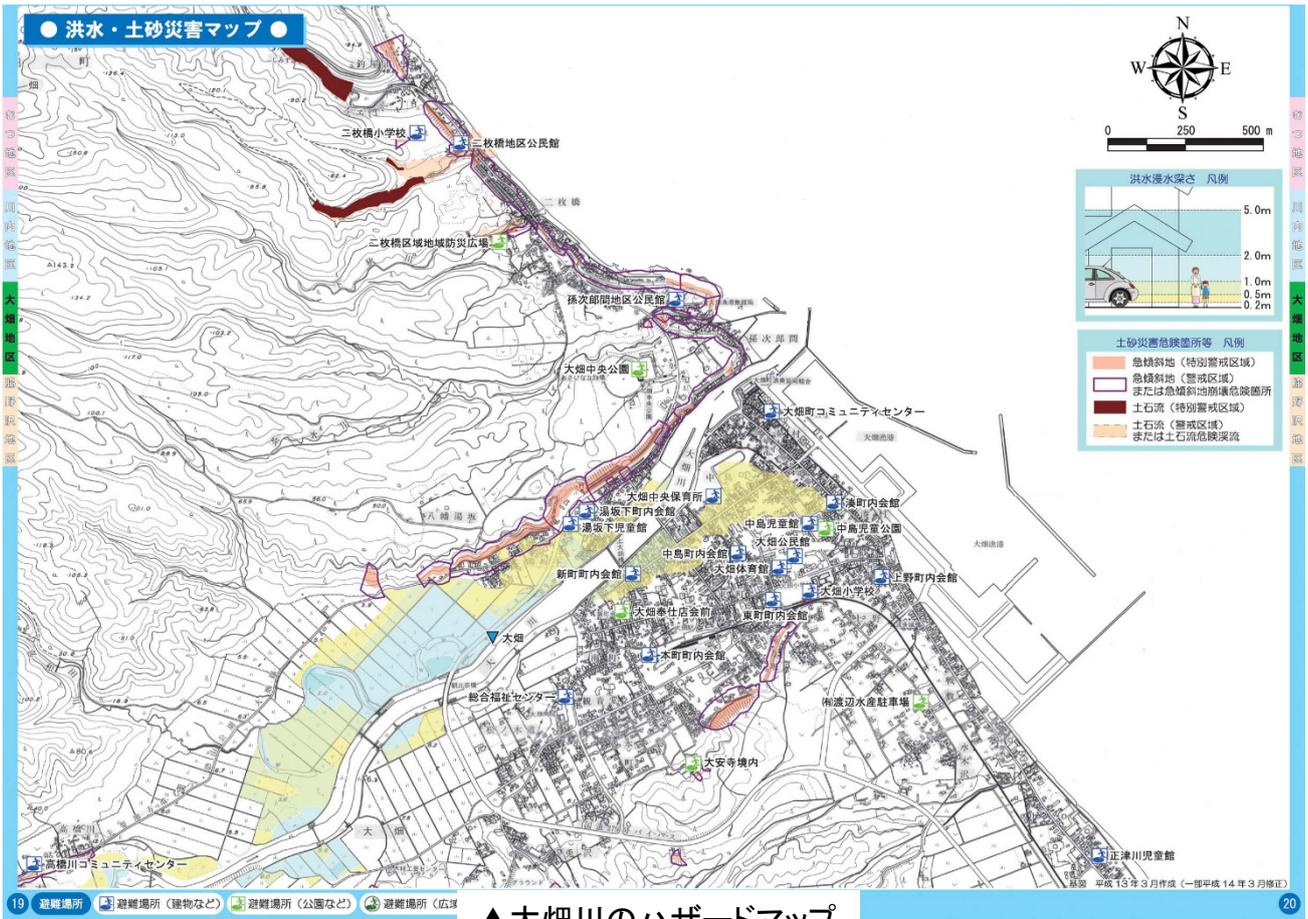
田名部川・小川、大畑川、脇野沢川の洪水ハザードマップには、洪水による浸水想定区域と土砂災害危険箇所（急傾斜、土石流、地すべり）が掲載されている。避難場所については、浸水想定区域外に避難場所が設定されており、最適な避難場所が確保されている。また避難経路については、最適な避難場所までの経路が土砂災害危険箇所によって分断される恐れがないため、最適な避難経路は確保されている状況である。

#### ●孤立する恐れのある集落・避難場所がある地区、津波による浸水が予測される地区

次項以降に、各地区の検討及び施策の内容について掲載する。



▲田名部川・小川のハザードマップ





# 1 湯野川地区公民館他 地区（孤立）

## 最適な避難場所の確保

- 湯野川地区公民館は危険箇所区域外に立地しており安全
- 旧湯野川小学校グラウンドは危険箇所区域内に立地しており不適

➡ 湯野川地区公民館は避難場所として適正

## 最適な避難経路の確保（土砂災害時の避難経路）

- 避難場所への経路について
  - ・ 湯野川地区公民館までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所がある

➡ 避難経路の安全確保するため、下記対策を短期的施策として設定

事業種別	危険箇所番号	実施主体	事業名 (事業箇所)
急傾斜地	Ⅱ-736	県	湯野川1号地区

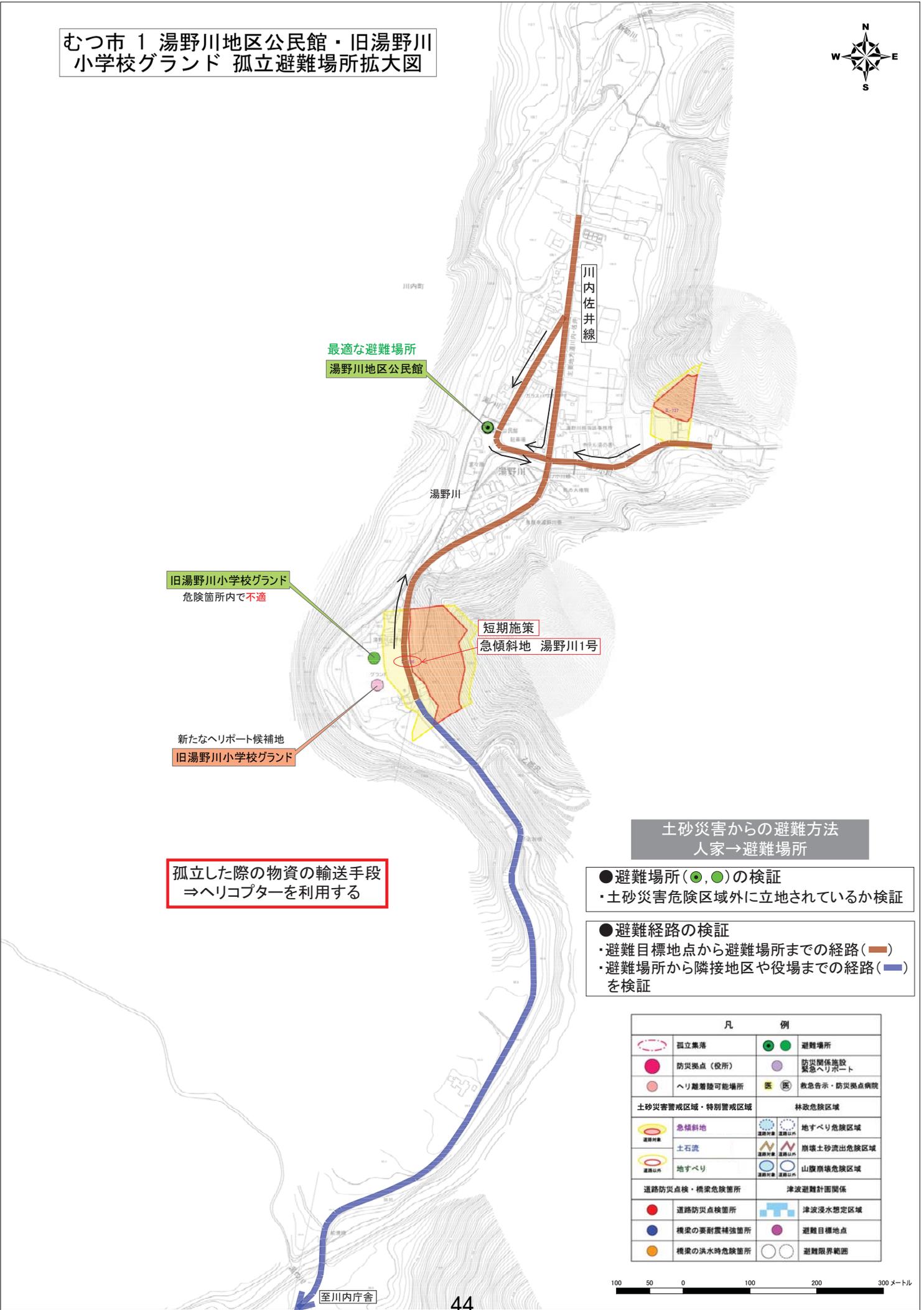
## 孤立した際の物資の輸送手段の確保

- 地区内の旧湯野川小学校グラウンドはヘリコプターの離着陸が可能

➡ 孤立発生時にはヘリコプター（旧湯野川小学校グラウンド）を利用

当地区の危険箇所対策（短期的施策）、畑～川内庁舎の危険箇所対策（短期・中期的施策）の完了後、孤立する恐れは解消する

むつ市 1 湯野川地区公民館・旧湯野川  
小学校グラウンド 孤立避難場所拡大図



旧湯野川小学校グラウンド  
危険箇所内で不適

新たなヘリポート候補地  
旧湯野川小学校グラウンド

孤立した際の物資の輸送手段  
⇒ヘリコプターを利用する

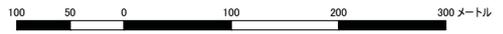
最適な避難場所  
湯野川地区公民館

短期施策  
急傾斜地 湯野川1号

土砂災害からの避難方法  
人家→避難場所

- 避難場所(●, ●)の検証
  - ・土砂災害危険区域外に立地されているか検証
- 避難経路の検証
  - ・避難目標地点から避難場所までの経路(—)
  - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路(—)を検証

凡		例	
	孤立集落		避難場所
	防災拠点(役所)		防災関係施設 緊急ヘリポート
	ヘリ離着陸可能場所		救急告示・防災拠点病院
土砂災害警戒区域・特別警戒区域		林政危険区域	
	急傾斜地		地すべり危険区域
	土石流		崩壊土砂流出危険区域
	地すべり		山腹崩壊危険区域
道路防災点検・橋梁危険箇所		津波避難計画関係	
	道路防災点検箇所		津波浸水想定区域
	橋梁の要耐震補強箇所		避難目標地点
	橋梁の洪水時危険箇所		避難限界範囲



## 2畑地区（孤立）

### 最適な避難場所の確保

- 畑地区公民館は危険箇所区域内に立地している
- 旧畑小学校グラウンドは危険箇所区域内に立地しており不適

➡ 畑地区公民館は危険箇所が対策済のため避難場所として利用する

### 最適な避難経路の確保（土砂災害時の避難経路）

- 避難場所への経路について
  - ・畑地区公民館までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所がある

➡ 避難経路の安全確保するため、下記対策を短期的施策として設定

事業種別	危険箇所番号	実施主体	事業名 (事業箇所)
土石流	421-I-3	県	北畑沢

### 孤立した際の物資の輸送手段の確保

- 地区の南側に耕作地がありヘリコプターの離着陸が可能

➡ 孤立発生時にはヘリコプター（耕作地）を利用

当地区の危険箇所対策（短期的施策）、畑～川内庁舎の危険箇所対策（短期・中期的施策）の完了後、孤立する恐れは解消する

むつ市 2 畑地区 対象集落拡大図



土砂災害からの避難方法  
人家→避難場所

孤立した際の物資の輸送手段  
⇒ヘリコプターを利用する

凡 例	
	孤立集落
	避難場所
	防災拠点(役所)
	防災関係施設 緊急ヘリポート
	ヘリ離着陸可能場所
	緊急告示・防災拠点病院
	土砂災害警戒区域・特別警戒区域
	林政危険区域
	急傾斜地
	地すべり危険区域
	土石流
	崩壊土石流出危険区域
	地すべり
	山腹崩壊危険区域
	道路防災点検・橋梁危険箇所
	津波避難計画関係
	道路防災点検箇所
	津波浸水想定区域
	橋梁の要耐震補強箇所
	避難目標地点
	橋梁の洪水時危険箇所
	避難限界範囲

●避難場所(●, ●)の検証  
・土砂災害危険区域外に立地されているか検証

●避難経路の検証  
・避難目標地点から避難場所までの経路(—)  
・避難場所から隣接地区や役場までの経路(—)を検証



## 3赤川地区（孤立・津波浸水想定区域）

### 最適な避難場所の確保

- 下北自然の家は危険箇所区域外に立地しており安全
- 赤川地区公民館、旧佐助川小学校グラウンドは危険箇所区域内及び津波浸水想定区域内に立地しており不適

➡ 下北自然の家は避難場所として適正  
大赤川付近の住民は赤川八幡宮へ一次避難し、津波警報解除後、  
下北自然の家へ移動

### 最適な避難経路の確保（津波発生時の避難経路）

- 避難目標地点、避難場所への経路について
  - ・避難目標地点を2箇所設定
  - ・避難目標地点までと避難目標地点から避難場所までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所がある

➡ 避難経路の安全確保するため、下記対策を短期的施策として設定

事業種別	危険箇所番号	実施主体	事業名 (事業箇所)
急傾斜地	I-932	県	赤川地区
急傾斜地	I-930	県	佐助川1号地区

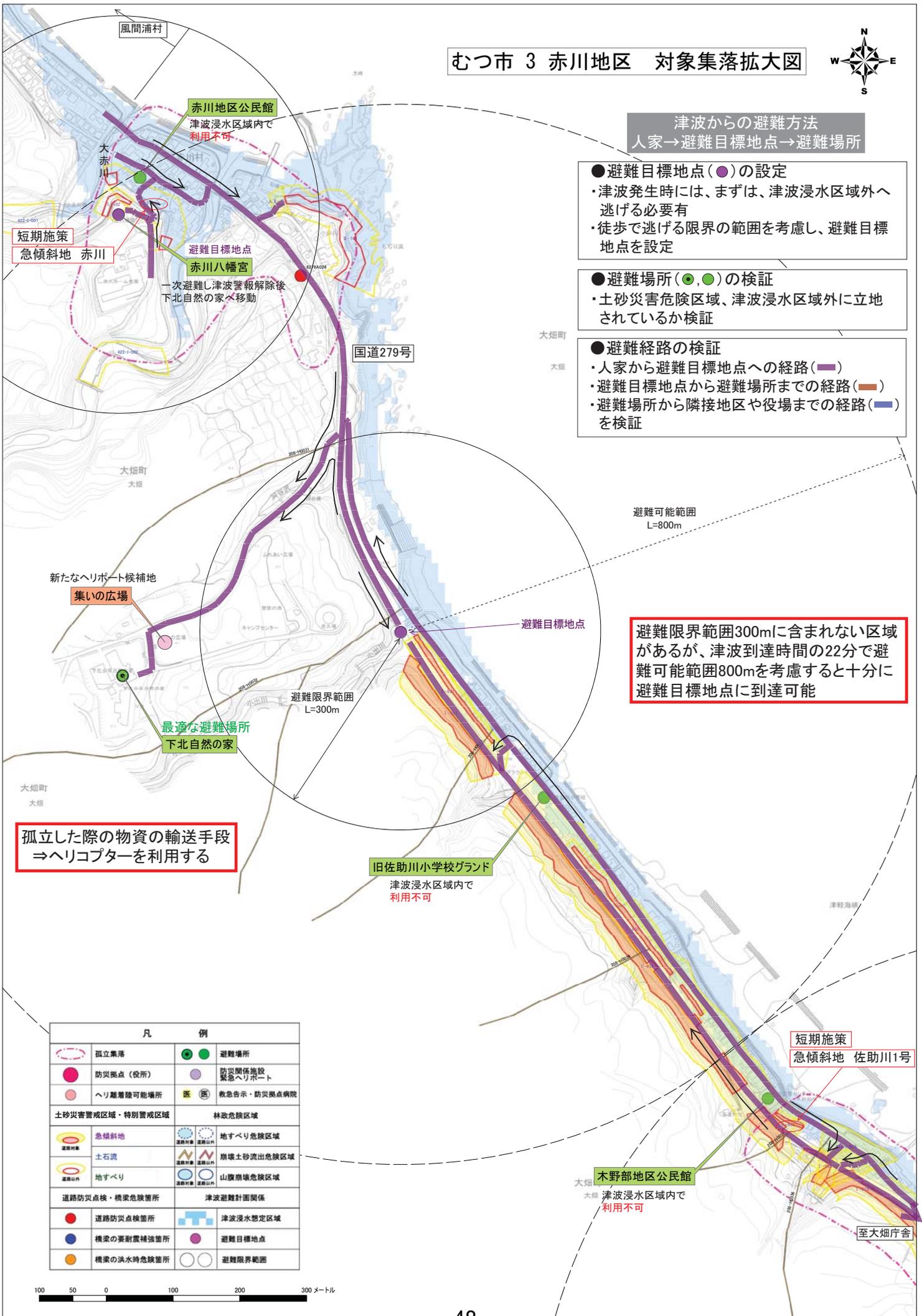
### 孤立した際の物資の輸送手段の確保

- 地区内の集いの広場はヘリコプターの離着陸が可能
- 地区の木野部側には木野部漁港がある
- 下北自然の家から木野部漁港までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所がある（短期的施策が完了すればアクセス可能）

➡ 孤立発生時にはヘリコプター（集いの広場）・木野部漁港を利用

当地区、木野部～大畑庁舎の危険箇所対策（短期的施策）の完了後、孤立する恐れは解消する

# むつ市 3 赤川地区 対象集落拡大図



津波からの避難方法  
 人家→避難目標地点→避難場所

- 避難目標地点(●)の設定
  - ・津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要がある
  - ・徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標地点を設定
- 避難場所(●,●)の検証
  - ・土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証
- 避難経路の検証
  - ・人家から避難目標地点への経路(■)
  - ・避難目標地点から避難場所までの経路(■)
  - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路(■)を検証

避難限界範囲300mに含まれない区域があるが、津波到達時間の22分で避難可能範囲800mを考慮すると十分に避難目標地点に到達可能

孤立した際の物資の輸送手段  
 ⇒ヘリコプターを利用する

凡 例			
	孤立集落		避難場所
	防災拠点(役所)		防災関係施設 緊急ヘリポート
	ヘリ離着陸可能場所		緊急告示・防災拠点病院
土砂災害警戒区域・特別警戒区域		林政危険区域	
	急傾斜地		地すべり危険区域
	土石流		崩壊土石流出危険区域
	地すべり		山腹崩壊危険区域
道路防災点検・橋梁危険箇所		津波避難計画関係	
	道路防災点検箇所		津波浸水想定区域
	橋梁の要耐震補強箇所		避難目標地点
	橋梁の洪水時危険箇所		避難限界範囲

100 50 0 100 200 300メートル

## 4木野部地区（孤立・津波浸水想定区域）

### 最適な避難場所の確保

- 木野部地区公民館は危険箇所区域内及び津波浸水想定区域内に立地しており不適

➡ 津波発生時には木野部峠の高台へ一次避難し、津波警報解除後、隣接する赤川地区の下北自然の家へ避難

### 最適な避難経路の確保（津波発生時の避難経路）

- 避難目標地点、避難場所への経路について
  - ・避難目標地点を1箇所設定
  - ・避難目標地点までと避難目標地点から避難場所までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所がある

➡ 避難経路の安全確保するため、下記対策を短期的施策として設定

事業種別	危険箇所番号	実施主体	事業名 (事業箇所)
急傾斜地	I-929	県	木野部3号地区
急傾斜地	I-927	県	木野部1号地区

### 孤立した際の物資の輸送手段の確保

- 地区内にヘリコプターの離着陸が可能なスペースはない
- 地区内に木野部漁港がある
- 隣接する赤川地区の集いの広場は、ヘリコプターの離着陸が可能
- 集いの広場から木野部漁港までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所がある（短期的施策が完了すればアクセス可能）

➡ 孤立発生時には赤川地区のヘリコプター（集いの広場）と木野部漁港を利用

当地区、釣屋浜～大畑庁舎の危険箇所対策（短期的施策）の完了後、孤立する恐れは解消する

# むつ市 4 木野部地区 対象集落拡大図



津波からの避難方法  
 人家→避難目標地点→避難場所

- 避難目標地点(●)の設定
  - ・津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要有
  - ・徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標地点を設定

- 避難場所(●●)の検証
  - ・土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証

- 避難経路の検証
  - ・人家から避難目標地点への経路(紫)
  - ・避難目標地点から避難場所までの経路(茶)
  - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路(青)を検証

孤立した際の物資の輸送手段  
 ⇒地区内の漁港と、赤川地区にあるヘリコプターを利用する

避難限界範囲300mに含まれない区域があるが、津波到達時間の22分で避難可能範囲800mを考慮すると十分に避難目標地点に到達可能

短期施策  
 急傾斜地 木野部3号

短期施策  
 急傾斜地 木野部1号

高台に一次避難  
 津波警報解除後車両等で下北自然の家へ移動

凡 例	
	孤立集落
	避難場所
	防災拠点(役所)
	防災関係施設 緊急ヘリポート
	ヘリ離着陸可能場所
	救急告示・防災拠点病院
土砂災害警戒区域・特別警戒区域	
	急傾斜地
	地すべり危険区域
	土石流
	崩壊土砂流出危険区域
	地すべり
	山腹崩壊危険区域
道路防災点検・橋梁危険箇所	
	道路防災点検箇所
	津波浸水想定区域
	橋梁の要耐震補強箇所
	避難目標地点
	橋梁の洪水時危険箇所
	避難限界範囲



## 5 釣屋浜地区 他（孤立・津波浸水想定区域）

### 最適な避難場所の確保

- 二枚橋小学校、孫次郎間地区公民館は危険箇所区域外に立地しており安全
- 二枚橋地区防災広場、大畑中央公園は一次避難場所である
- 二枚橋地区公民館は津波浸水想定区域内及び危険箇所区域内に、湯坂下児童館、湯坂下町内会館は大畑川の洪水浸水区域内のため不適

➡ 二枚橋小学校、孫次郎間地区公民館は避難場所として適正  
プール管理棟は新たに一次避難場所として指定する

事業種別	危険箇所番号	実施主体	事業名 (事業箇所)
—	—	市	プール管理棟

### 最適な避難経路の確保（津波発生時の避難経路）

- 避難目標地点、避難場所への経路について
  - ・避難目標地点を6箇所設定
  - ・避難目標地点までと避難目標地点から避難場所までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所がある

➡ 避難経路の安全確保するため、下記対策を短期的施策として設定

事業種別	危険箇所番号	実施主体	事業名 (事業箇所)
急傾斜地	I-924	県	釣屋浜1号区域
急傾斜地	I-922	県	二枚橋区域急傾斜崩壊対策事業【事業中】
急傾斜地	I-920	県	孫次郎間地区
急傾斜地	I-919	県	八幡湯坂5号地区
急傾斜地	I-918	県	湯坂下地区
急傾斜地	II-742	県	八幡湯坂4号地区
山腹崩壊	208-S0015	県	釣屋浜地区

### 孤立した際の物資の輸送手段の確保

- 大畑中央公園はヘリコプターの場外離着陸場として地域防災計画に指定されている

➡ 孤立発生時にはヘリコプター（大畑中央公園）を利用

当地区の危険箇所対策（短期的施策）の完了後、孤立する恐れは解消する

# むつ市 5 釣屋浜地区・二枚橋地区・孫次郎間地区 対象集落拡大図



孤立した際の物資の輸送手段  
⇒ヘリコプターを利用する

凡 例	
	孤立集落
	避難場所
	防災拠点(役所)
	防災関係施設 緊急ヘリポート
	ヘリ離着陸可能場所
	救急告示・防災拠点病院
土砂災害警戒区域・特別警戒区域	
林政危険区域	
	急傾斜地
	地すべり危険区域
	土石流
	崩壊土砂流出危険区域
	地すべり
	山腹崩壊危険区域
道路防災点検・橋梁危険箇所	
	道路防災点検箇所
	橋梁の要耐震補強箇所
	橋梁の洪水時危険箇所
	津波浸水想定区域
	避難目標地点
	避難限界範囲
	避難可能範囲



避難限界範囲300mに含まれない区域  
があるが、津波到達時間の22分で避  
難可能範囲800mを考慮すると十分に  
避難目標地点に到達可能

津波からの避難方法  
人家→避難目標地点→避難場所

- 避難目標地点(●)の設定
  - ・津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要有
  - ・徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標地点を設定
- 避難場所(●,●)の検証
  - ・土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証
- 避難経路の検証
  - ・人家から避難目標地点への経路(—)
  - ・避難目標地点から避難場所までの経路(—)
  - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路(—)を検証

短期施策  
山腹崩壊 釣屋浜

むつ恐山公園大畑線

湯坂下町内会館  
洪水浸水区域内で  
利用不可

国道279号  
大畑バイパス

新町町内会館  
津波浸水区域内  
で利用不可

東町町内会館  
津波浸水区域付近  
のため利用不可

## 6大畑漁港地区（津波浸水想定区域）

### 最適な避難場所の確保

- 大安寺敷地内は高台に立地する一次避難場所である
- 大畑コミュニティセンター、大畑中央保育所、新町町内会館、中島児童館、上野町内会館は津波浸水想定区域内に立地しており不適
- 大畑体育館、大畑公民館、大畑小学校、東町町内会館、渡辺商店(有)駐車場は津波浸水想定区域内に隣接し、海拔が低い場所に立地しており不適

 津波発生時には、旧線路敷きから国道279号大畑バイパスの間の海拔の高い場所へ一次避難し、被災状況等により隣接する地区の大畑中学校へ車両等で移動

### 最適な避難経路の確保（津波発生時の避難経路）

- 避難目標地点、避難場所への経路について
  - ・避難目標地点を8箇所設定
  - ・避難目標地点までと避難目標地点から高台までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はない

 最適な避難経路は確保されている



## 7正津川地区（津波浸水想定区域）

### 最適な避難場所の確保

- 正津川児童館、正津川小学校、正津川地区公民館の避難場所は津波浸水想定区域内に立地しており不適

 正津川から北側の地区は、避難目標地点から隣接する地区の大畑中学校、田名部高等学校大畑校舎へ車両等で移動  
正津川から南側の地区は、関根小・中学校へ車両で移動

### 最適な避難経路の確保（津波発生時の避難経路）

- 避難目標地点、避難場所への経路について
  - ・避難目標地点を3箇所設定
  - ・避難目標地点までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はない
  - ・避難目標地点から大畑中学校までの経路上（谷地道）に阻害する恐れのある危険箇所はない
  - ・避難目標地点から田名部高等学校大畑校舎までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はあるが現状では対策不要

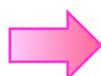
 最適な避難経路は確保されている



## 8 関根地区（津波浸水想定区域）

### 最適な避難場所の確保

- 関根浜漁民研修センター川代分館は津波浸水想定区域外に立地しており安全
- 関根浜漁民研修センター烏沢分館は津波浸水想定区域内に立地しており不適
- 旧烏沢小学校グラウンドは一次避難場所として利用可能

 関根浜漁民研修センター川代分館は避難場所として適正

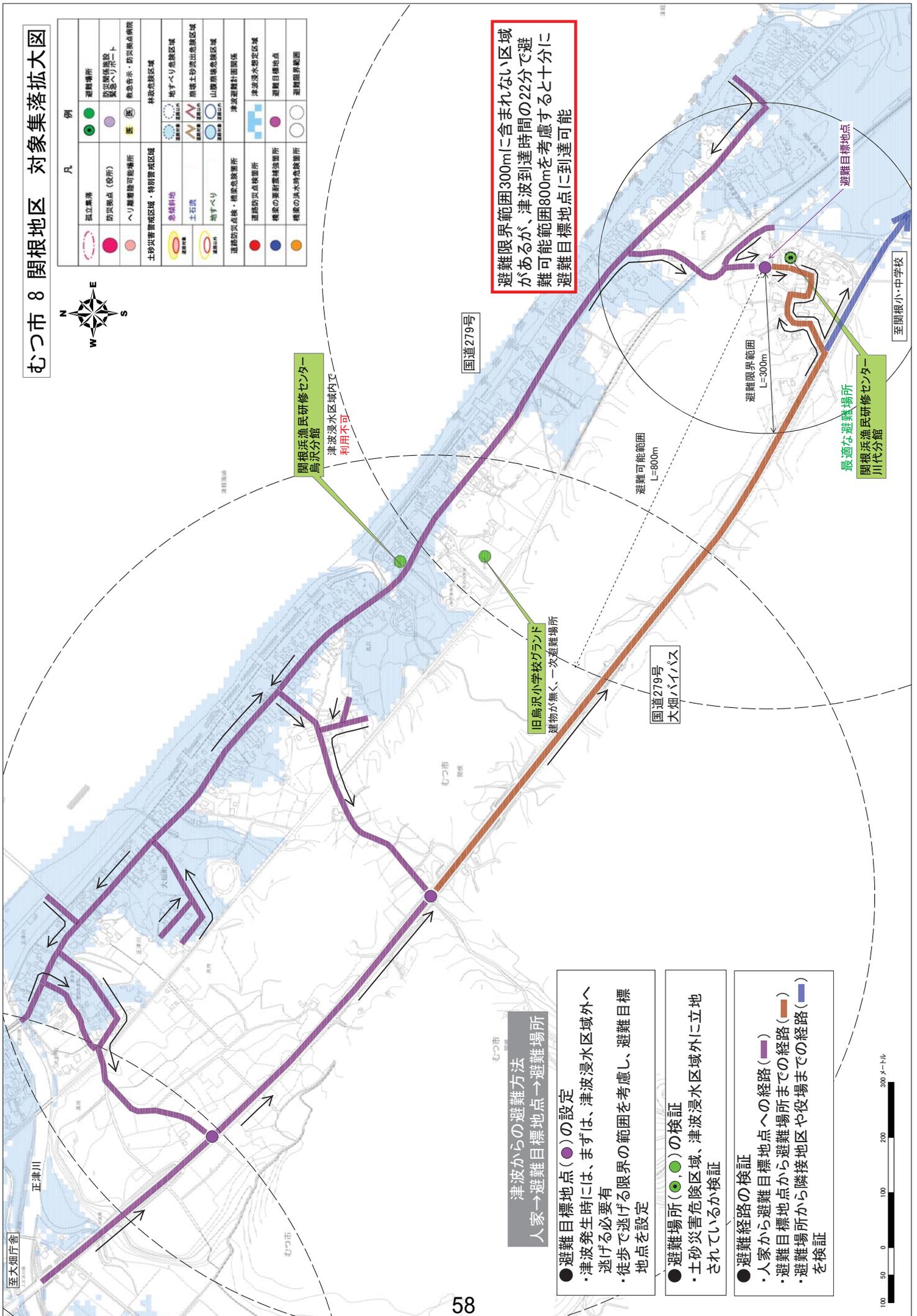
### 最適な避難経路の確保（津波発生時の避難経路）

- 避難目標地点、避難場所への経路について
  - ・ 避難目標地点を3箇所設定
  - ・ 避難目標地点までと避難目標地点から避難場所までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はない

 最適な避難経路は確保されている

# むつ市 8 関根地区 対象集落拡大図

凡 例	
孤立集落	避難場所
防災拠点 (助所)	防災関係施設
ヘリ着陸可能場所	緊急指示・防災拠点前線
土砂災害警戒区域・特別警戒区域	津波危険区域
急傾斜地	地すべり危険区域
土石流	周辺土砂流出危険区域
地すべり	山腹崩壊危険区域
避難防災点後・橋梁危険箇所	津波避難計画関係
避難防災点検査箇所	津波浸水想定区域
橋梁の要緊箇所検査箇所	避難目標地点
橋梁の洪水時危険箇所	避難限界範囲



避難限界範囲300mに含まれない区域があるが、津波到達時間の22分で避難可能範囲800mを考慮すると十分に避難目標地点に到達可能

関根浜漁民研修センター  
鳥沢分館  
津波浸水区域内で  
利用不可

旧鳥沢小学校グラウンド  
建物が無く、一次避難場所

最適な避難場所  
関根浜漁民研修センター  
川代分館

至関根小・中学校

津波からの避難方法  
人家→避難目標地点→避難場所

- 避難目標地点 (●) の設定
  - ・津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要有
  - ・徒歩で逃げる限りの範囲を考慮し、避難目標地点を設定
- 避難場所 (●) の検証
  - ・土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証
- 避難経路の検証
  - ・人家から避難目標地点への経路 (—)
  - ・避難目標地点から避難場所までの経路 (—)
  - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路 (—) を検証

## 9 関根漁港地区（津波浸水想定区域）

### 最適な避難場所の確保

● 関根浜漁民研修センターは津波浸水想定区域外に立地しており安全

 関根浜漁民研修センターは避難場所として適正  
出戸地区付近の住民は、隣接する地区の関根小学校・関根中学校  
へ車両等で移動し、それ以外は関根浜漁民研修センターと隣接す  
る地区の関根小学校・関根中学校を併用する

### 最適な避難経路の確保（津波発生時の避難経路）

● 避難目標地点、避難場所への経路について

- ・ 避難目標地点を4箇所設定
- ・ 避難目標地点までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はあるが現状では対策不要
- ・ 避難目標地点から避難場所までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はない

 最適な避難経路は確保されている

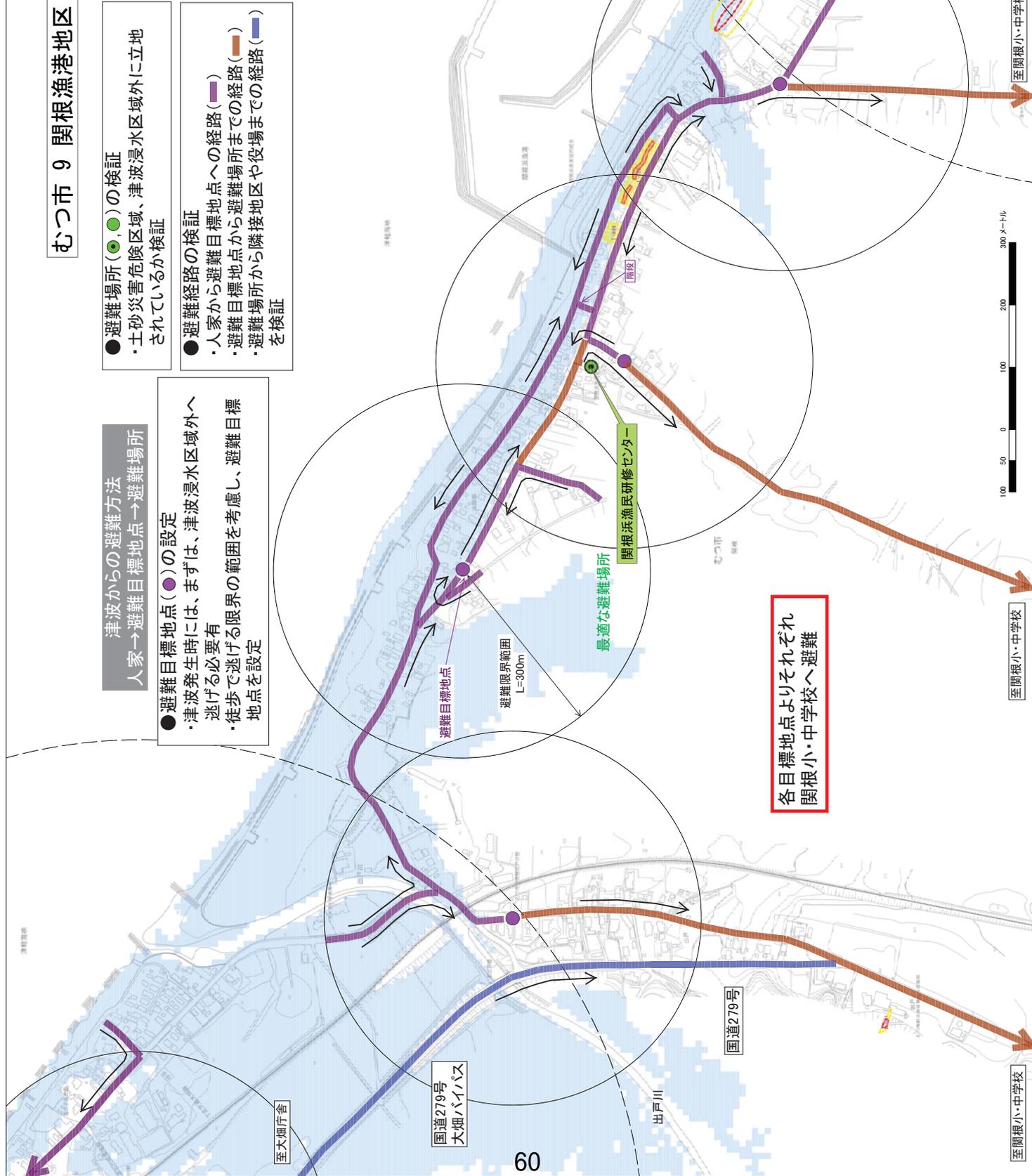


# むつ市 9 関根漁港地区 対象集落拡大図

- 避難場所 (●, ●) の検証
  - ・土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証
- 避難経路の検証
  - ・人家から避難目標地点への経路 (—)
  - ・避難目標地点から避難場所までの経路 (—)
  - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路 (—) を検証

- 津波からの避難方法  
人家 → 避難目標地点 → 避難場所
- 避難目標地点 (●) の設定
  - ・津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要有
  - ・徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標地点を設定

凡	例
孤立集落	避難場所
防災拠点 (役所)	緊急避難所
へり避難所可能場所	緊急告示、防災拠点病院
土砂災害警戒区域・特別警戒区域	林業危険区域
急傾斜地	地すべり危険区域
土砂災害危険区域	崩壊土砂流出危険区域
土石流	山腹崩壊危険区域
地すべり	津波避難計画関係
避難防災点検、構造物点検箇所	津波浸水想定区域
避難防災点検箇所	避難目標地点
構造物の耐震補強箇所	避難限界範囲
構造物の洪水時危険箇所	



各目標地点よりそれぞれ  
関根小・中学校へ避難

100 50 0 100 200 300メートル

## 10 関根浜港地区（津波浸水想定区域）

### 最適な避難場所の確保

- 地区内に指定されている避難場所がない

 隣接する地区の関根小学校・関根中学校へ車両等で移動

### 最適な避難経路の確保（津波発生時の避難経路）

- 避難目標地点、避難場所への経路について
  - ・ 避難目標地点を2箇所設定
  - ・ 避難目標地点までと避難目標地点から避難場所までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はない

 最適な避難経路は確保されている

むつ市 10 関根浜港地区 対象集落拡大図

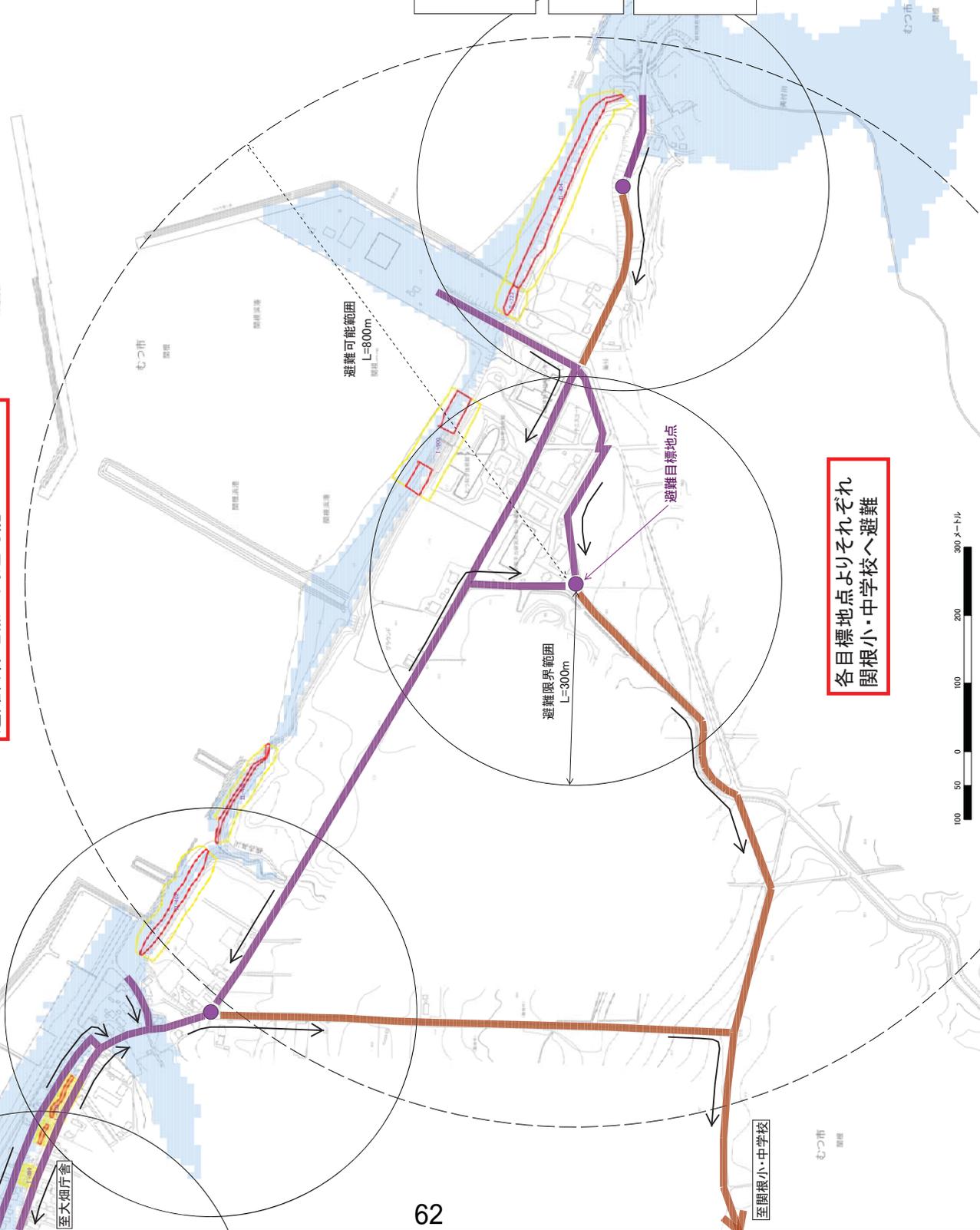
避難限界範囲300mに含まれない区域があるが、津波到達時間の22分で避難可能範囲800mを考慮すると十分に避難目標地点に到達可能



凡	例
孤立集落	避難場所
防災拠点(役所)	防災関係施設 緊急ヘリポート
ヘリ離着陸可能場所	緊急告示・防災拠点病院
土砂災害警戒区域・特別警戒区域	林政危険区域
急傾斜地	地すべり危険区域
土石流	前後土砂流出危険区域
地すべり	山腹崩壊危険区域
避難防災点検・補修危険箇所	津波避難計画関係
避難防災点検箇所	津波浸水警戒区域
構架の要耐震補強箇所	避難目標地点
構架の洪水時危険箇所	避難限界範囲

津波からの避難方法  
人家→避難目標地点→避難場所

- 避難目標地点(●)の設定
  - 津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要有
  - 徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標地点を設定
- 避難場所(●)の検証
  - 土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証
- 避難経路の検証
  - 人家から避難目標地点への経路(■)
  - 避難目標地点から避難場所までの経路(■)
  - 避難場所から隣接地区や役場までの経路(■)を検証



各目標地点よりそれぞれ関根小・中学校へ避難

## 11高梨地区（孤立）

### 地区から市庁舎へのアクセス

- 当該地区から大畑庁舎への経路上に危険箇所はあるが、現状では対策不要のためアクセス可能

➡ 大畑庁舎へ安全にアクセス可能なことから孤立集落から除外

### 最適な避難場所の確保

- 地区内に指定されている避難場所がない

➡ 危険箇所区域内の住民は隣接する地区の関根小学校・関根中学校へ車両等で移動

### 最適な避難経路の確保（土砂災害時の避難経路）

- 避難場所への経路について
  - ・関根小学校・関根中学校までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はあるが現状では対策不要

➡ 最適な避難経路は確保されている

### 物資の輸送手段の確保

- 当地区は孤立する恐れはないものの、地区の東側にある耕作地はヘリコプターの離着陸が可能であり、物資の輸送時にヘリコプターの利用が可能



むつ市 11 高梨地区 対象集落拡大図

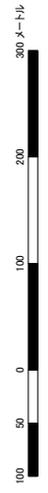
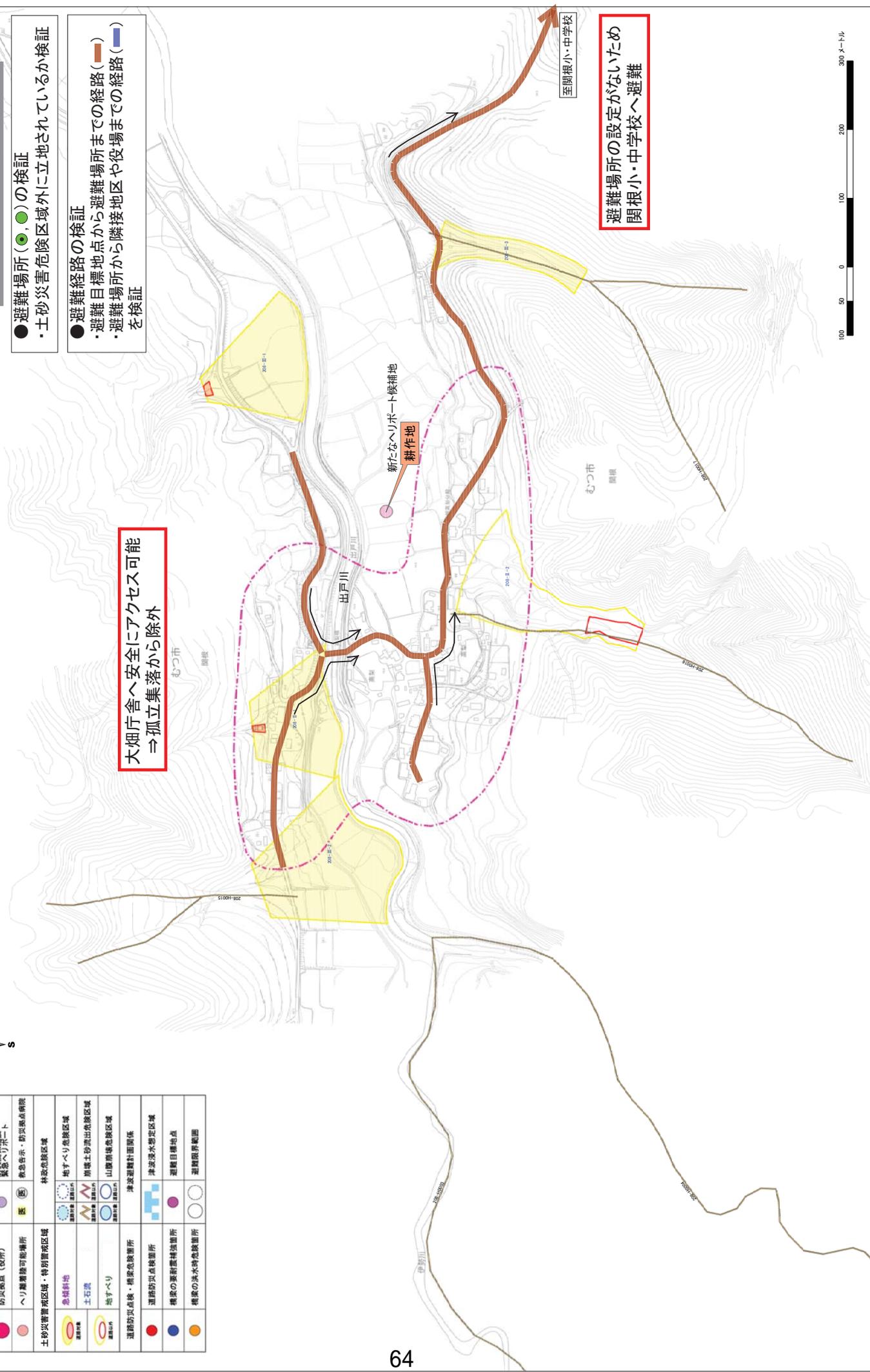
凡	例
孤立集落	避難場所
防災拠点 (役所)	防災関係施設 緊急ヘリポート
ヘリ着陸可能場所	緊急告示・防災拠点簡図
土砂災害警戒区域・特別警戒区域	津波危険区域
急傾斜地	地すべり危険区域
土石流	崩壊土砂流出危険区域
地すべり	山腹崩壊危険区域
道路防災点検・橋梁危険箇所	津波避難計画関係
道路防災点検箇所	津波浸水想定区域
橋梁の要耐震補強箇所	避難目標地点
橋梁の洪水時危険箇所	避難限界範囲

土砂災害からの避難方法  
人家→避難場所

- 避難場所 (●, ●) の検証
- 土砂災害危険区域域外に立地されているか検証
- 避難経路の検証
- 避難目標地点から避難場所までの経路 (■)
- 避難場所から隣接地区や役場までの経路 (■) を検証

大畑庁舎へ安全にアクセス可能  
⇒ 孤立集落から除外

避難場所の設定がないため  
関根小・中学校へ避難



## 12 関根橋地区（孤立）

### 地区から市庁舎へのアクセス

- 当該地区から大畑庁舎への経路上に危険箇所はあるが、現状では対策不要のためアクセス可能

 大畑庁舎へ安全にアクセス可能なことから孤立集落から除外

### 最適な避難場所の確保

- 関根橋地区公民館、旧関根橋小学校グラウンドは危険箇所区域内に立地しており不適
- 田名部高等学校大畑校舎は危険箇所区域外に立地しており安全

 田名部高等学校大畑校舎は避難場所として適正

### 最適な避難経路の確保（土砂災害時の避難経路）

- 避難場所への経路について
  - ・ 田名部高等学校大畑校舎までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所があるが現状では対策不要

 最適な避難経路は確保されている

### 物資の輸送手段の確保

- 当地区は孤立する恐れはないものの、地区の北側にある田名部高等学校大畑校舎グラウンドはヘリコプターの離着陸が可能で物資の輸送時にヘリコプターの利用が可能

# むつ市 12 関根橋地区 対象集落拡大図

土砂災害からの避難方法  
人家→避難場所

- 避難場所(●,●)の検証
  - ・土砂災害危険区域外に立地されているか検証

- 避難経路の検証
  - ・避難目標地点から避難場所までの経路(—)
  - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路(—)

大畑庁舎へ安全にアクセス可能  
⇒孤立集落から除外

旧関根橋小学校グラウンド  
危険箇所内で不適

関根橋地区公民館  
危険箇所内で不適

最適な避難場所  
田名部高等学校  
大畑校舎

新たなヘリポート候補地  
田名部高等学校  
大畑校舎グラウンド

凡		例	
	孤立集落		避難場所
	防災拠点(役所)		防災関係施設 緊急ヘリポート
	ヘリ離着陸可能場所		救急告示・防災拠点病院
土砂災害警戒区域・特別警戒区域		林政危険区域	
	急傾斜地		地すべり危険区域
	土石流		崩壊土石流出危険区域
	地すべり		山腹崩壊危険区域
道路防災点検・橋梁危険箇所		津波避難計画関係	
	道路防災点検箇所		津波浸水想定区域
	橋梁の要耐震補強箇所		避難目標地点
	橋梁の洪水時危険箇所		避難限界範囲



## 13高橋川・小目名地区（孤立）

### 地区から市庁舎へのアクセス

- 当該地区から大畑庁舎への経路上に危険箇所はあるが、現状では対策不要のためアクセス可能

➡ 大畑庁舎へ安全にアクセス可能なことから孤立集落から除外

### 最適な避難場所の確保

- 高橋川地区は高橋川コミュニティセンターが危険箇所区域外に立地しているため安全
- 小目名地区は小目名地区公民館が危険箇所区域内に立地しており不適
- 旧小目名小学校グラウンドは一次避難場所、神楽殿は利用可能な避難場所である

➡ 高橋川コミュニティセンターと神楽殿は避難場所として適正

### 最適な避難経路の確保（土砂災害時の避難経路）

- 避難場所への経路について
  - ・高橋川コミュニティセンター及び神楽殿までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はあるが現状では対策不要

➡ 最適な避難経路は確保されている

### 物資の輸送手段の確保

- 当地区は孤立する恐れはないものの、地区の南側にある旧小目名小学校グラウンドはヘリコプターの離着陸が可能で物資の輸送時にヘリコプターの利用が可能

# むつ市 13 高橋川・小目名地区 対象集落拡大図

土砂災害からの避難場所  
 人家→避難場所



凡	例
孤立集落	●
防災拠点 (応所)	●
ヘリ離着陸可能場所	●
土砂災害警戒区域・特別警戒区域	●
急傾斜地	●
土石流	●
地すべり	●
道路防災点検箇所	●
道路防災点検箇所	●
橋梁の要調査箇所	●
橋梁の洪水時危険箇所	●
避難場所	●
防災関係施設	●
緊急ヘリポート	●
緊急告示・防災拠点病院	●
林政危険区域	●
地すべり危険区域	●
崩壊土砂流出危険区域	●
山腹崩壊危険区域	●
津波避難計画区域	●
津波防災点検箇所	●
橋梁の要調査箇所	●
橋梁の洪水時危険箇所	●

- 避難場所 (●, ●) の検証
- ・土砂災害危険区域域外に立地されているか検証
- 避難経路の検証
- ・避難目標地点から避難場所までの経路 (■)
- ・避難場所から隣接地区や役場までの経路 (■) を検証

大畑庁舎へ安全にアクセス可能  
 ⇒孤立集落から除外

最適な避難場所  
 高橋川  
 コミュニティセンター

むつ恐山公園大畑線

小目名地区公民館  
 危険箇所内で不適

新たなヘリポート候補地  
 旧小目名小学校グラウンド

旧小目名小学校グラウンド  
 建物が無く、一次避難場所

利用可能な避難場所  
 神楽殿

## 14薬研・奥薬研地区（孤立）

### 地区から市庁舎へのアクセス

- 当該地区から大畑庁舎への経路上に危険箇所はあるが、現状では対策不要のためアクセス可能

➡ 大畑庁舎へ安全にアクセス可能なことから孤立集落から除外

### 最適な避難場所の確保

- 地区内に指定されている避難場所がない
- 老人福祉センター駐車場と県営駐車場は一次避難場所である

➡ 隣接する地区の高橋川コミュニティセンターは避難場所として適正

### 最適な避難経路の確保（土砂災害時の避難経路）

- 避難場所への経路について
  - ・老人福祉センター駐車場と県営駐車場の一次避難場所及び隣接する高橋川地区の避難場所である高橋川コミュニティセンターまでの経路上に障害する恐れのある危険箇所はあるが、現状では対策不要

➡ 最適な避難経路は確保されている

### 物資の輸送手段の確保

- 当地区は孤立する恐れはないものの、地区の西側にある老人福祉センター駐車場はヘリコプターの離着陸が可能で物資の輸送時にヘリコプターの利用が可能

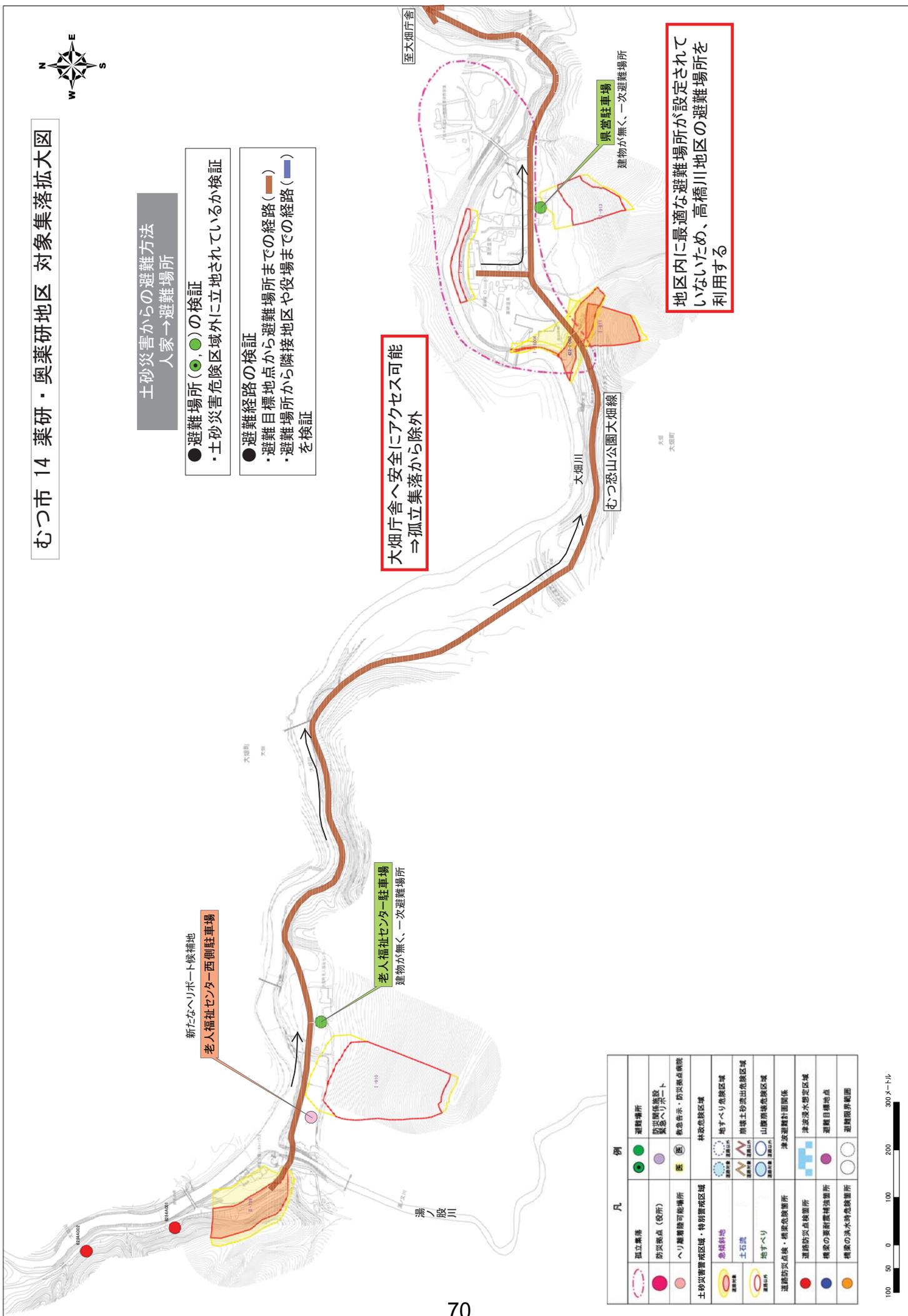
# むつ市 14 葉研・奥葉研地区 対象集落拡大図



土砂災害からの避難方法  
 人家 → 避難場所

- 避難場所 (●, ○) の検証
  - ・土砂災害危険区域外に立地されているか検証
- 避難経路の検証
  - ・避難目標地点から避難場所までの経路 (■)
  - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路 (■) を検証

大畑庁舎へ安全にアクセス可能  
 ⇒ 孤立集落から除外



地区内に最適な避難場所が設定されていないため、高橋川地区の避難場所を利用する

凡 例	
孤立集落	避難場所
防災拠点 (役所)	防災関係施設
ヘリ着陸可能場所	緊急告示・防災拠点簡図
土砂災害危険区域・特別警戒区域	林業危険区域
急傾斜地	地すべり危険区域
土石流	崩壊土砂流出危険区域
地すべり	山崩壊危険区域
道路防犯点検・橋梁危険箇所	津波避難計画関係
道路防犯点検箇所	津波浸水想定区域
橋梁の要調査箇所	避難目標地点
橋梁の洪水時危険箇所	避難限界範囲



# 15九艘泊地区（孤立・津波浸水想定区域）

## 最適な避難場所の確保

- 九艘泊地区内にある九艘泊地区生活福祉センターは危険箇所区域内に立地している
- 旧九艘泊地区公民館グラウンドは危険箇所区域内に立地しており不適とし、芋田地区集会所は危険箇所区域内及び津波浸水想定区域内に立地しており不適
- 芋田地区内にある寺子屋（一次避難場所）は危険箇所区域内に立地している

➡ 九艘泊地区生活福祉センターは危険箇所の対策を行い、利用可能な避難場所とする

九艘泊地区は九艘泊地区生活福祉センターへ避難

寺子屋は危険箇所区域内に立地しているが、対策済みのため一次避難場所として利用可能である

芋田地区は寺子屋へ一次避難し、最終的に脇野沢庁舎方面の避難場所へ移動

事業種別	危険箇所番号	実施主体	事業名 (事業箇所)
急傾斜地	I-1016	県	九艘泊区域急傾斜地崩壊対策事業【事業中】

## 最適な避難経路の確保（津波発生時の避難経路）

- 避難目標地点、避難場所への経路について
  - ・避難目標地点を2箇所設定
  - ・避難目標地点までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所がある
  - ・避難目標地点から避難場所までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所がある

➡ 避難経路の安全確保するため、下記対策を短期的施策として設定

事業種別	危険箇所番号	実施主体	事業名 (事業箇所)
急傾斜地	II-814	県	芋田3号地区
急傾斜地	II-815	県	芋田4号地区
急傾斜地	II-817	県	芋田5号地区

## 15九艘泊地区（孤立・津波浸水想定区域）

### 孤立した際の物資の輸送手段の確保

- 地区内にヘリコプターの離着陸が可能なスペースはない
- 地区内には九艘泊漁港があるが、九艘泊地区生活福祉センター及び寺子屋から漁港までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所がある（短期的施策が完了すればアクセス可能）

 孤立発生時には九艘泊漁港を利用

当地区、蛸田・寄浪、新井田・本村の危険箇所対策（短期・中期的施策）の完了後、孤立する恐れは解消する

# むつ市 15 九艘泊地区 対象集落拡大図



## 津波からの避難方法

人家 → 避難目標地点 → 避難場所

### ● 避難目標地点 (●) の設定

- 津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要有
- 徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標地点を設定

### ● 避難場所 (●, ●) の検証

- 土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証

### ● 避難経路の検証

- 人家から避難目標地点への経路 (—)
- 避難目標地点から避難場所までの経路 (—)
- 避難場所から隣接地区や役場までの経路 (—) を検証

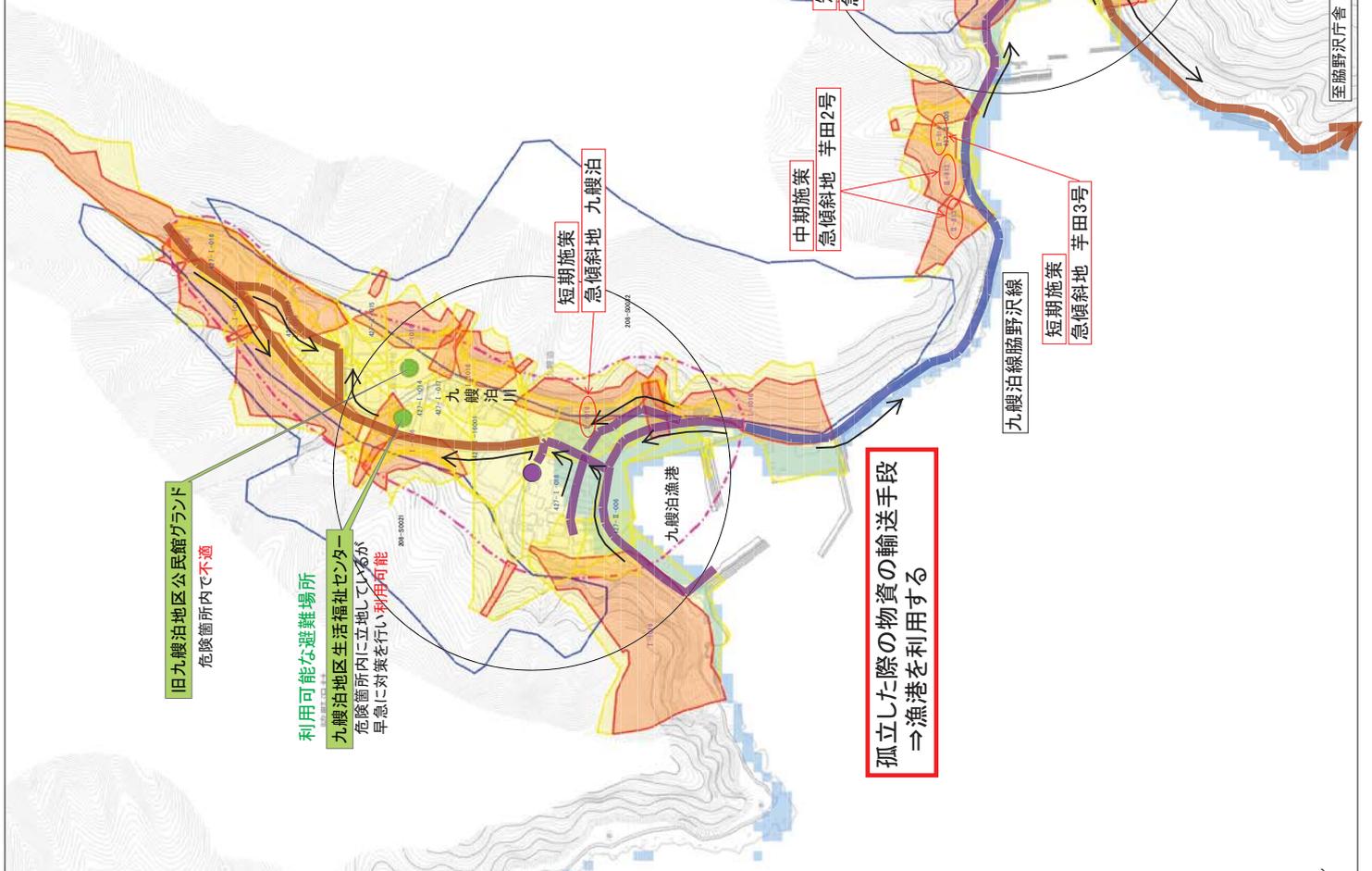
旧九艘泊地区公民館グラウンド  
危険箇所内で不道

利用可能な避難場所

九艘泊地区生活福祉センター  
危険箇所内に立地しているが  
早急に対策を行い、利用可能

孤立した際の物資の輸送手段  
⇒ 漁港を利用する

地区の住民はそれぞれの避難場所  
へ一次的に避難し、津波警報解除  
後、脇野沢行舎方面の避難場所へ  
移動



凡	例
孤立集落	避難場所
防災拠点 (役所)	緊急避難所
へり避難所	緊急告示、防災拠点病院
土砂災害警戒区域・特別警戒区域	林政危険区域
急傾斜地	地すべり危険区域
土石災害	崩壊土砂流出危険区域
地すべり危	山崩壊危険区域
道路防災点検・構架危険箇所	津波避難計画関係
道路防災点検箇所	津波浸水想定区域
構架の新耐震補強箇所	避難目標地点
構架の洪水時危険箇所	避難限界範囲



# 16 蛸田・寄浪地区（孤立・津波浸水想定区域）

## 最適な避難場所の確保

- 蛸田地区内にある蛸田地区生活福祉センターは危険箇所区域内に立地している
- 寄浪地区内にある寄浪地区生活福祉センターは危険箇所区域内に立地しており不適
- 蛸田高台、寄浪高台は危険箇所区域内に立地しており不適

- ➡ 蛸田地区の蛸田地区生活福祉センターは危険箇所の対策を行い、利用可能な避難場所とする
- 蛸田地区は蛸田地区生活福祉センターへ一次避難し、隣接する地区の脇野沢中学校まで、車で避難
- 寄浪地区は隣接する地区の脇野沢中学校まで、車で避難

事業種別	危険箇所番号	実施主体	事業名 (事業箇所)
急傾斜地	Ⅱ-820	県	急傾斜蛸田4号地区
土石流	427-I-011-1	県	地藏堂沢
土石流	427-I-011-2	県	地藏堂沢

## 最適な避難経路の確保（津波発生時の避難経路）

- 避難目標地点、避難場所への経路について
  - ・ 避難目標地点を2箇所設定
  - ・ 避難目標地点までと避難目標地点から避難場所までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所がある

- ➡ 避難経路の安全確保するため、下記対策を短期的施策として設定

事業種別	危険箇所番号	実施主体	事業名 (事業箇所)
急傾斜地	I-1022	県	寄浪地区
山腹崩壊	208-S0023	県	寄浪地区
急傾斜地	Ⅱ-821	県	寄浪2号地区
急傾斜地	Ⅱ-16007	県	蛸田5号地区

## 16 蛸田・寄浪地区（孤立・津波浸水想定区域）

### 孤立した際の物資の輸送手段の確保

- 地区内にヘリコプターの離着陸が可能なスペースはない
- 地区内には蛸田・寄浪漁港があるが、蛸田地区生活福祉センター及び寄浪地区生活福祉センターから漁港までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所がある（短期的施策が完了すればアクセス可能）

 孤立発生時には蛸田・寄浪漁港を利用

当地区の危険箇所対策（短期・中期的施策）新井田・本村地区の危険箇所対策（短期的施策）の完了後、孤立する恐れは解消する



むつ市 16 蛸田地区・寄浪地区  
対象集落拡大図

地区の住民はそれぞれの避難場所  
へ一次的に避難し、津波警報解除  
後脇野沢庁舎方面の避難場所へ  
避難

津波影響開始時間の10分を考慮して、寄浪  
漁港付近の目標地点から車両等で800mの  
避難可能範囲を設定  
隣接する地区の避難場所へ車両等で移動

孤立した際の物資の輸送手段  
⇒漁港を利用する

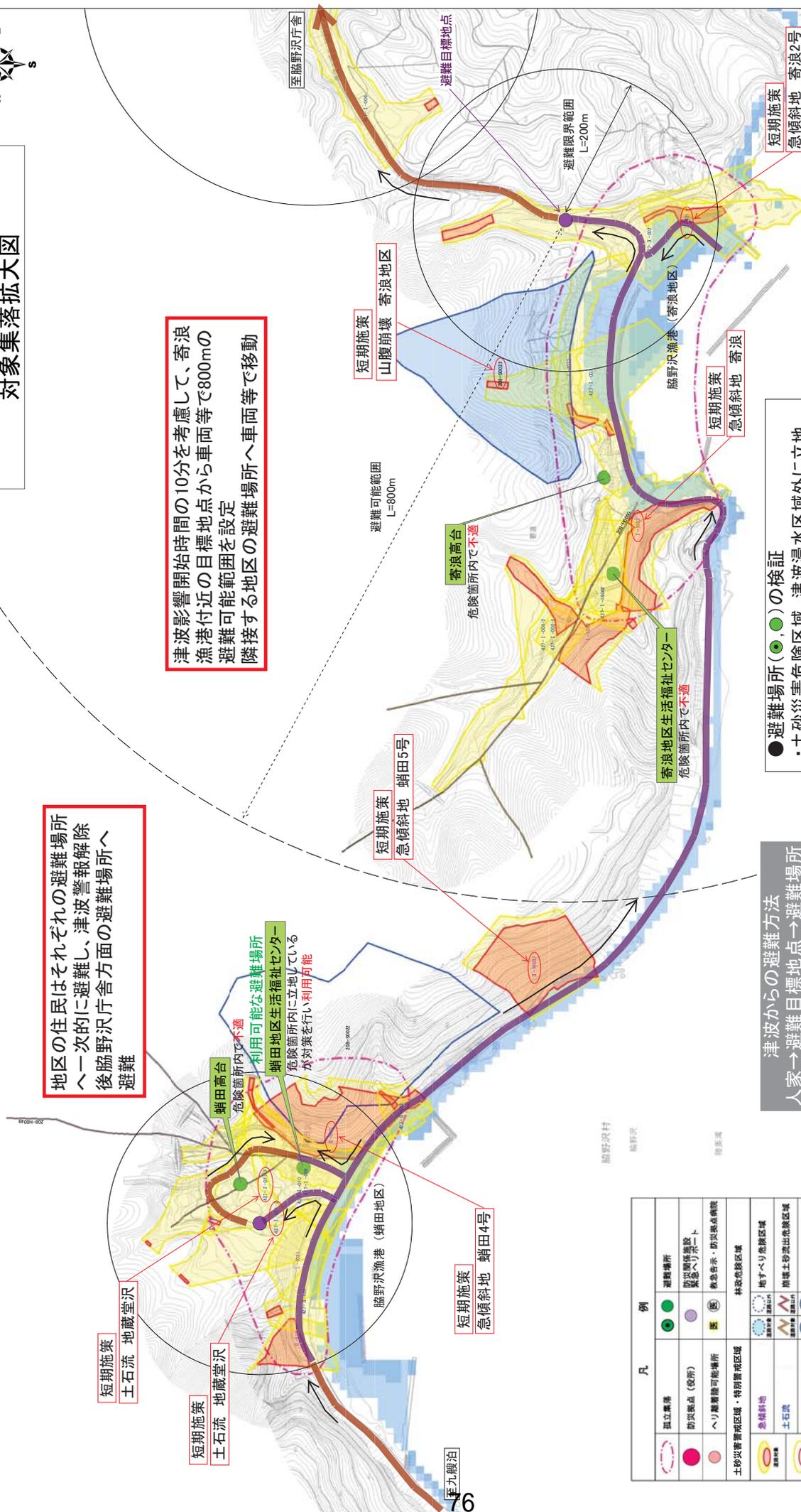
●避難場所(●,●)の検証  
・土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地  
されているか検証

●避難経路の検証  
・人家から避難目標地点への経路(—)  
・避難目標地点から避難場所までの経路(—)  
・避難場所から隣接地区や役場までの経路(—)  
を検証

津波からの避難方法  
人家→避難目標地点→避難場所

●避難目標地点(●)の設定  
・津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ  
逃げる必要有  
・徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標  
地点を設定

凡	例
孤立集落	避難場所
防災拠点(役所)	防災関係施設 緊急ヘリポート
ヘリ着陸可能場所	救急告示、防災拠点病院
土砂災害警戒区域・特別警戒区域	警戒区域
急傾斜地	林政危険区域
土石流	地すべり危険区域
地すべり	期過土砂流出危険区域 山崩れ危険区域
道路防災点検・構造物危険箇所	津波避難計画関係
道路防災点検箇所	津波浸水危険区域
構造物の新築確認箇所	避難目標地点
構造物の洪水時危険箇所	避難可能範囲



短期施策  
土石流 地蔵堂沢

短期施策  
土石流 地蔵堂沢

短期施策  
急傾斜地 蛸田4号

短期施策  
急傾斜地 蛸田5号

短期施策  
山腹崩壊 寄浪地区

短期施策  
急傾斜地 寄浪

短期施策  
急傾斜地 寄浪2号

## 17新井田・本村地区（孤立・津波浸水想定区域）

### 最適な避難場所の確保

- 脇野沢中学校、地域交流センター、瀬野地区コミュニティセンターの各避難場所と、愛宕山公園、脇野沢総合運動場の各一次避難場所は、危険箇所外及び津波浸水想定区域外に立地しており安全
- 新井田地区内にある新井田地区生活改善センターは危険箇所区域内及び津波浸水想定区域内に立地し、新井田高台は危険箇所区域内に立地しており不適
- 本村地区内にある脇野沢小学校、脇野沢八幡宮境内は危険箇所内に立地しており不適

➡ 脇野沢中学校、地域交流センター、瀬野地区コミュニティセンターは避難場所として適正

### 最適な避難経路の確保（津波発生時の避難経路）

- 避難目標地点、避難場所への経路について
  - ・ 避難目標地点を4箇所設定
  - ・ 避難目標地点までと避難目標地点から避難場所までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所がある

➡ 避難経路の安全確保するため、下記対策を短期的施策として設定

事業種別	危険箇所番号	実施主体	事業名 (事業箇所)
急傾斜地	II-822	県	新井田2号地区
山腹崩壊	208-S0027	県	本村地区
土石流	427-I-004	県	脇野沢
急傾斜地	I-1026	県	桂沢地区

## 17新井田・本村地区（孤立・津波浸水想定区域）

### 孤立した際の物資の輸送手段の確保

- 脇野沢中学校グラウンドはヘリコプターの場外離着陸場として地域防災計画に指定されている
- 地区の山側に脇野沢庁舎がある
- 地区内に脇野沢漁港がある
- 脇野沢中学校、地域交流センター、瀬野地区コミュニティセンターから脇野沢中学校グラウンド、漁港までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所がない



孤立発生時には脇野沢庁舎とヘリコプター（脇野沢中学校グラウンド）と脇野沢漁港を利用

当地区の危険箇所対策（短期的施策）の完了後、孤立する恐れは解消する

# むつ市 17 新井田地区・本村地区 対象集落拡大図



最適な避難場所  
地域交流センター

国道338号

短期施策  
土石流 脇野沢

脇野沢八幡宮境内  
危険箇所内で不適

短期施策  
急傾斜地 桂沢

脇野沢庁舎

脇野沢小学校  
危険箇所内で不適

至辰内

短期施策  
山腹崩壊 本村地区

脇野沢漁港 (本港)

最適な避難場所  
脇野沢中学校

脇野沢川

孤立した際の物資の輸送手段  
⇒ヘリコプター、漁港を利用する

緊急ヘリポート指定地  
脇野沢中学校グランド

脇野沢総合運動場  
建物が無く、一次避難場所

津波からの避難方法  
人家→避難目標地点→避難場所

最適な避難場所  
瀬野地区  
コミュニティセンター

避難目標地点

愛宕山公園  
建物が無く、一次避難場所

避難限界範囲  
L=300m

●避難目標地点(●)の設定  
・津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要有  
・徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標地点を設定

●避難場所(●)の検証  
・土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証

●避難経路の検証  
・人家から避難目標地点への経路(紫)  
・避難目標地点から避難場所までの経路(茶)  
・避難場所から隣接地区や役場までの経路(青)を検証

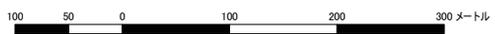
新井田高台  
危険箇所内で不適

新井田地区  
生活改善センター  
危険箇所内及び津波浸水  
区域内で利用不可

短期施策  
急傾斜地 新井田2号

至奇浪

凡		例	
	孤立集落		避難場所
	防災拠点(役所)		防災関係施設
	ヘリ離着陸可能場所		緊急ヘリポート
	土砂災害警戒区域・特別警戒区域		林政危険区域
	急傾斜地		地すべり危険区域
	土石流		崩壊土石流出危険区域
	地すべり		山腹崩壊危険区域
	道路防災点検・橋梁危険箇所		津波避難計画関係
	道路防災点検箇所		津波浸水想定区域
	橋梁の要耐震補強箇所		避難目標地点
	橋梁の洪水時危険箇所		避難限界範囲





## 18源藤城・滝山地区（孤立）

### 最適な避難場所の確保

- 源藤城地区内にある源藤城神社は危険箇所区域内に立地しており不適
- 滝山地区内にある滝山地区生活福祉センターは危険箇所区域外に立地しており安全
- 旧滝山地区公民館グラウンドは一次避難場所である

➡ 滝山地区生活福祉センターは避難場所として適正

### 最適な避難経路の確保（土砂災害時の避難経路）

- 避難場所への経路について
  - ・滝山地区生活福祉センターまでの経路上に阻害する恐れのある危険箇所がある

➡ 避難経路の安全確保するため、下記対策を短期的施策として設定

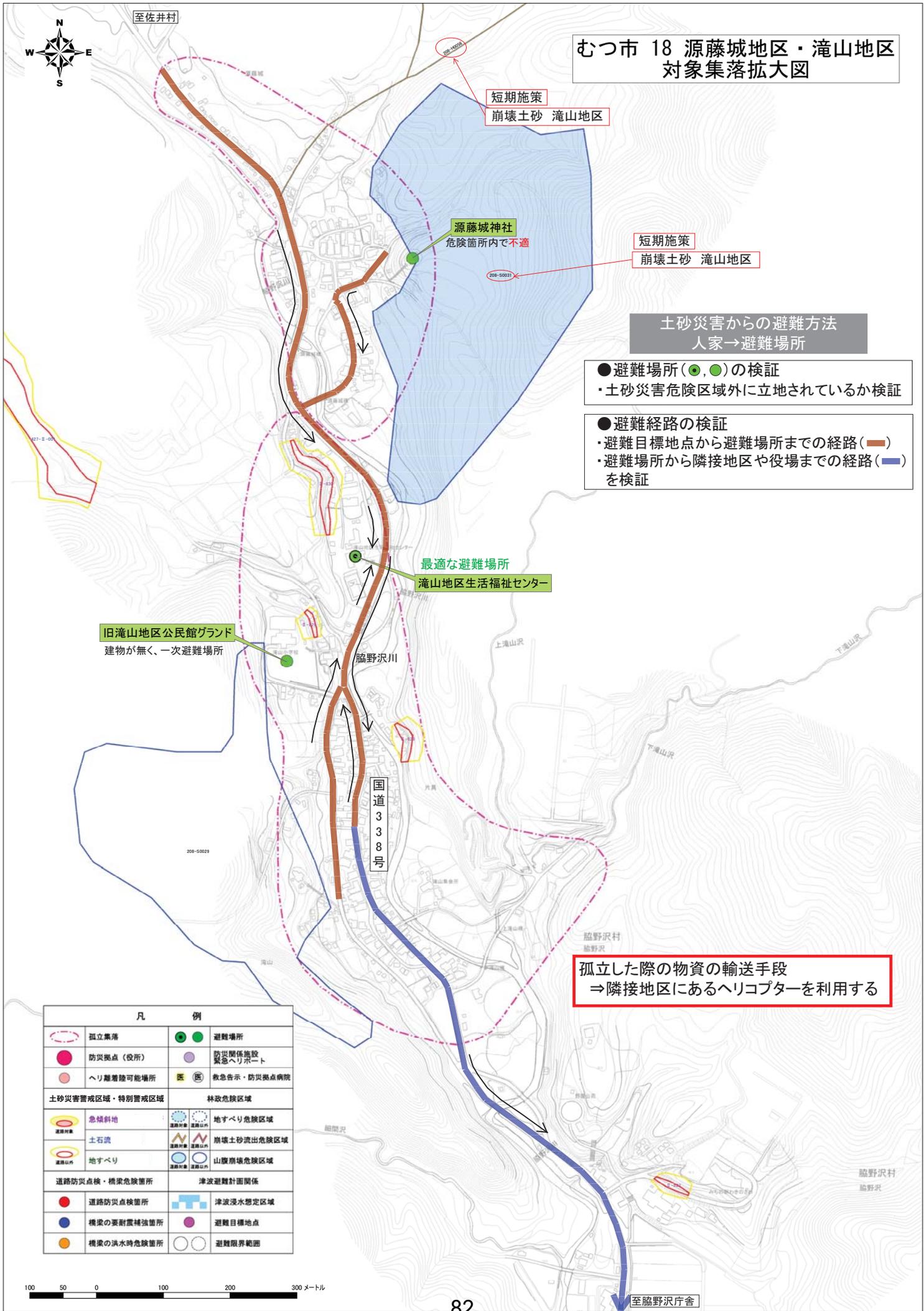
事業種別	危険箇所番号	実施主体	事業名（事業箇所）
山腹崩壊	208-S0031	県	滝山地区
崩壊土砂	208-H0056	県	滝山地区

### 孤立した際の物資の輸送手段の確保

- 地区内にヘリコプターの離着陸が可能なスペースはない
- 隣接する地区の脇野沢中学校グラウンドはヘリコプターの離着陸が可能である

➡ 孤立発生時にはヘリコプター（脇野沢中学校グラウンド）を利用

当地区の危険箇所対策（短期的施策）の完了後、孤立する恐れは解消する



むつ市 18 源藤城地区・滝山地区  
対象集落拡大図

短期施策  
崩壊土砂 滝山地区

短期施策  
崩壊土砂 滝山地区

土砂災害からの避難方法  
人家→避難場所

- 避難場所(●, ●)の検証
  - ・土砂災害危険区域外に立地されているか検証

- 避難経路の検証
  - ・避難目標地点から避難場所までの経路(—)
  - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路(—)を検証

最適な避難場所  
滝山地区生活福祉センター

旧滝山地区公民館グラウンド  
建物が無く、一次避難場所

孤立した際の物資の輸送手段  
⇒隣接地区にあるヘリコプターを利用する

凡 例	
	孤立集落
	避難場所
	防災拠点(役所)
	防災関係施設 緊急ヘリポート
	ヘリ離着陸可能場所
	救急告示・防災拠点病院
土砂災害警戒区域・特別警戒区域	
	急傾斜地
	地すべり危険区域
	土石流
	崩壊土砂流出危険区域
	地すべり
	山腹崩壊危険区域
道路防災点検・橋梁危険箇所	
	道路防災点検箇所
	津波浸水想定区域
	橋梁の要耐震補強箇所
	避難目標地点
	橋梁の洪水時危険箇所
	避難限界範囲

100 50 0 100 200 300メートル

至脇野沢庁舎

## 19小沢地区（孤立・津波浸水想定区域）

### 最適な避難場所の確保

- 小沢地区生活福祉センターは危険箇所区域内に立地しているが、現状では対策不要のため利用可能
- 旧小沢地区公民館グラウンド、小沢稲平高原、小沢鹿間平高原は一次避難場所である

➡ 小沢地区生活福祉センターの危険箇所は一部対策済みのため避難場所として利用し、収容能力が不足しているため八幡宮と併用

### 最適な避難経路の確保（津波発生時の避難経路）

- 避難目標地点、避難場所への経路について
  - ・避難目標地点を1箇所設定
  - ・避難目標地点までと避難目標地点から避難場所までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所があるが現状では対策不要

➡ 最適な避難経路は確保されている

### 孤立した際の物資の輸送手段の確保

- 地区内にヘリコプターの離着陸が可能なスペースはない
- 地区内には小沢漁港がある
- 小沢地区生活福祉センターから漁港までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はない

➡ 孤立発生時には小沢漁港を利用

葛沢地区の危険箇所対策（短期的施策）の完了後、孤立する恐れは解消する



むつ市 19 小沢地区 対象集落拡大図

凡 例	
孤立集落	避難場所
防災拠点 (役所)	防災関係施設 緊急ヘリポート
ヘリ離陸可能場所	緊急告示・防災拠点病院
土砂災害警戒区域・特別警戒区域	林政危険区域
急傾斜地	地すべり危険区域
土石流	前線土砂流出危険区域
地すべり	山崩落危険区域
避難防災点検・構象危険箇所	津波避難計画関係
津波防災点検箇所	津波浸水想定区域
構象の重要耐震構造箇所	避難目標地点
構象の洪水時危険箇所	避難限界範囲

津波からの避難方法  
人家→避難目標地点→避難場所

- 避難目標地点(●)の設定
- ・津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要有
- ・徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標地点を設定

- 避難場所(●,●)の検証
- ・土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証

- 避難経路の検証
- ・人家から避難目標地点への経路(—)
- ・避難目標地点から避難場所までの経路(—)
- ・避難場所から隣接地区や役場までの経路(—)を検証

神社を併用可能

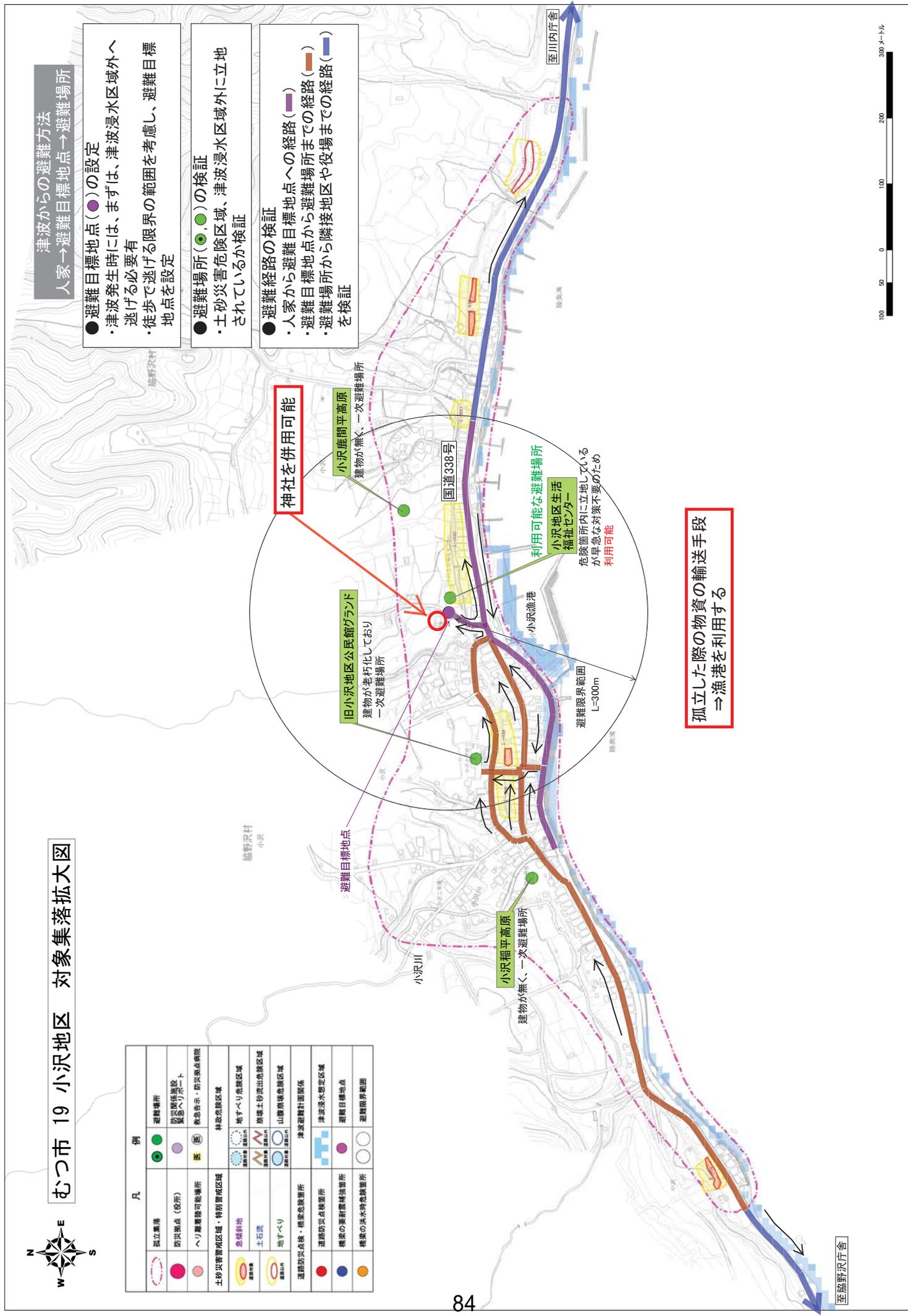
旧小沢地区公民館グラウンド  
建物が老朽化しており  
一次避難場所

小沢鹿間平高原  
建物が無く、一次避難場所

小沢稲平高原  
建物が無く、一次避難場所

利用可能な避難場所  
小沢地区生活福祉センター  
危険箇所内に立地している  
が早急な対策不要のため  
利用可能

孤立した際の物資の輸送手段  
⇒ 漁港を利用する



## 20 蛸崎地区（孤立・津波浸水想定区域）

### 最適な避難場所の確保

- 蛸崎地区公民館は危険箇所区域外及び津波浸水想定区域外に立地しており安全
- 流水庵は高台に位置し危険箇所区域外に立地しており安全
- 旧蛸崎小学校は一次避難場所である

➡ 流水庵は利用可能な避難場所である  
男川を挟んで東側の地区は、高台の流水庵へ避難  
西側の地区は隣接する地区の小沢地区生活福祉センターへ避難

### 最適な避難経路の確保（津波発生時の避難経路）

- 避難目標地点、避難場所への経路について
  - ・ 避難目標地点を2箇所設定
  - ・ 避難目標地点までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はない
  - ・ 避難目標地点から避難場所までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はあるが現状では対策不要

➡ 最適な避難経路は確保されている

### 孤立した際の物資の輸送手段の確保

- 地区内にヘリコプターの離着陸が可能なスペースはない
- 地区内には蛸崎漁港がある
- 蛸崎地区公民館、流水庵から蛸崎漁港までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はない

➡ 孤立発生時には蛸崎漁港を利用

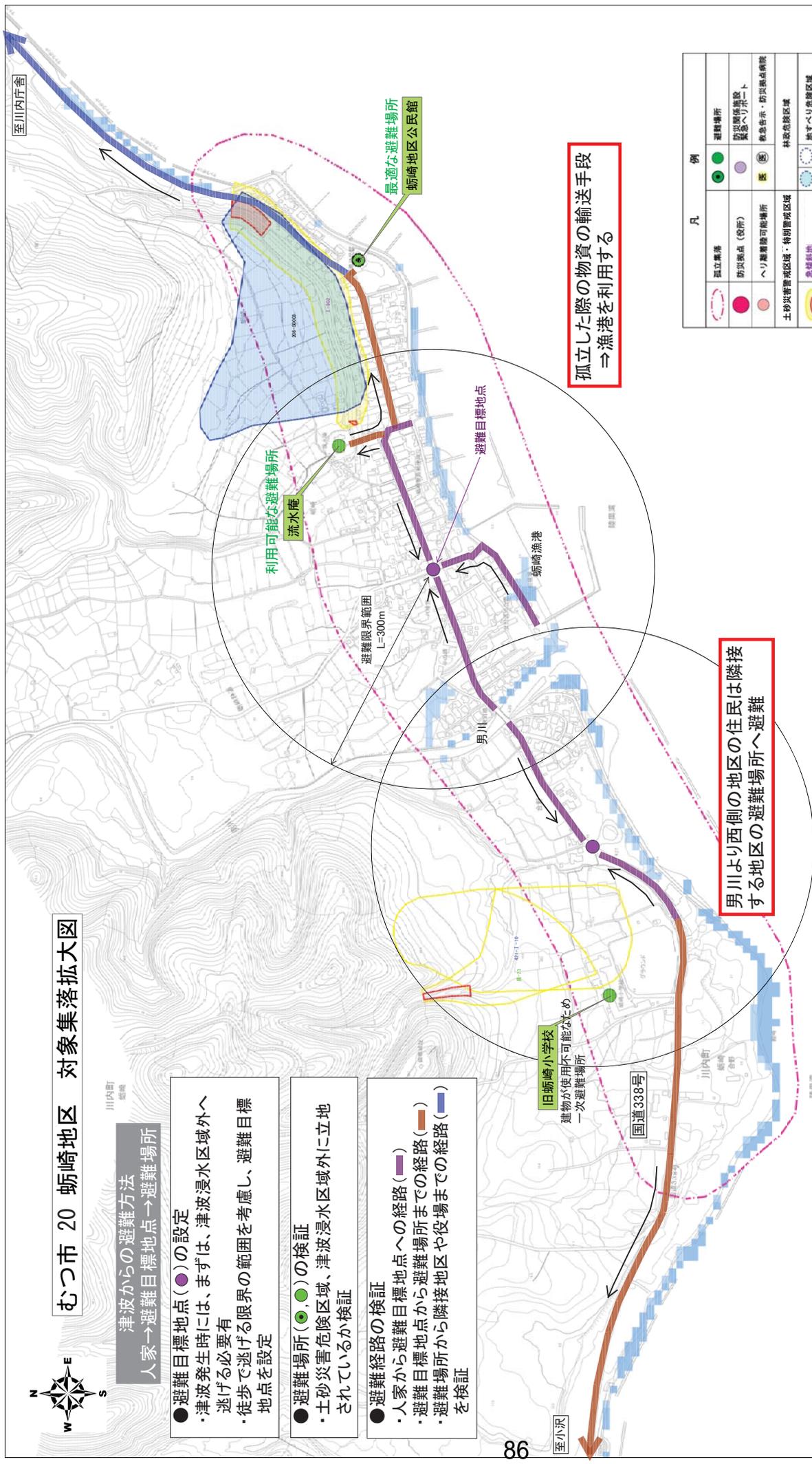
葛沢地区の危険箇所対策（短期的施策）の完了後、孤立する恐れは解消する



# むつ市 20 蛸崎地区 対象集落拡大図

津波からの避難方法  
 人家 → 避難目標地点 → 避難場所

- 避難目標地点(●)の設定
  - ・津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要有
  - ・徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標地点を設定
- 避難場所(●)の検証
  - ・土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証
- 避難経路の検証
  - ・人家から避難目標地点への経路(—)
  - ・避難目標地点から避難場所までの経路(—)
  - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路(—)を検証



凡	例
孤立集落	避難場所
防災拠点(役所)	緊急連絡所
へり避難所可能場所	緊急表示、防災拠点病院
土砂災害警戒区域、特別警戒区域	津波浸水区域
急傾斜地	地すべり危険区域
土石流	崩壊土砂流出危険区域
地すべり	山崩壊危険区域
道路防災点検・橋梁危険箇所	津波避難計画関係
道路防災点検箇所	津波浸水想定区域
橋梁の新耐震補強箇所	避難目標地点
橋梁の洪水時危険箇所	避難限界範囲



## 21宿野部地区（孤立・津波浸水想定区域）

### 最適な避難場所の確保

- 宿野部地区公民館は津波浸水想定区域付近に隣接して立地しており利用しない
- 旧宿野部小学校は一次避難場所である

➡ 地区内には最適な避難場所が確保されていないため、津波警報が解除されるまで、高台の民家の協力を仰ぐ

### 最適な避難経路の確保（津波発生時の避難経路）

- 避難目標地点、避難場所への経路について
  - ・避難目標地点を2箇所設定
  - ・避難目標地点までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所があるが現状では対策不要
  - ・避難目標地点から高台までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はない

➡ 最適な避難経路は確保されている

### 孤立した際の物資の輸送手段の確保

- 地区内にヘリコプターの離着陸が可能なスペースはない
- 地区内には宿野部漁港がある
- 高台の民家から宿野部漁港までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はない

➡ 孤立発生時には宿野部漁港を利用

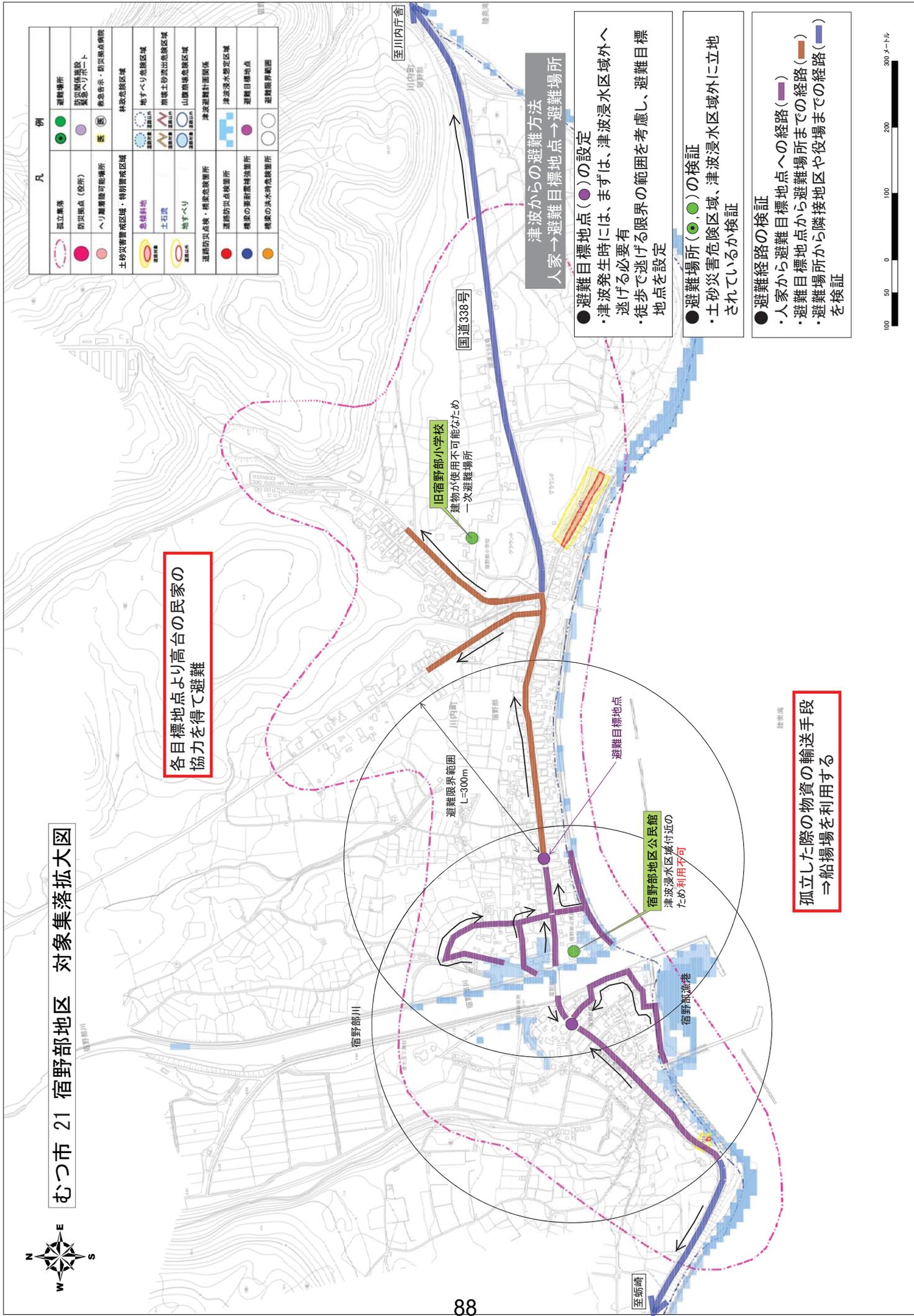
葛沢地区の危険箇所対策（短期的施策）の完了後、孤立する恐れは解消する



# むつ市 21 宿野部地区 対象集落拡大図

各目標地点より高台の民家の協力を得て避難

凡 例	
	孤立集落
	避難場所
	防災拠点(役所)
	防災関係施設緊急ヘリポート
	ヘリ着陸可能場所
	緊急告示・防災拠点病院
	林業危険区域
	地すべり危険区域
	崩落土砂流出危険区域
	山腹崩落危険区域
	津波避難計画関係
	津波浸水危険区域
	避難目標地点
	避難限界範囲
	避難経路



津波からの避難方法  
 人家→避難目標地点→避難場所

- 避難目標地点(●)の設定
- ・津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要がある
- ・徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標地点を設定

- 避難場所(●)の検証
- ・土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証

- 避難経路の検証
- ・人家から避難目標地点への経路(■)
- ・避難目標地点から避難場所までの経路(■)
- ・避難場所から隣接地区や役場までの経路(■)を検証

孤立した際の物資の輸送手段  
 ⇒ 船場場を利用する

至新崎

## 22 桧川地区（孤立・津波浸水想定区域）

### 最適な避難場所の確保

- 大湊高等学校川内校舎は高台に位置し、危険箇所区域内に立地している
- 桧川地区公民館は危険箇所区域内に立地しており不適
- 旧桧川小学校は一次避難場所である

➡ 大湊高等学校川内校舎は鉄筋構造でかつ危険箇所が現状で対策不要のため利用可能な避難場所  
桧川を挟んで東側の地区は大湊高等学校川内校舎へ避難  
西側の地区は車両等を利用し大湊高等学校川内校舎へ避難

### 最適な避難経路の確保（津波発生時の避難経路）

- 避難目標地点、避難場所への経路について
  - ・避難目標地点を2箇所設定
  - ・避難目標地点までと避難目標地点から避難場所までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所がある
  - ・海岸付近の国道に近づかずに大湊高等学校川内校舎グラウンドへ避難するために階段を設置

➡ 避難経路の安全確保するため、下記対策を短期的施策として設定

事業種別	危険箇所番号	実施主体	事業名 (事業箇所)
急傾斜地	I-905	県	桧川3号地区【階段設置含む】

## 22 桧川地区（孤立・津波浸水想定区域）

### 孤立した際の物資の輸送手段の確保

- 大湊高等学校川内校舎グラウンドはヘリコプターの場外離着陸場として地域防災計画に指定されている
- 地区内に桧川漁港がある
- 大湊高等学校川内校舎から漁港までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所があるが、一部対策済で現状では対策不要

 孤立発生時にはヘリコプター（大湊高等学校川内校舎グラウンド）と桧川漁港を利用

当地区、葛沢地区の危険箇所対策（短期的施策）の完了後、孤立する恐れは解消する



## 23葛沢・大場地区（孤立・津波浸水想定区域）

### 最適な避難場所の確保

- 川内小学校、川内中学校は危険箇所区域外及び津波浸水想定区域外に立地しており安全
- 初見地区公民館、エビナ保育園は危険箇所区域内に立地しており不適

➡ 川内小学校、川内中学校は避難場所として適正

### 最適な避難経路の確保

- 避難目標地点、避難場所への経路について
  - 津波発生時の避難経路
    - ・避難目標地点を1箇所設定
    - ・避難目標地点までと避難目標地点から避難場所までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はない
  - 土砂災害時の避難経路
    - ・葛沢川の西側の地区から川内小学校までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所がある

➡ 避難経路の安全確保するため、下記対策を短期的施策として設定

事業種別	危険箇所番号	実施主体	事業名 (事業箇所)
急傾斜地	Ⅱ-732	県	休所地区

## 23葛沢・大場地区（孤立・津波浸水想定区域）

### 孤立した際の物資の輸送手段の確保

- 地区の東側にある川内小中学校グラウンドはヘリコプターの離着陸が可能である
- 地区内に川内港がある
- 川内小学校、川内中学校からヘリコプター離着陸可能場所と港までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はない

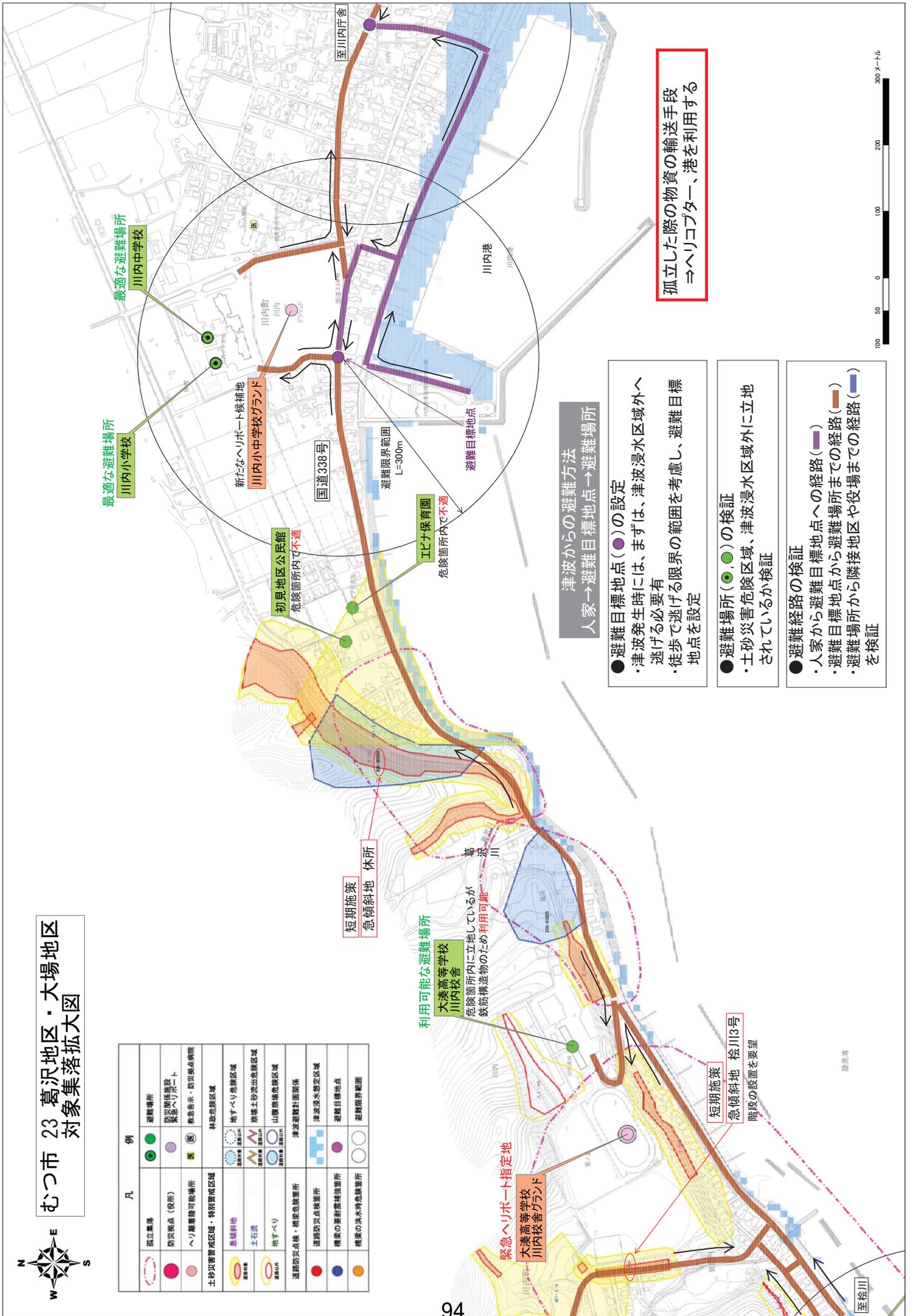
 孤立発生時にはヘリコプター（川内小中学校グラウンド）と川内港を利用

当地区の危険箇所対策（短期的施策）の完了後、孤立する恐れは解消する



むつ市 23 葛沢地区・大場地区  
対象集落拡大図

凡	例
孤立集落	避難場所
防災拠点 (役所)	防災拠点施設 緊急ヘリポート
ヘリ着陸可能場所	緊急告示・防災拠点病院
土砂災害警戒区域・特別警戒区域	林政危険区域
急傾斜地	地すべり危険区域
土石流	崩壊土砂流出危険区域
地すべり	山腹崩壊危険区域
避難防災拠点・標準危険箇所	津波避難計画関係
避難防災拠点施設	津波浸水想定区域
標準の更新農林強箇所	避難目標地点
標準の洪水時危険箇所	避難限界範囲



最適な避難場所  
川内小学校

最適な避難場所  
川内中学校

新たなヘリポート候補地  
川内小中学校グラウンド

初島地区公民館  
危険箇所内での不適

国道338号

避難限界範囲  
L=300m

エビナ保育園  
危険箇所内での不適

短期施策  
急傾斜地 休所

利用可能な避難場所  
大湊高等学校  
川内校舎

危険箇所内に立地しているが  
鉄筋構造物のため利用可能

緊急ヘリポート指定地  
大湊高等学校  
川内校舎グラウンド

短期施策  
急傾斜地 桧川13号  
階段の設置を要望

津波からの避難方法  
人家→避難目標地点→避難場所

孤立した際の物資の輸送手段  
⇒ヘリコプター、港を利用する

- 避難目標地点(●)の設定
  - ・津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要がある
  - ・徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標地点を設定
- 避難場所(●,●)の検証
  - ・土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証
- 避難経路の検証
  - ・人家から避難目標地点への経路(—)
  - ・避難目標地点から避難場所までの経路(—)
  - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路(—)を検証



## 24川内庁舎地区（津波浸水想定区域）

### 最適な避難場所の確保

- 仲崎コミュニティセンター、川内公民館、川内体育館、中浦集会所、あたご幼稚園は危険箇所区域外及び津波浸水想定区域外に立地しており安全
- 川内町ふれあい広場は一次避難場所である

 仲崎コミュニティセンター、川内公民館、川内体育館、中浦集会所、あたご幼稚園は避難場所として適正

### 最適な避難経路の確保（津波発生時の避難経路）

- 避難目標地点、避難場所への経路について
  - ・ 避難目標地点を3箇所設定
  - ・ 避難目標地点までと避難目標地点から避難場所までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はない

 最適な避難経路は確保されている



## 25川内地区（津波浸水想定区域）

### 最適な避難場所の確保

- 新町集会所、田野沢地区公民館は危険箇所区域外及び津波浸水想定区域外に立地おり安全
- 旧第一川内小学校グラウンドは一次避難場所である

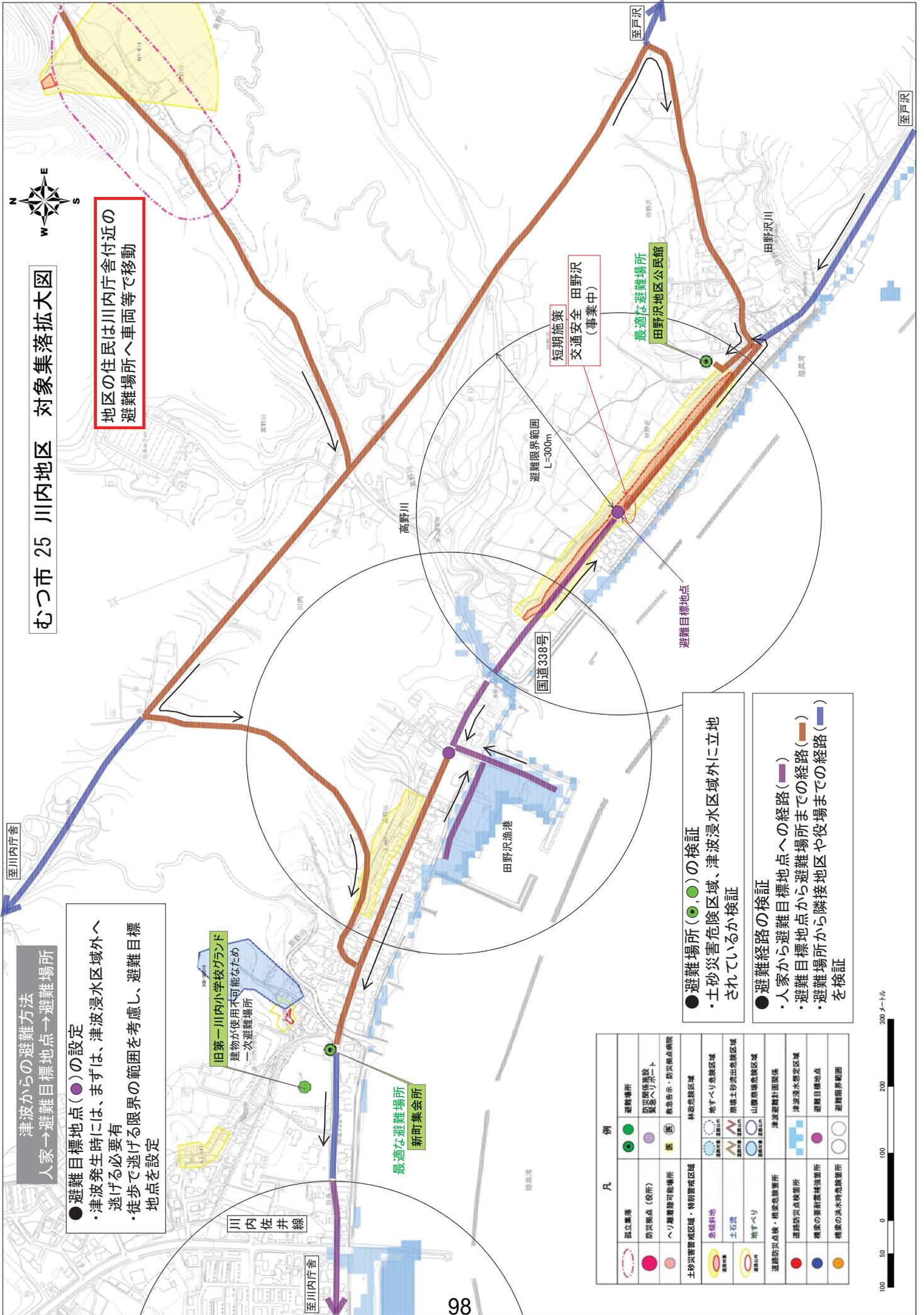
 新町集会所、田野沢地区公民館は避難場所として適正

### 最適な避難経路の確保（津波発生時の避難経路）

- 避難目標地点、避難場所への経路について
  - ・避難目標地点を2箇所設定
  - ・避難目標地点までと避難目標地点から避難場所までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所がある

 避難経路の安全確保するため、下記対策を短期的施策として設定

事業種別	危険箇所番号	実施主体	事業名 (事業箇所)
交通安全	—	県	国道338号交通安全事業【事業中】



むつ市 25 川内地区 対象集落拡大図

地区の住民は川内庁舎付近の避難場所へ車両等で移動

津波からの避難方法  
人家 → 避難目標地点 → 避難場所

- 避難目標地点(●)の設定
  - ・津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要有
  - ・徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標地点を設定

旧第一川内小学校グラウンド  
200-9400  
建物が使用不可能なため  
一次避難場所

最適な避難場所  
新町集会所

国道338号

避難限界範囲  
L=300m

短期施策  
交通安全 田野沢  
(事業中)

最適な避難場所  
田野沢地区公民館

避難目標地点

- 避難場所(●)の検証
  - ・土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証
- 避難経路の検証
  - ・人家から避難目標地点への経路(■)
  - ・避難目標地点から避難場所までの経路(■)
  - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路(■)を検証

凡	例
孤立集落	避難場所
防災拠点(役所)	防災関係施設 防災備蓄拠点
へり離れ集落可能場所	緊急告示・防災拠点病院
土砂災害警戒区域、特別警戒区域	林政危険区域
急傾斜地	地すべり危険区域
土石流	崩壊土砂流出危険区域
地すべり	山崩壊危険区域
避難防火点	津波避難計画区域
避難防火点後・橋架危険箇所	津波浸水警戒区域
避難防火点検査箇所	避難目標地点
橋架の架設箇所	避難限界範囲
橋架の洪水時危険箇所	

## 26上小倉平地区公民館他 地区（孤立）

### 最適な避難場所の確保

- 上小倉平地区公民館は危険箇所区域外に立地しており安全
- 下小倉平地区公民館は危険箇所区域内に立地しており不適

➡ 上小倉平地区公民館は避難場所として適正

### 最適な避難経路の確保（土砂災害時の避難経路）

- 避難場所への経路について
  - ・上小倉平地区公民館までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所がある

➡ 避難経路の安全確保するため、下記対策を短期的施策として設定

事業種別	危険箇所番号	実施主体	事業名 (事業箇所)
土石流	421-I-7	県	木浪長中の沢通常砂防事業【事業中】

### 孤立した際の物資の輸送手段の確保

- 地区内の旧第二川内小学校はグラウンドはヘリコプターの離着陸が可能である

➡ 孤立発生時にはヘリコプター（旧第二川内小学校グラウンド）を利用

当地区の危険箇所対策（短期的施策）の完了後、孤立する恐れは解消する

# むつ市 26 上小倉平地区公民館 下小倉平地区公民館 孤立避難場所拡大図

凡 例			
	孤立集落		避難場所
	防災拠点(役所)		防災関係施設 緊急ヘリポート
	ヘリ離着陸可能場所		救急告示・防災拠点病院
土砂災害警戒区域・特別警戒区域		林政危険区域	
	急傾斜地		地すべり危険区域
	土石流		崩壊土石流出危険区域
	地すべり		山腹崩壊危険区域
道路防災点検・橋梁危険箇所		津波避難計画関係	
	道路防災点検箇所		津波浸水想定区域
	橋梁の要耐震補強箇所		避難目標地点
	橋梁の洪水時危険箇所		避難限界範囲

土砂災害からの避難方法  
人家→避難場所

- 避難場所(●, ●)の検証
  - ・土砂災害危険区域外に立地されているか検証
- 避難経路の検証
  - ・避難目標地点から避難場所までの経路(—)
  - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路(—)を検証



孤立した際の物資の輸送手段  
⇒ヘリコプターを利用する

最適な避難場所  
上小倉平地区公民館

下小倉平地区公民館  
危険箇所内で不適

短期施策  
土石流 木浪長中の沢  
(事業中)



## 27安部城地区公民館他 地区（孤立）

### 最適な避難場所の確保

- 安部城地区公民館、銀杏木地区公民館は危険箇所区域外に立地しており安全

➡ 安部城地区公民館、銀杏木地区公民館は避難場所として適正

### 最適な避難経路の確保（土砂災害時の避難経路）

- 避難場所への経路について
  - ・安部城地区公民館、銀杏木地区公民館までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はあるが現状では対策不要

➡ 最適な避難経路は確保されている

### 孤立した際の物資の輸送手段の確保

- 地区内にヘリコプターの離着陸が可能なスペースはない
- 隣接する地区の旧第二川内小学校グラウンドはヘリコプターの離着陸が可能である

➡ 孤立発生時にはヘリコプター（旧第二川内小学校グラウンド）を利用

上小倉平地区公民館他 地区の危険箇所対策（短期的施策）の完了後、孤立する恐れは解消する

# むつ市 27 安部城地区公民館 銀杏木地区公民館 孤立避難場所拡大図

土砂災害からの避難方法  
人家→避難場所

- 避難場所(●, ●)の検証
  - ・土砂災害危険区域外に立地されているか検証

- 避難経路の検証
  - ・避難目標地点から避難場所までの経路(—)
  - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路(—)を検証

最適な避難場所  
安部城地区公民館

最適な避難場所  
銀杏木地区公民館

孤立した際の物資の輸送手段  
⇒ヘリコプターを利用する

新たなヘリポート候補地  
旧第二川内小学校グラウンド



凡	例		
	孤立集落		避難場所
	防災拠点(役所)		防災関係施設 緊急ヘリポート
	ヘリ離着陸可能場所		救急告示・防災拠点病院
土砂災害警戒区域・特別警戒区域		林政危険区域	
	急傾斜地		地すべり危険区域
	土石流		崩壊土砂流出危険区域
	地すべり		山腹崩壊危険区域
道路防災点検・橋梁危険箇所		津波避難計画関係	
	道路防災点検箇所		津波浸水想定区域
	橋梁の要耐震補強箇所		避難目標地点
	橋梁の洪水時危険箇所		避難限界範囲

100 50 0 100 200 300メートル

## 28石倉・高野川地区（孤立）

### 地区から市庁舎へのアクセス

- 当該地区から川内庁舎への経路上に危険箇所はあるが、現状では対策不要のためアクセス可能

 川内庁舎へ安全にアクセス可能なことから孤立集落から除外

### 最適な避難場所の確保

- 石倉地区の石倉地区公民館は危険箇所区域外に立地しており安全
- 高野川地区には指定されている避難場所がない

 石倉地区の石倉地区公民館は避難場所として適正  
石倉地区の住民は災害時、石倉地区公民館へ避難する  
高野川地区の住民は災害時、隣接する地区の新町集会所へ車両等で移動

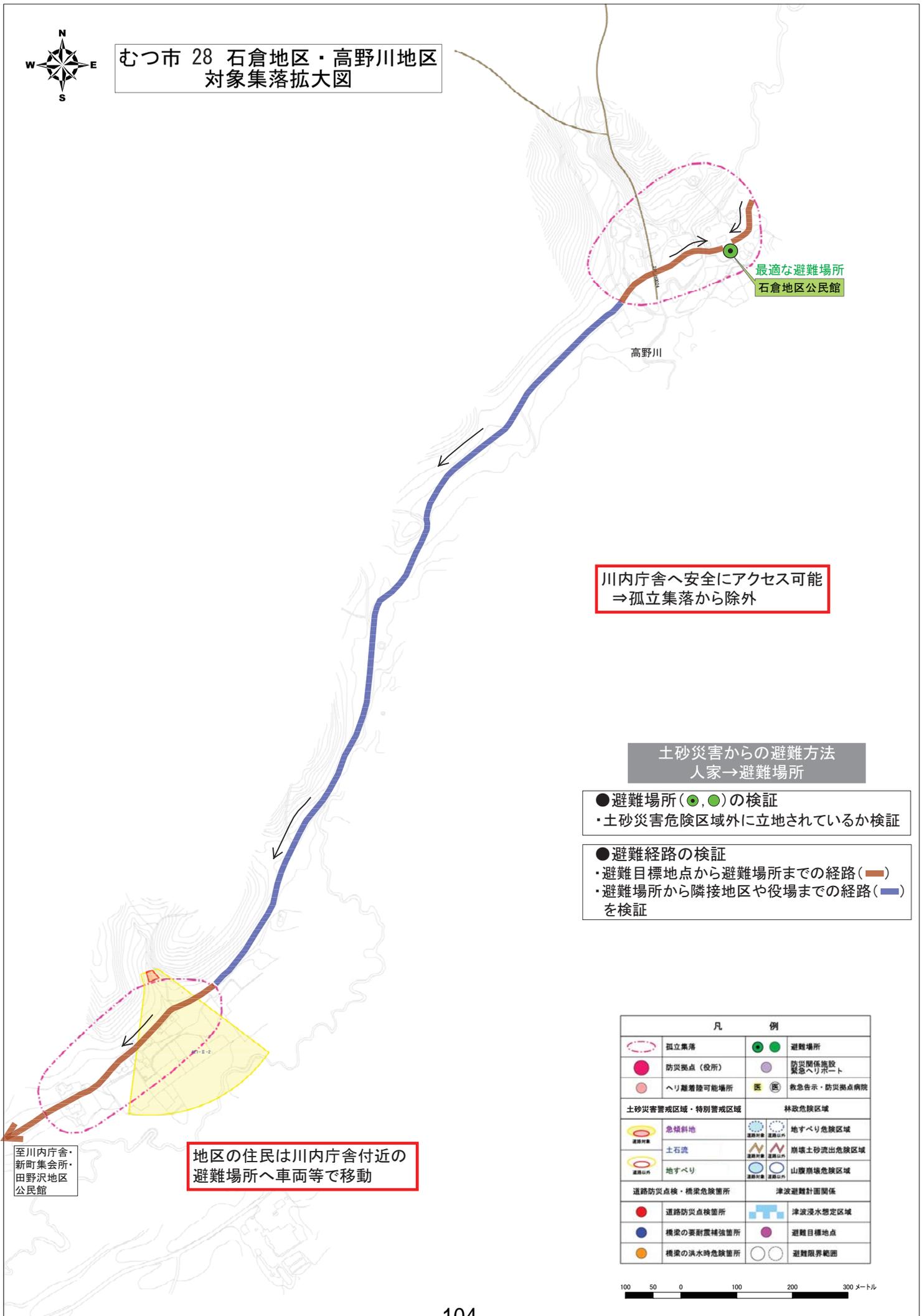
### 最適な避難経路の確保（土砂災害時の避難経路）

- 避難場所への経路について
  - ・石倉地区の石倉地区公民館までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所があるが現状では対策不要
  - ・高野川地区から川内地区の避難場所までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はあるが現状では対策不要

 最適な避難経路は確保されている



むつ市 28 石倉地区・高野川地区  
対象集落拡大図



最適な避難場所  
石倉地区公民館

川内庁舎へ安全にアクセス可能  
⇒孤立集落から除外

土砂災害からの避難方法  
人家→避難場所

- 避難場所(●, ●)の検証
  - ・土砂災害危険区域外に立地されているか検証
- 避難経路の検証
  - ・避難目標地点から避難場所までの経路(—)
  - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路(—)を検証

至川内庁舎  
新町集会所  
田野沢地区  
公民館

地区の住民は川内庁舎付近の  
避難場所へ車両等で移動

凡 例			
	孤立集落		避難場所
	防災拠点(役所)		防災関係施設 緊急ヘリポート
	ヘリ離着陸可能場所		救急告示・防災拠点病院
土砂災害警戒区域・特別警戒区域		林政危険区域	
	急傾斜地		地すべり危険区域
	土石流		崩壊土砂流出危険区域
	地すべり		山腹崩壊危険区域
道路防災点検・橋梁危険箇所		津波避難計画関係	
	道路防災点検箇所		津波浸水想定区域
	橋梁の要耐震補強箇所		避難目標地点
	橋梁の洪水時危険箇所		避難限界範囲

100 50 0 100 200 300メートル

## 29戸沢地区公民館（孤立・津波浸水想定区域）

### 最適な避難場所の確保

- 戸沢地区公民館は危険箇所区域外ではあるが津波浸水想定区域付近に立地されており利用しない

➡ 戸沢川を挟んで東側の地区は高台の民家の協力を仰ぐ  
西側の地区は隣接する地区との間にある褰川地区公民館は危険箇所区域外のため避難場所として利用する

### 最適な避難経路の確保（津波発生時の避難経路）

- 避難目標地点、避難場所への経路について
  - ・避難目標地点を2箇所設定
  - ・避難目標地点までと避難目標地点から避難場所までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はない

➡ 最適な避難経路は確保されている

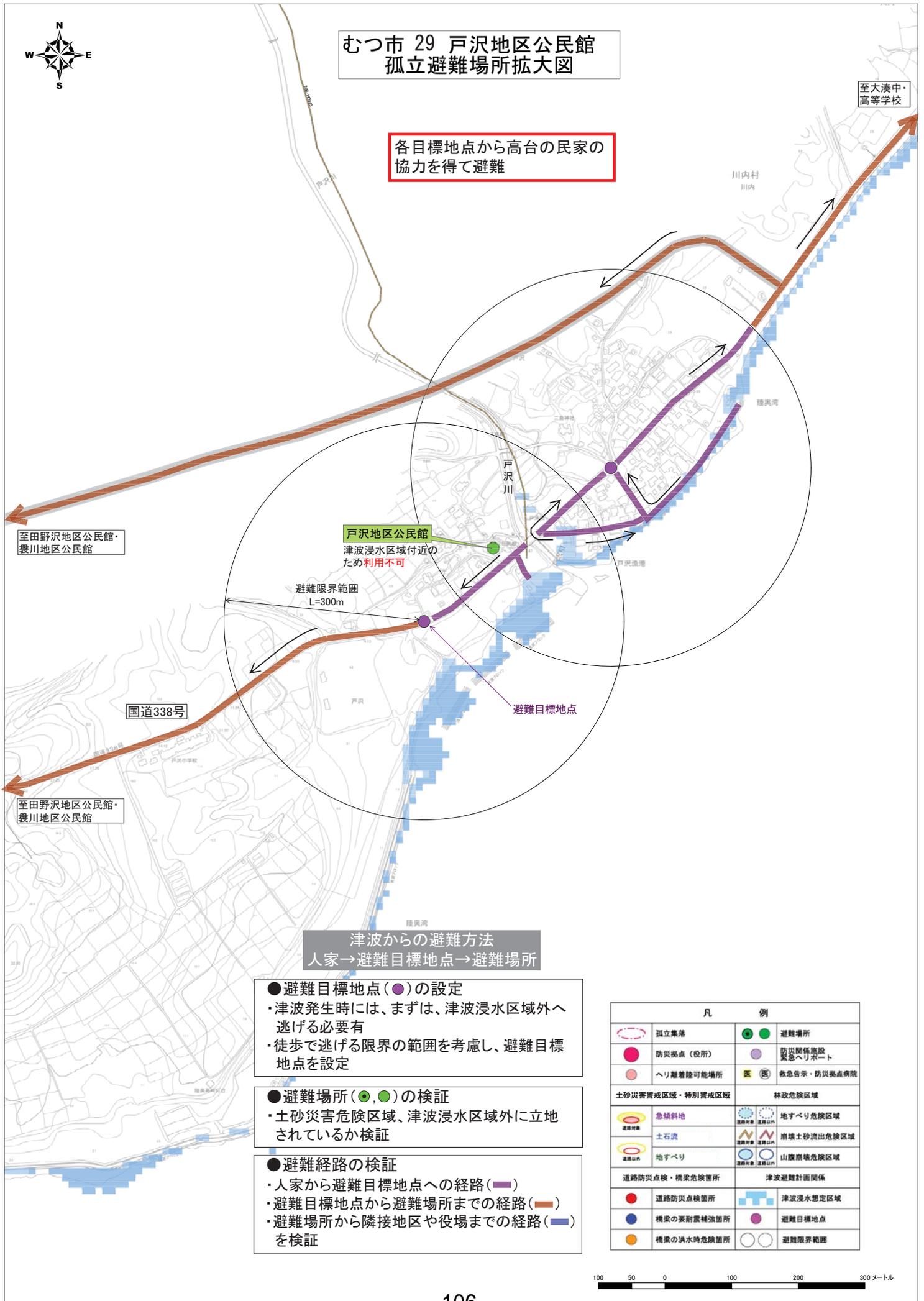
### 孤立した際の物資の輸送手段の確保

- 隣接する地区に角違漁港がある
- 隣接する地区の角違漁港までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はない

➡ 孤立発生時には隣接する地区の角違漁港を利用

# むつ市 29 戸沢地区公民館 孤立避難場所拡大図

各目標地点から高台の民家の  
協力を得て避難



## 津波からの避難方法 人家→避難目標地点→避難場所

- 避難目標地点(●)の設定
  - ・津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要有
  - ・徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標地点を設定
- 避難場所(●,●)の検証
  - ・土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証
- 避難経路の検証
  - ・人家から避難目標地点への経路(—)
  - ・避難目標地点から避難場所までの経路(—)
  - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路(—)を検証

凡 例			
	孤立集落		避難場所
	防災拠点(役所)		防災関係施設 緊急ヘリポート
	ヘリ離着陸可能場所		救急告示・防災拠点病院
土砂災害警戒区域・特別警戒区域		林政危険区域	
	急傾斜地		地すべり危険区域
	土石流		崩壊土石流出危険区域
	地すべり		山腹崩壊危険区域
道路防災点検・橋梁危険箇所		津波避難計画関係	
	道路防災点検箇所		津波浸水想定区域
	橋梁の要耐震補強箇所		避難目標地点
	橋梁の洪水時危険箇所		避難限界範囲

## 30角違地区（津波浸水想定区域）

### 最適な避難場所の確保

- 角違公民館は危険箇所区域外及び津波浸水想定区域外に立地されており安全
- 旧角違小中学校グラウンドは一次避難場所である

 角違公民館は避難場所として適正  
大川目川を挟んで東側の地区は高台の民家の協力を仰ぐ  
西側の地区は角違公民館へ避難

### 最適な避難経路の確保（津波発生時の避難経路）

- 避難目標地点、避難場所への経路について
  - ・避難目標地点を4箇所設定
  - ・避難目標地点までと避難目標地点から避難場所までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はない

 最適な避難経路は確保されている

### 孤立した際の物資の輸送手段の確保

- 地区内に角違漁港がある
- 角違公民館から角違漁港までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はない

 孤立発生時には角違漁港を利用

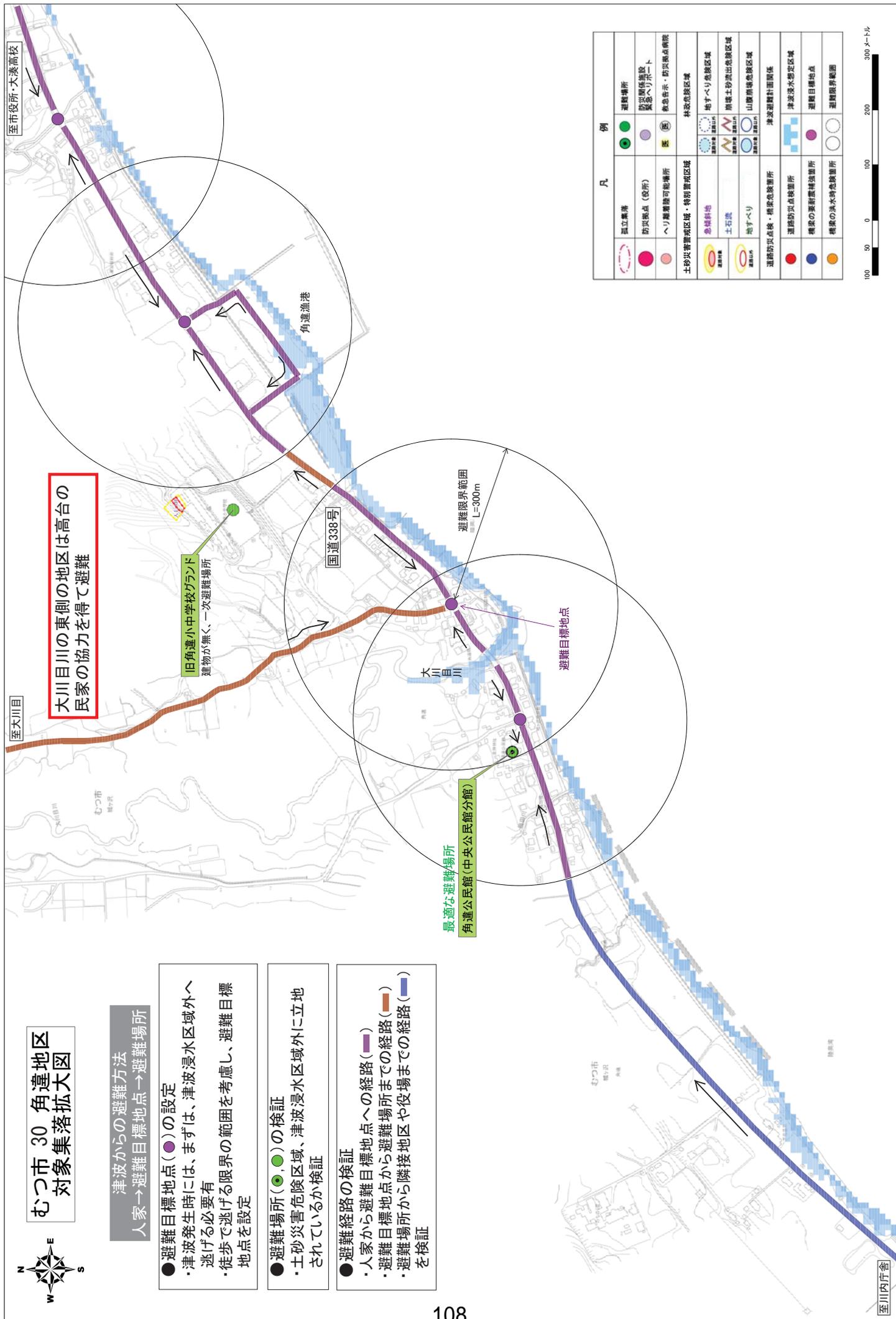


## むつ市 30 角違地区 対象集落拡大図

### 津波からの避難方法

人家 → 避難目標地点 → 避難場所

- 避難目標地点(●)の設定
  - ・津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要有
  - ・徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標地点を設定
- 避難場所(●,●)の検証
  - ・土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証
- 避難経路の検証
  - ・人家から避難目標地点への経路(■)
  - ・避難目標地点から避難場所までの経路(■)
  - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路(■)を検証



凡 例	
	孤立集落
	防災拠点(役所)
	避難場所
	防災原簿施設
	緊急告示・防災拠点施設
	へり避難可能場所
	林政危険区域
	土砂災害警戒区域・特別警戒区域
	急傾斜地
	地すべり危険区域
	土石流
	隣接土砂流出危険区域
	地すべり
	山崩れ危険区域
	津波避難計画関係
	津波防災点検・検査危険箇所
	津波防災点検箇所
	津波浸水想定区域
	津波の被害軽減施設
	津波の浸水時危険箇所
	津波の浸水時危険箇所
	津波の浸水時危険箇所

100 50 0 100 200 300メートル

## 31大川目地区（孤立）

### 最適な避難場所の確保

- 地区内に指定されている避難場所がない

➡ 隣接する地区の角違公民館へ車両等で移動

### 最適な避難経路の確保（土砂災害時の避難経路）

- 避難場所への経路について
  - ・角違公民館までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所がある

➡ 避難経路の安全確保するため、下記対策を短期的施策として設定

事業種別	危険箇所番号	実施主体	事業名 (事業箇所)
崩壊土砂	208-H0006	県	県営予防治山工事【事業中】
崩壊土砂	208-H0005	県	県営予防治山工事【事業中】

### 孤立した際の物資の輸送手段の確保

- 隣接する地区に角違漁港がある
- 隣接する地区の角違漁港までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はない

➡ 孤立発生時には隣接する地区の角違漁港を利用

みどりのさきもり館他 地区の危険箇所対策（短期的施策）の完了後、孤立する恐れは解消する

# むつ市 31 大川目地区 対象集落拡大図



凡 例			
	孤立集落		避難場所
	防災拠点（役所）		防災関係施設 緊急ヘリポート
	ヘリ離着陸可能場所		救急告示・防災拠点病院
土砂災害警戒区域・特別警戒区域		林政危険区域	
	急傾斜地		地すべり危険区域
	土石流		崩壊土砂流出危険区域
	地すべり		山腹崩壊危険区域
道路防災点検・橋梁危険箇所		津波避難計画関係	
	道路防災点検箇所		津波浸水想定区域
	橋梁の要耐震補強箇所		避難目標地点
	橋梁の洪水時危険箇所		避難限界範囲

地区の住民は角違地区の避難場所へ車両等で移動

## 津波からの避難方法 人家→避難目標地点→避難場所

- 避難目標地点(●)の設定
  - ・津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要有
  - ・徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標地点を設定
- 避難場所(●,●)の検証
  - ・土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証
- 避難経路の検証
  - ・人家から避難目標地点への経路(■)
  - ・避難目標地点から避難場所までの経路(■)
  - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路(■)を検証

最適な避難場所  
角違公民館(中央公民館分館)

旧角違小中学校グラウンド  
建物が無く、一次避難場所

至市役所  
大湊高校

角違漁港

国道338号

避難限界範囲  
L=300m

至川内庁舎

避難目標地点



## 32永下・泉沢地区（孤立・津波浸水想定区域）

### 最適な避難場所の確保

- 永下地区内と泉沢地区内には指定されている避難場所がない

 隣接する地区の大湊高等学校へ車両等で移動

### 最適な避難経路の確保（津波発生時の避難経路）

- 避難目標地点、避難場所への経路について
  - ・避難目標地点を1箇所設定
  - ・避難目標地点までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はない
  - ・避難目標地点から避難場所までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はあるが対策済である

 最適な避難経路は確保されている

### 孤立した際の物資の輸送手段の確保

- 地区内にヘリコプターの離着陸が可能なスペースはない
- 隣接する地区に角違漁港がある
- 隣接する地区の角違漁港までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はない

 孤立発生時には角違漁港を利用

みどりのさきもり館他 地区の危険箇所対策（短期的施策）の完了後、孤立する恐れは解消する

むつ市 32 永下地区・泉沢地区  
対象集落拡大図



地区の住民は大湊高等高校へ  
車両等で移動

津波からの避難方法  
人家→避難目標地点→避難場所

- 避難目標地点(●)の設定
  - ・津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要有
  - ・徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標地点を設定
- 避難場所(●,●)の検証
  - ・土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証
- 避難経路の検証
  - ・人家から避難目標地点への経路(■)
  - ・避難目標地点から避難場所までの経路(■)
  - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路(■)を検証

凡 例	
	孤立集落
	避難場所
	防災拠点(役所)
	防災関係施設 緊急ヘリポート
	ヘリ離着陸可能場所
	救急告示・防災拠点病院
土砂災害警戒区域・特別警戒区域	
	急傾斜地
	土石流
	地すべり
林政危険区域	
	地すべり危険区域
	崩壊土砂流出危険区域
	山腹崩壊危険区域
道路防災点検・橋梁危険箇所	
	道路防災点検箇所
	橋梁の要耐震補強箇所
	橋梁の洪水時危険箇所
津波避難計画関係	
	津波浸水想定区域
	避難目標地点
	避難限界範囲

地区の住民は大湊高等高校へ  
車両等で移動

孤立した際の物資の輸送手段  
⇒隣接地区にある漁港を利用する

国道338号

避難限界範囲  
L=300m

避難目標地点

至角違

至市役所  
大湊高校

至市役所



## 33城ヶ沢地区（孤立）

### 最適な避難場所の確保

- 城ヶ沢地区集会所は津波浸水想定区域に隣接しているため利用しない
- 旧城ヶ沢小学校グラウンド、宇曾利川児童公園は一次避難場所である

 隣接する地区の大湊高等学校へ車両等で移動

### 最適な避難経路の確保（土砂災害時の避難経路）

- 避難場所への経路について
  - ・大湊高等学校までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所があるが対策済である

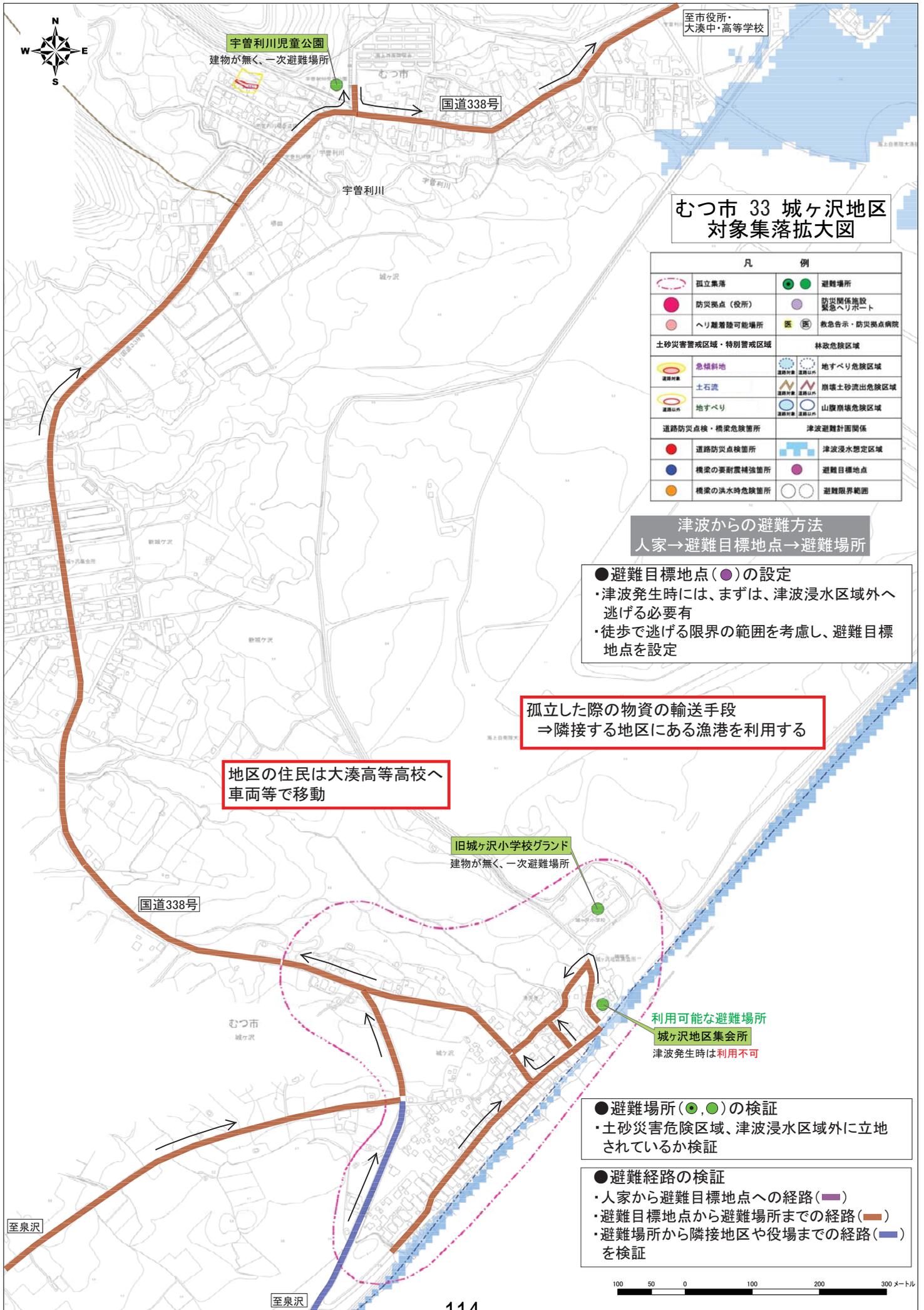
 最適な避難経路は確保されている

### 孤立した際の物資の輸送手段の確保

- 地区内にヘリコプターの離着陸が可能なスペースはない
- 隣接する地区に角違漁港がある
- 隣接する地区の角違漁港までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はない

 隣接する地区の角違漁港を利用する

みどりのさきもり館他 地区の危険箇所対策（短期的施策）の完了後、孤立する恐れは解消する



むつ市 33 城ヶ沢地区  
対象集落拡大図

凡 例			
	孤立集落		避難場所
	防災拠点（役所）		防災関係施設 緊急ヘリポート
	ヘリ離着陸可能場所		救急告示・防災拠点病院
土砂災害警戒区域・特別警戒区域		林政危険区域	
	急傾斜地		地すべり危険区域
	土石流		崩壊土砂流出危険区域
	地すべり		山腹崩壊危険区域
道路防災点検・橋梁危険箇所		津波避難計画関係	
	道路防災点検箇所		津波浸水想定区域
	橋梁の要耐震補強箇所		避難目標地点
	橋梁の洪水時危険箇所		避難限界範囲

津波からの避難方法  
 人家→避難目標地点→避難場所

- 避難目標地点(●)の設定
  - ・津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要有
  - ・徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標地点を設定

孤立した際の物資の輸送手段  
 ⇒隣接する地区にある漁港を利用する

地区の住民は大湊高等学校へ  
 車両等で移動

- 避難場所(●,●)の検証
  - ・土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証

- 避難経路の検証
  - ・人家から避難目標地点への経路(――)
  - ・避難目標地点から避難場所までの経路(――)
  - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路(――)を検証

## 34大湊高等学校他 地区（孤立）

### 最適な避難場所の確保

- みどりのさきもり館は危険箇所区域外に立地しており安全
- 大湊高等学校、大湊中学校は危険箇所区域内に立地しているが対策済
- 水源地公園は一次避難場所である

➡ みどりのさきもり館は避難場所として適正  
大湊高等学校、大湊中学校は、対策済で鉄筋構造のため利用可能な避難場所である

### 最適な避難経路の確保（土砂災害時の避難経路）

- 避難場所への経路について
  - ・みどりのさきもり館、大湊高等学校、大湊中学校までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所があるが対策済

➡ 最適な避難経路の安全確保されている

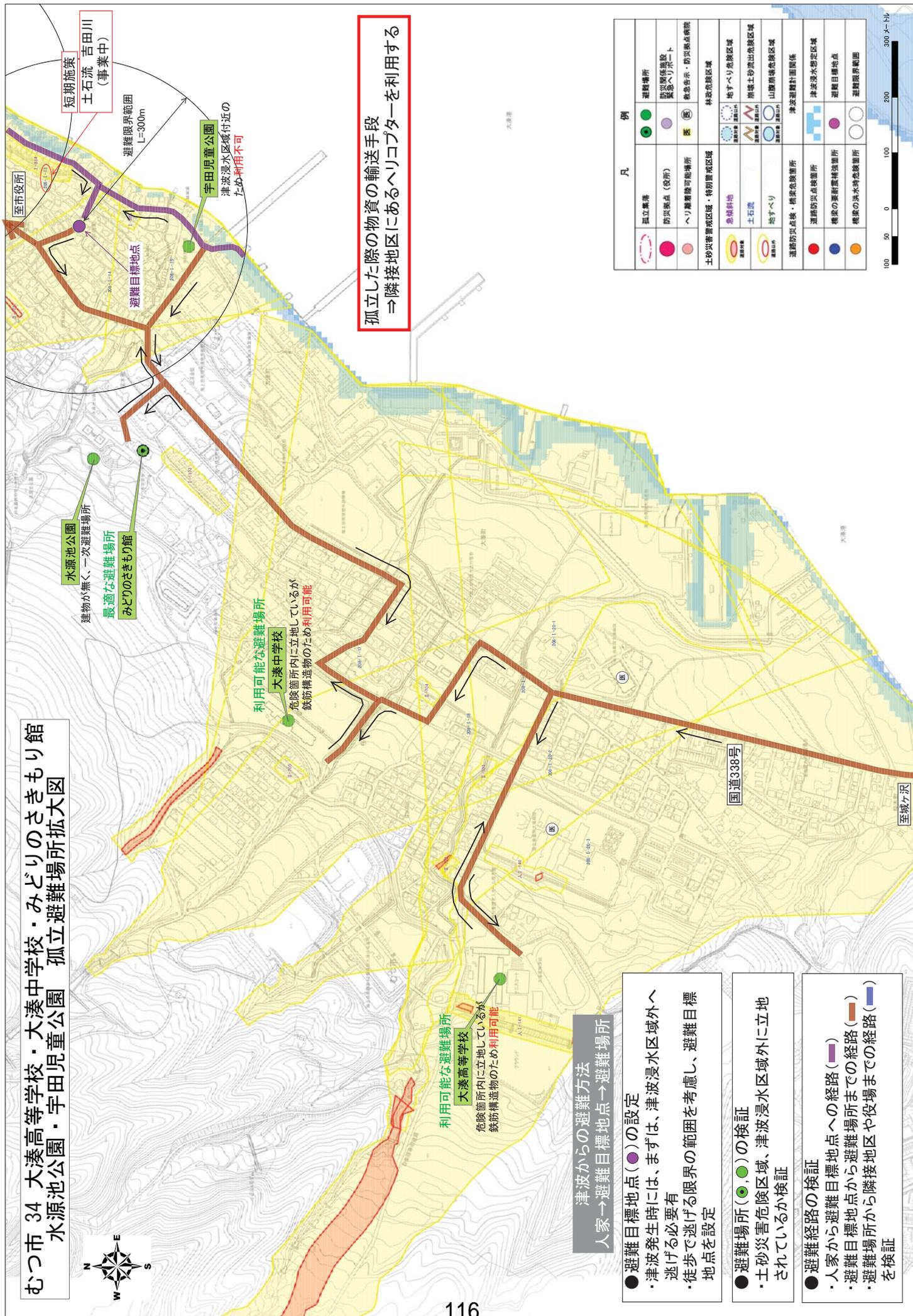
### 孤立した際の物資の輸送手段の確保

- 地区内にヘリコプターの離着陸が可能なスペースはない

➡ 孤立発生時には隣接する地区のヘリコプター（釜臥山スキー場）を利用

みどりのさきもり館他 地区の危険箇所対策（短期的施策）の完了後、孤立する恐れは解消する

むつ市 34 大湊高等学校・大湊中学校・みどりのさきもり館  
水源池公園・宇田児童公園 孤立避難場所拡大図



短期施策  
土石流 吉田川  
(事業中)

避難限界範囲  
L=300m

宇田児童公園

避難目標地点  
ため利用不可

水源池公園  
建物が無く、一次避難場所  
最適な避難場所  
みどりのさきもり館

利用可能な避難場所  
大湊中学校  
危険箇所内に立地しているが  
鉄筋構造物のため利用可能

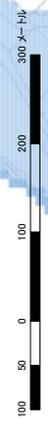
利用可能な避難場所  
大湊高等学校  
危険箇所内に立地しているが  
鉄筋構造物のため利用可能

津波からの避難方法  
人家→避難目標地点→避難場所

- 避難目標地点(●)の設定
  - ・津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要有
  - ・徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標地点を設定
- 避難場所(●,●)の検証
  - ・土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証
- 避難経路の検証
  - ・人家から避難目標地点への経路(—)
  - ・避難目標地点から避難場所までの経路(—)
  - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路(—)を検証

孤立した際の物資の輸送手段  
⇒隣接地区にあるヘリプロターを利用する

凡	例
孤立集落	●
避難場所	●
防災拠点(検所)	●
避難目標地点	●
緊急ヘリポート	●
緊急告示・防災拠点開設	●
土砂災害危険区域、特別警戒区域	●
林政危険区域	●
地すべり危険区域	●
崩壊土砂流出危険区域	●
山腹崩壊危険区域	●
津波避難計画関係	●
津波浸水想定区域	●
避難目標地点	●
標準の要新築特強箇所	●
標準の洪水時危険箇所	●



## 35みどりのさきもり館他 地区（孤立・津波浸水想定区域）

### 最適な避難場所の確保

- みどりのさきもり館は危険箇所区域外に立地しており安全
- 勤労青少年ホーム、福寿荘、上町児童公園、川守町児童公園、は危険箇所区域内に立地し、中央公民館、大湊小学校、宇田児童公園は危険箇所区域内及び津波浸水想定区域付近に立地

➡ みどりのさきもり館は避難場所として適正  
勤労青少年ホームは鉄筋構造、福寿荘は危険箇所が対策済  
のため利用可能な避難場所である

### 最適な避難経路の確保（津波発生時の避難経路）

- 避難目標地点、避難場所への経路について
  - ・避難目標地点を4箇所設定
  - ・避難目標地点までと避難目標地点から避難場所までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所がある

➡ 避難経路の安全確保するため、下記対策を短期的施策として設定

事業種別	危険箇所番号	実施主体	事業名 (事業箇所)
土石流	208-I-13	県	吉田川火山砂防事業【事業中】

### 孤立した際の物資の輸送手段の確保

- 地区内の釜臥山スキー場はヘリコプターの離着陸が可能である

➡ 孤立発生時にはヘリコプター（釜臥山スキー場）を利用

当地区の危険箇所対策（短期的施策）の完了後、孤立する恐れは解消する

むつ市 35 みどりのさきもり館・福寿荘・勤労青少年ホーム  
 大湊小学校・中央公民館・水源池公園・宇田児童公園  
 川守町児童公園・上町児童公園 孤立避難場所拡大図



津波からの避難方法  
 人家→避難目標地点→避難場所

●避難目標地点(●)の設定

- ・津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要有
- ・徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標地点を設定

●避難場所(●)の検証

- ・土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証

●避難経路の検証

- ・人家から避難目標地点への経路(紫)
- ・避難目標地点から避難場所までの経路(茶)
- ・避難場所から隣接地区や役場までの経路(青)

至市役所

中央公民館  
 津波浸水区域付近のため利用不可

利用可能な避難場所

勤労青少年ホーム  
 危険箇所内に立地しているが鉄筋構造物のため利用可能

上町児童公園  
 危険箇所内で不適

利用可能な避難場所

福寿荘

危険箇所内に立地しているが対策済のため利用可能

川守町児童公園

建物が無く、一次避難場所

大湊小学校

津波浸水区域付近のため利用不可

孤立した際の物資の輸送手段  
 ⇒ヘリコプターを利用する

短期施策

土石流 吉田川  
 (事業中)

新たなヘリポート候補地

釜臥山スキー場

水源池公園

建物が無く、一次避難場所  
 最適な避難場所  
 みどりのさきもり館

宇田児童公園

津波浸水区域付近のため利用不可

避難目標地点

避難限界範囲  
 L=300m

凡 例	
	孤立集落
	避難場所
	防災拠点(役所)
	防災関係施設 緊急ヘリポート
	ヘリ離着陸可能場所
	救急告示・防災拠点病院
	土砂災害警戒区域・特別警戒区域
	林政危険区域
	急傾斜地
	地すべり危険区域
	土石流
	崩壊土石流出危険区域
	地すべり
	山腹崩壊危険区域
	道路防災点検・橋梁危険箇所
	津波避難計画関係
	道路防災点検箇所
	津波浸水想定区域
	橋梁の要耐震補強箇所
	避難目標地点
	橋梁の洪水時危険箇所
	避難限界範囲

100 50 0 100 200 300メートル

## 36松原町地区（津波浸水想定区域）

### 最適な避難場所の確保

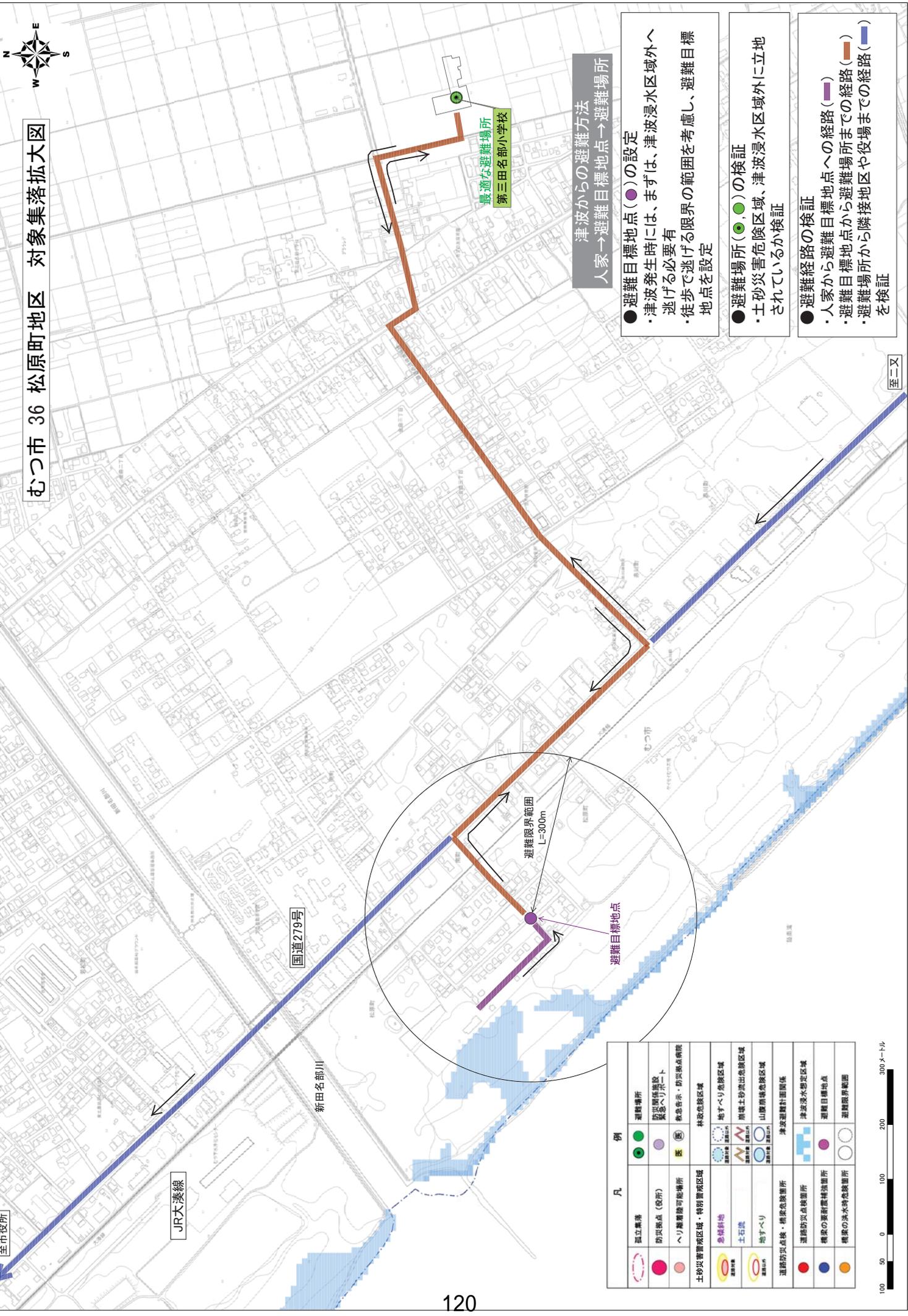
- 第三田名部小学校は危険箇所区域外及び津波浸水想定区域外に立地されており安全

 第三田名部小学校は避難場所として適正

### 最適な避難経路の確保（津波発生時の避難経路）

- 避難目標地点、避難場所への経路について
  - ・ 避難目標地点を1箇所設定
  - ・ 避難目標地点までと避難目標地点から避難場所までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はない

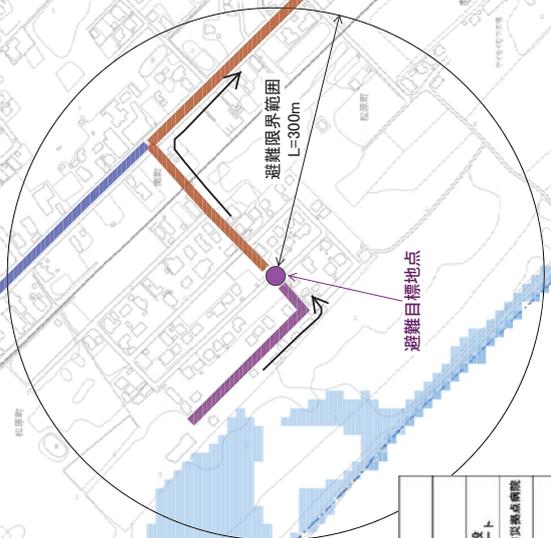
 最適な避難経路は確保されている



むつ市 36 松原町地区 対象集落拡大図

津波からの避難方法  
 人家→避難目標地点→避難場所

- 避難目標地点(●)の設定
  - ・津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要がある
  - ・徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標地点を設定
- 避難場所(●)の検証
  - ・土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証
- 避難経路の検証
  - ・人家から避難目標地点への経路(—)
  - ・避難目標地点から避難場所までの経路(—)
  - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路(—)を検証

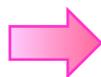


凡	例
孤立集落	●
避難場所	●
防災拠点(役所)	●
防災関係施設	●
緊急ヘリポート	●
へり離着陸可能場所	●
緊急指示・防災拠点補強	●
林政危険区域	●
土砂災害警戒区域・特別警戒区域	●
急傾斜地	●
地すべり危険区域	●
土石流	●
崩壊土砂流出危険区域	●
地すべり	●
山腹崩壊危険区域	●
津波浸水想定区域	●
津波浸水計画関係	●
避難防災拠点	●
津波浸水想定区域	●
構造の要耐震補強箇所	●
避難目標地点	●
構造の決定的危険箇所	●
避難限界範囲	●

## 37小川町・海老川町・新町地区（津波浸水想定区域）

### 最適な避難場所の確保

- 下北文化会館、小川町第二白百合保育園、市立新町保育所、老人憩の家禄寿荘、田名部高等学校、田名部中学校は危険箇所区域外及び津波浸水想定区域外に立地されており安全
- 金谷公園、小川町児童公園、新町児童公園は一次避難場所である

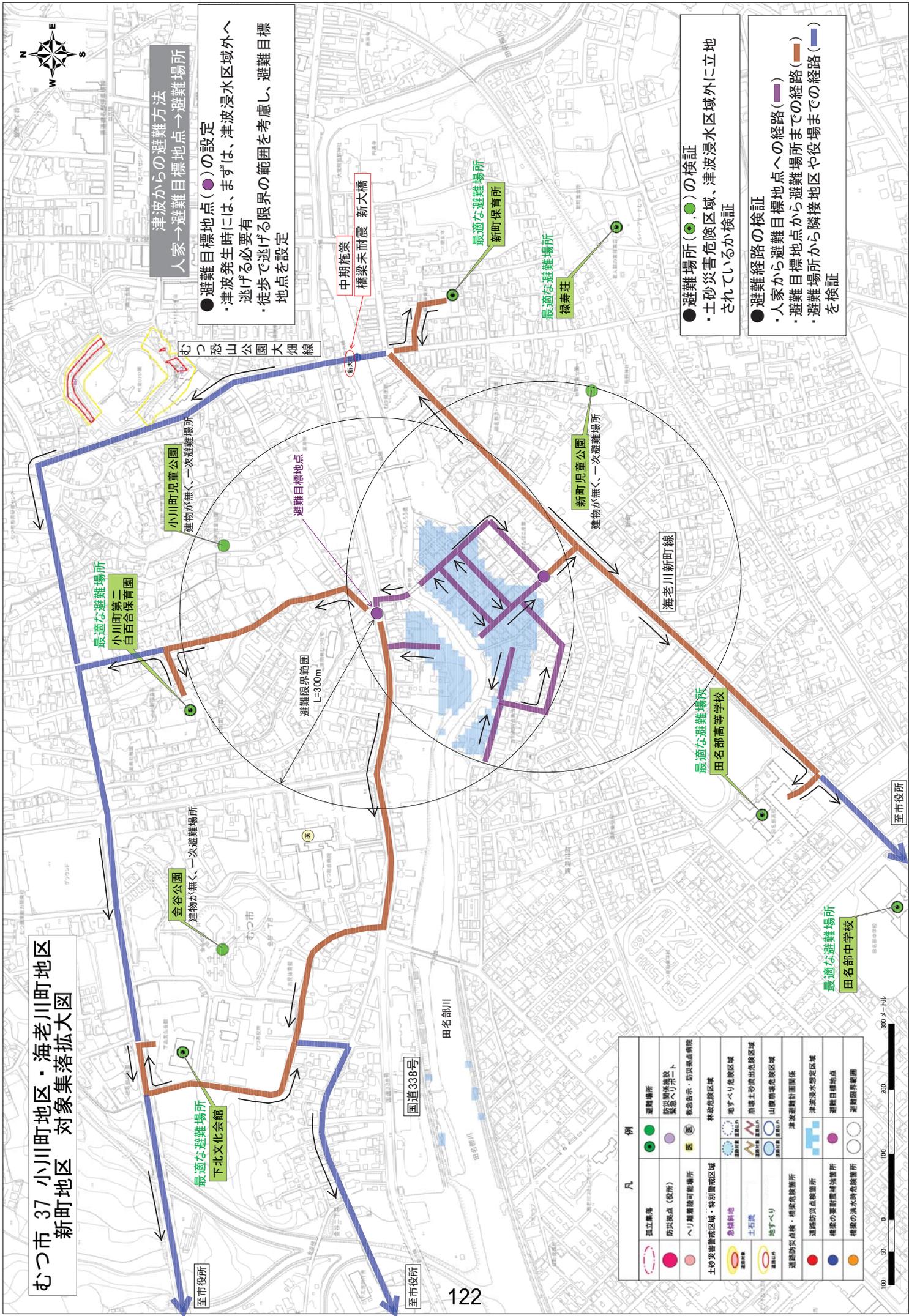
 下北文化会館、小川町第二白百合保育園、市立新町保育所、老人憩の家禄寿荘、田名部高等学校、田名部中学校は避難場所として適正

### 最適な避難経路の確保（津波発生時の避難経路）

- 避難目標地点、避難場所への経路について
  - ・避難目標地点を2箇所設定
  - ・避難目標地点までと避難目標地点から避難場所までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はない

 最適な避難経路は確保されている

# むつ市 37 小川町地区・海老川町地区 新町地区 対象集落拡大図



津波からの避難方法  
人家 → 避難目標地点 → 避難場所

- 避難目標地点 (●) の設定
- ・津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要がある
- ・徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標地点を設定

- 避難場所 (●, ●) の検証
- ・土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証

- 避難経路の検証
- ・人家から避難目標地点への経路 (—)
- ・避難目標地点から避難場所までの経路 (—)
- ・避難場所から隣接地区や役場までの経路 (—) を検証

凡	例
孤立集落	避難場所
防災拠点 (総所)	防災拠点施設 緊急ヘリポート
ヘリ着陸可能場所	緊急表示、防災拠点施設
土砂災害警戒区域・特別警戒区域	林業危険区域
危険地域	地すべり危険区域
土石流	所轄土砂流出危険区域
地すべり	山腹崩壊危険区域
避難防災区画・特別警戒区域	津波浸水危険区域
避難防災区画	津波浸水危険区域
避難防災区画	津波浸水危険区域
構造の更新耐震計画所	津波浸水危険区域
構造の洪水危険箇所	津波浸水危険区域



## 38二又地区（孤立）

### 地区から市庁舎へのアクセス

- 当該地区からむつ市役所への最適な経路上に阻害する恐れのある危険箇所があるが、現状では対策不要のためアクセス可能

 むつ市役所へ安全にアクセス可能なことから孤立集落から除外

### 最適な避難場所の確保

- 地区内に指定されている避難場所がない

 隣接する地区の奥内小学校へ車両等を利用し移動

### 最適な避難経路の確保（土砂災害時の避難経路）

- 避難場所への経路について
  - ・隣接する地区の奥内小学校までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所があるが現状では対策不要

 最適な避難経路の安全確保されている

土砂災害からの避難方法  
 人家→避難場所

- 避難場所(●,●)の検証
  - ・土砂災害危険区域域外に立地されているか検証
- 避難経路の検証
  - ・避難目標地点から避難場所までの経路(—)
  - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路(—)
 を検証

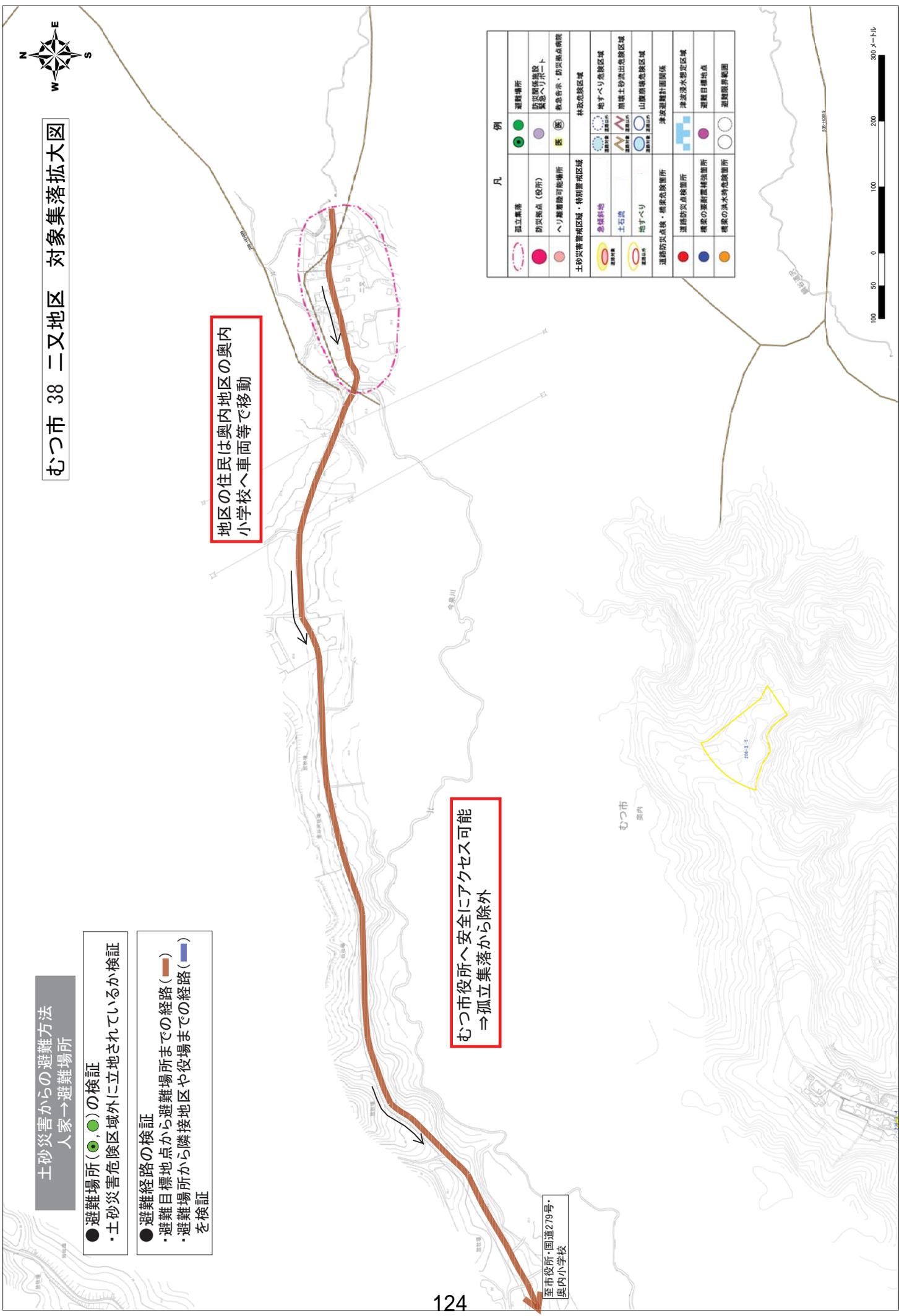
むつ市 38 二又地区 対象集落拡大図

地区の住民は奥内地区の奥内  
 小学校へ車両等で移動

むつ市役所へ安全にアクセス可能  
 ⇒孤立集落から除外

至市役所・国道279号・  
 奥内小学校

凡 例	
孤立集落	避難場所
防災拠点(役所)	防災関係施設 緊急ヘリポート
ヘリ着陸可能場所	緊急告示・防災拠点病院
土砂災害警戒区域・特別警戒区域	林業危険区域
急傾斜地	地すべり危険区域
崖崩れ	崩壊土砂流出危険区域
土石流	山崩壊危険区域
地すべり	津波避難計画関係
避難経路	津波防犯点検箇所
避難経路	津波浸水警戒区域
避難経路	橋梁の要耐震補強箇所
避難経路	避難目標地点
避難経路	橋梁の洪水等危険箇所
避難経路	避難経路範囲



## 39奥内地区（津波浸水想定区域）

### 最適な避難場所の確保

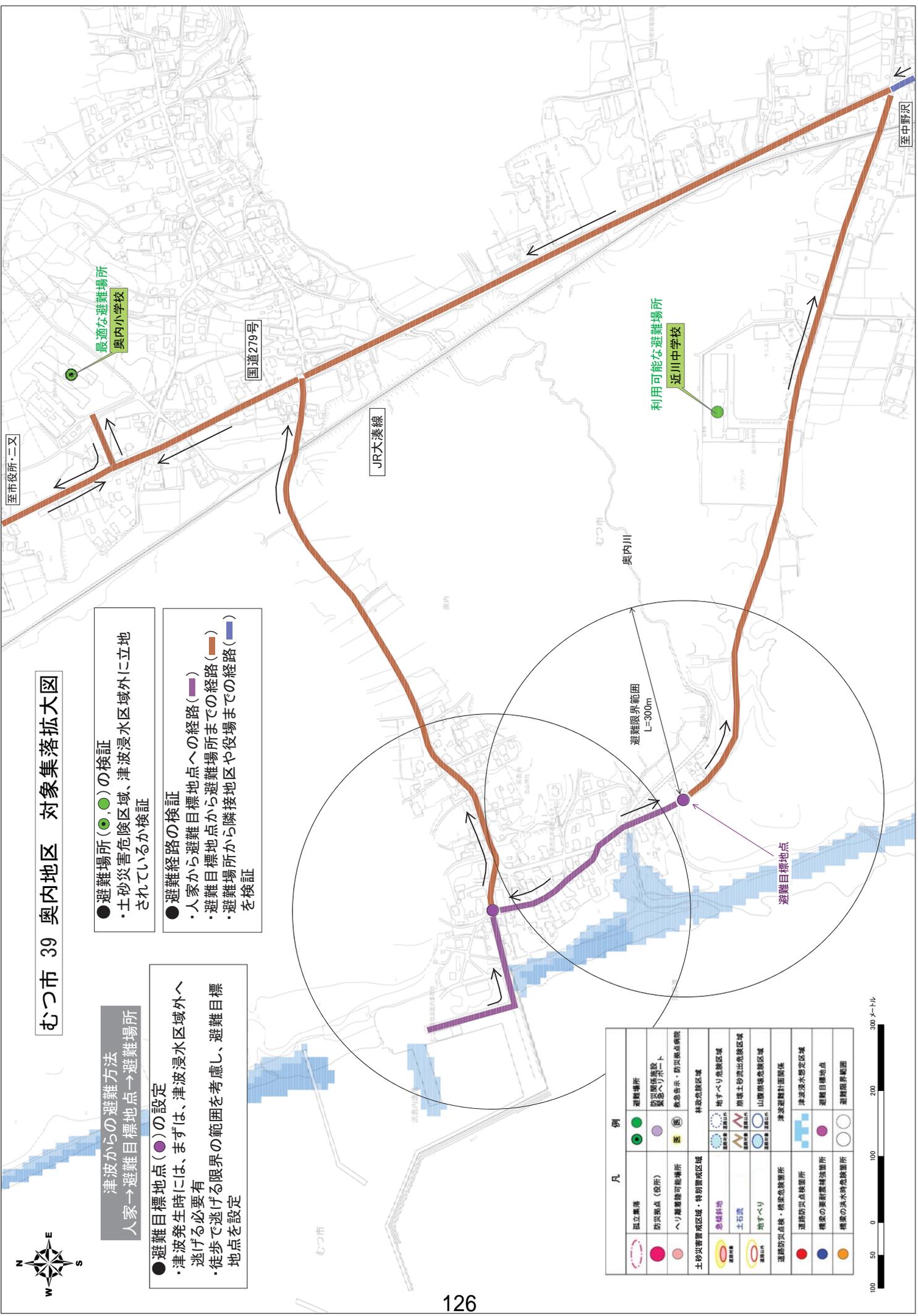
- 奥内小学校、近川中学校は危険箇所区域外及び津波浸水想定区域外に立地されており安全

 奥内小学校は避難場所として適正

### 最適な避難経路の確保（津波発生時の避難経路）

- 避難目標地点、避難場所への経路について
  - ・避難目標地点を2箇所設定
  - ・避難目標地点までと避難目標地点から避難場所までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所はない

 最適な避難経路は確保されている



むつ市 39 奥内地区 対象集落拡大図

津波からの避難方法  
 人家 → 避難目標地点 → 避難場所

- 避難目標地点 (●) の設定
  - 津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要有
  - 徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標地点を設定

- 避難場所 (●, ●) の検証
  - 土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証

- 避難経路の検証
  - 人家から避難目標地点への経路 (■)
  - 避難目標地点から避難場所までの経路 (■)
  - 避難場所から隣接地区や役場までの経路 (■) を検証

凡	例
孤立集落	●
防災拠点 (役所)	●
へり集落隣可能場所	●
土砂災害警戒区域・特別警戒区域	●
急傾斜地	●
土石流	●
地すべり	●
避難防災拠点	●
津波浸水警戒区域	■
構造の劣化程度強箇所	●
構造の水時危険箇所	○



## 40中野沢地区（孤立）

### 地区から市庁舎へのアクセス

- 当該地区の避難場所からむつ市役所までの経路上に危険箇所はあるが、迂回してアクセス可能

 むつ市役所へ安全にアクセス可能なことから孤立集落から除外

### 最適な避難場所の確保

- 旧中野沢小学校は危険箇所区域外に立地されており安全

 旧中野沢小学校は避難場所として適正

### 最適な避難経路の確保（土砂災害時の避難経路）

- 避難場所への経路について
  - ・旧中野沢小学校までの経路上に阻害する恐れのある危険箇所があるが現状では対策不要

 最適な避難経路の安全確保されている

# むつ市 40 中野沢地区 対象集落拡大図



むつ市役所へ安全にアクセス可能  
⇒ 孤立集落から除外

土砂災害からの避難方法  
人家→避難場所

- 避難場所 (●, ●) の検証
  - ・土砂災害危険区域外に立地されているか検証

- 避難経路の検証
  - ・避難目標地点から避難場所までの経路 (—)
  - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路 (—)
 を検証

むつ市  
中野沢

最適な避難場所  
旧中野沢小学校

JR大湊線

国道279号

至横浜町

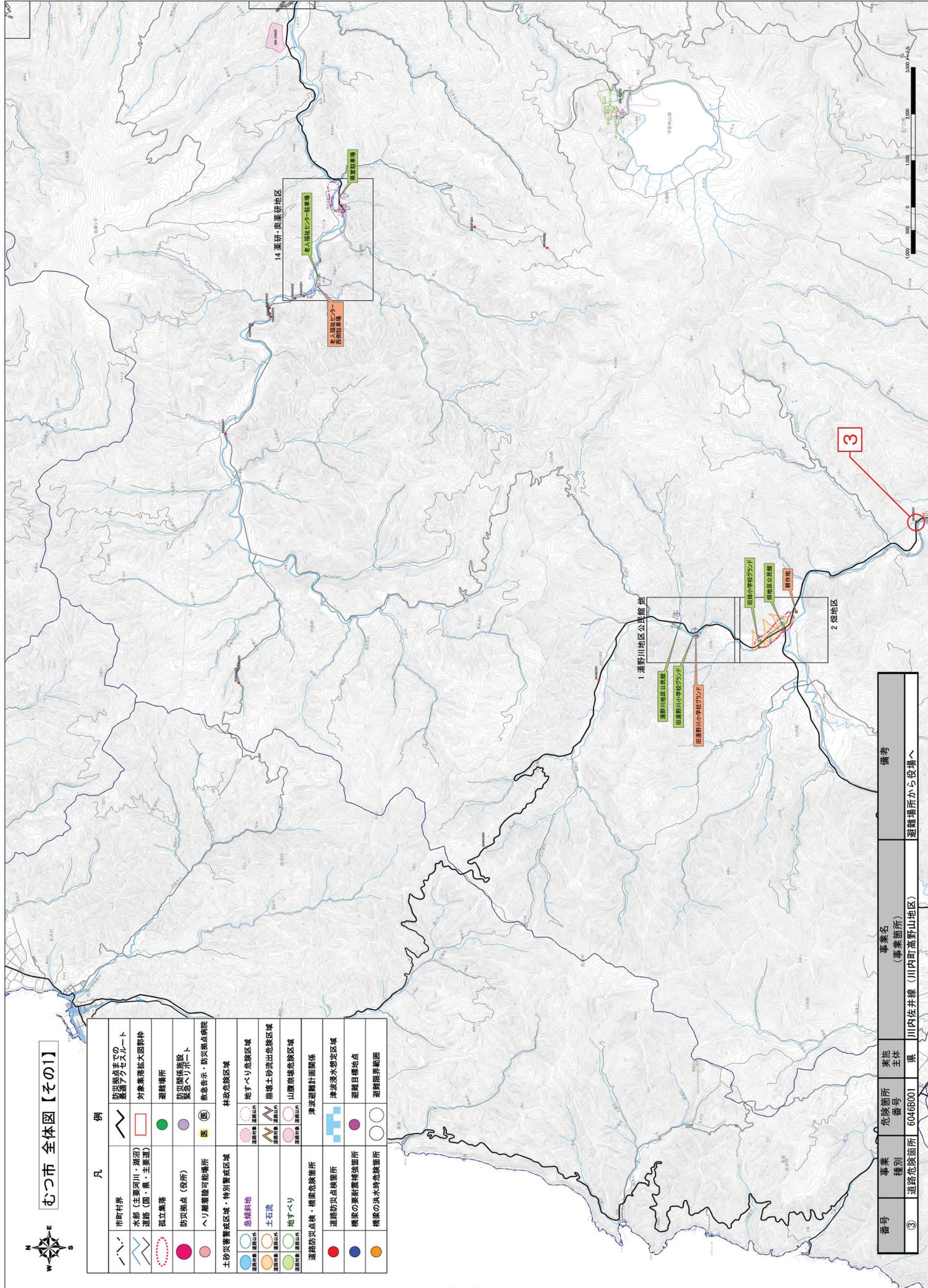
凡 例			
	孤立集落		避難場所
	防災拠点 (役所)		防災関係施設 緊急ヘリポート
	ヘリ離着陸可能場所		救急告示・防災拠点病院
土砂災害警戒区域・特別警戒区域		林政危険区域	
	急傾斜地 避難対象		地すべり危険区域
	土石流 避難対象		崩壊土石流出危険区域
	地すべり 避難対象外		山腹崩壊危険区域
道路防災点検・橋梁危険箇所		津波避難計画関係	
	道路防災点検箇所		津波浸水想定区域
	橋梁の要耐震補強箇所		避難目標地点
	橋梁の洪水時危険箇所		避難限界範囲

100 50 0 100 200 300メートル



むつ市 全体図【その1】

凡 例	
市町村界	防災拠点までの 避難アウトラインルート
水廊 (主要河川・湖沼)	対象業務種別大図事件
道路 (国・県・主要道)	避難場所
孤立集落	防災関係施設 緊急アウトライン
防災拠点 (検所)	緊急告示・防災拠点明確
へり離着陸可能場所	林政危険区域
土砂災害警戒区域・特別警戒区域	地すべり危険区域
急傾斜地	崩壊土砂流出危険区域
土石流	山腹崩壊危険区域
地すべり	津波避難計画画固係
道路防災点検・補修危険箇所	津波浸水想定区域
道路防災点検箇所	避難目標地点
橋梁の要耐震補強箇所	避難限界範囲
橋梁の洪水時危険箇所	

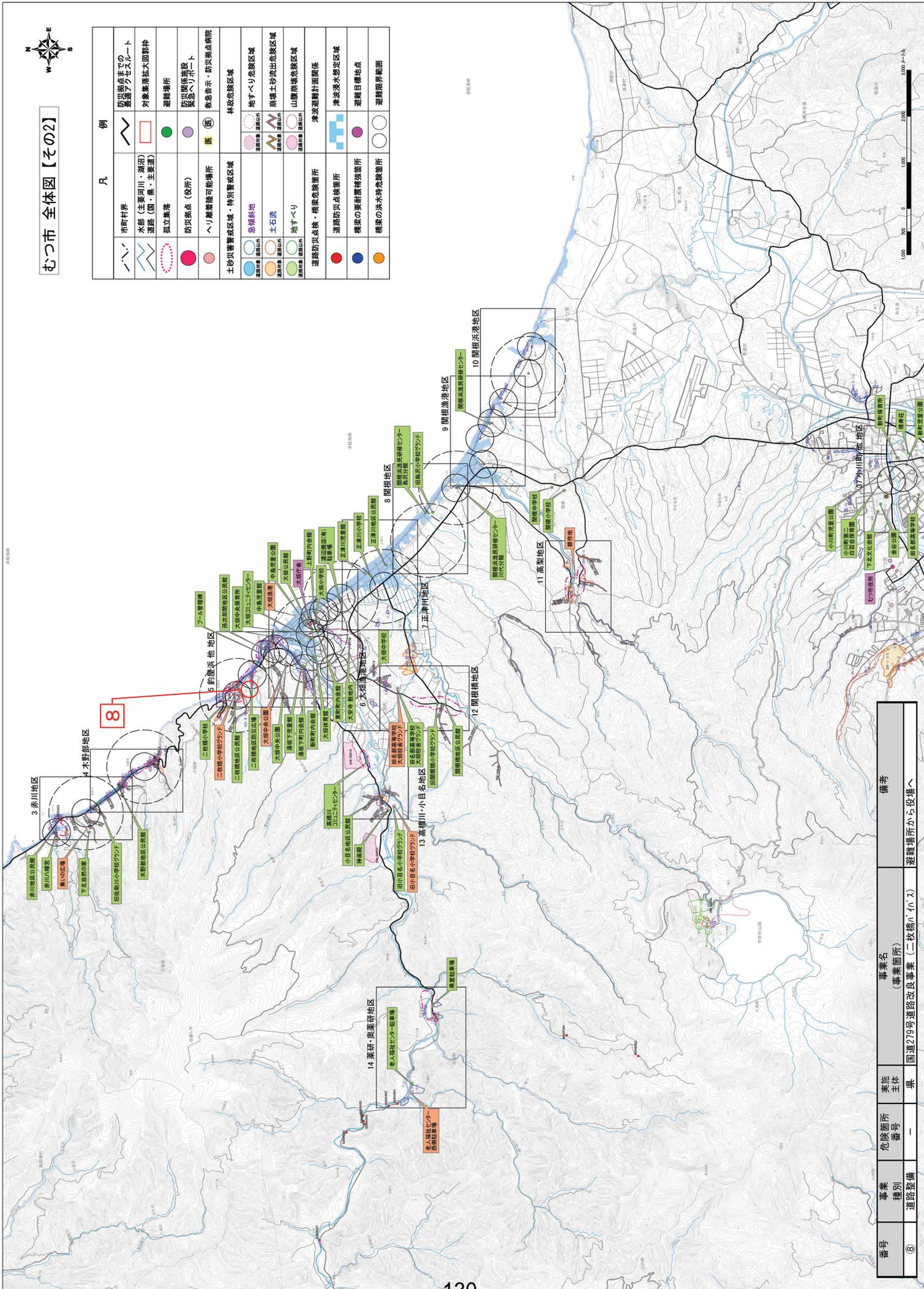


番号	③	道沿危険箇所	60468001	県	川内佐井線 (川内町湯野山地区)	備考	避難場所から役場へ
事業 種類	危険箇所	番号	60468001	県	川内佐井線 (川内町湯野山地区)	備考	避難場所から役場へ
事業名 (事業箇所)	川内佐井線 (川内町湯野山地区)						

むつ市 全体図【その2】

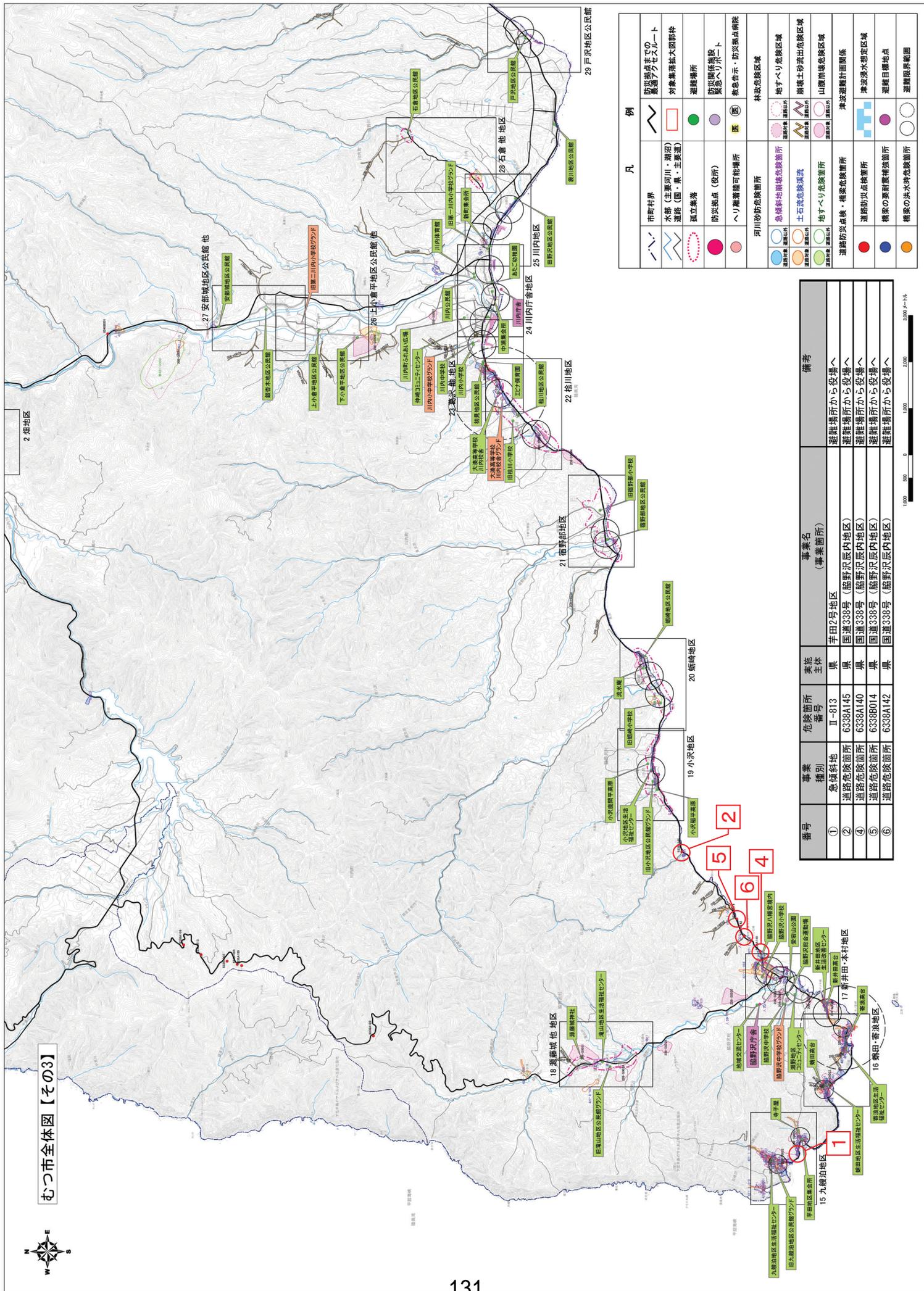


凡	例
市町村界	防犯拠点までの 最速フラッシュルート
水害（主要河川・湖沼） 避難（国・県・主要道）	対象集落拡大図事件 避難場所
孤立集落	防犯拠点 緊急ヘリポート
防犯拠点（役所）	緊急指示、防犯拠点病院
ヘリ離着陸可能場所	林政危険区域
土砂災害警戒区域、特別警戒区域	地すべり危険区域
急傾斜地	崩壊土砂流出危険区域
土石流	山崩れ危険区域
地すべり	津波避難計画関係
道路防犯点検・橋梁危険箇所	津波浸水想定区域
道路防犯点検箇所	避難目標地点
橋梁の要調査箇所	避難限界範囲
橋梁の洪水時危険箇所	



番号	③	事業種別	道路整備	実施主体	県	事業名	事業箇所 (事業箇所) 国道279号道路改良事業(二枚橋・ハ)	備考	避難場所から役場へ
----	---	------	------	------	---	-----	---------------------------------------	----	-----------

むつ市全体図【その3】



凡 例

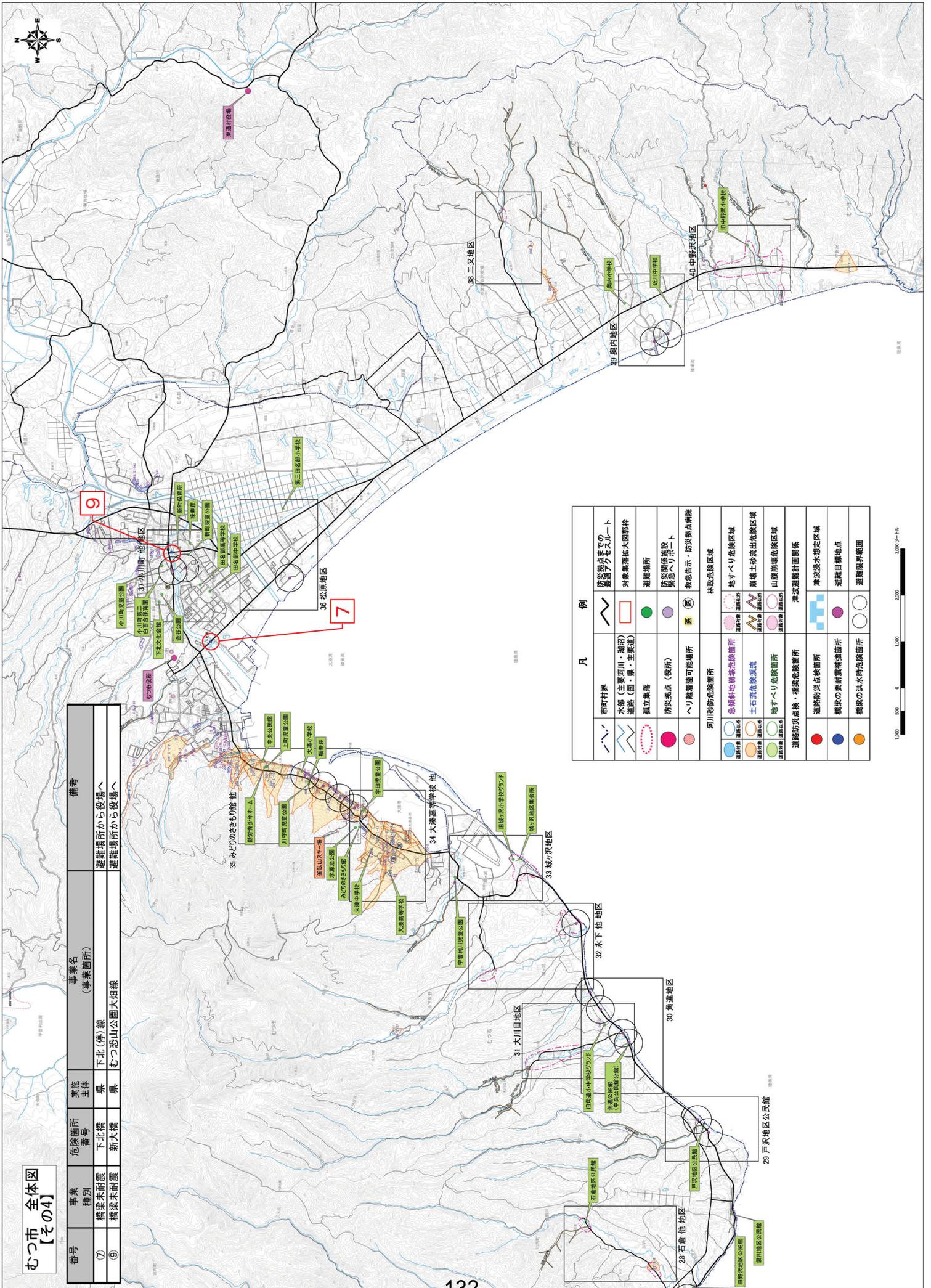
市町村界	防災拠点までの避難アウターロード	避難場所
水路 (主要河川・湖沼)	対象集落部大回廊線	緊急集合所
道路 (国・県・主要道)	避難場所	緊急集合所
孤立集落	緊急集合所	緊急集合所
防災拠点 (集所)	緊急集合所	緊急集合所
へり崖着陸可能場所	緊急集合所	緊急集合所
河川砂防危険箇所	緊急集合所	緊急集合所
急傾斜地崩壊危険箇所	緊急集合所	緊急集合所
土石流危険渓流	緊急集合所	緊急集合所
地すべり危険箇所	緊急集合所	緊急集合所
道路防犯点検・橋梁危険箇所	緊急集合所	緊急集合所
避難防犯点検・橋梁危険箇所	緊急集合所	緊急集合所
橋梁の要耐震補強箇所	緊急集合所	緊急集合所
橋梁の洪水時危険箇所	緊急集合所	緊急集合所

番号	事業種別	危険箇所番号	実施主体	事業名 (事業箇所)	備考
①	急傾斜地	I-813	県	芋田2号地区	避難場所から役場へ
②	道路危険箇所	6338A145	県	国道338号 (鹿野沢内地区)	避難場所から役場へ
③	道路危険箇所	6338A140	県	国道338号 (鹿野沢内地区)	避難場所から役場へ
④	道路危険箇所	6338B014	県	国道338号 (鹿野沢内地区)	避難場所から役場へ
⑤	道路危険箇所	6338A142	県	国道338号 (鹿野沢内地区)	避難場所から役場へ
⑥	道路危険箇所	6338A142	県	国道338号 (鹿野沢内地区)	避難場所から役場へ



むつ市 全体図  
【その4】

番号	事業種別	危険箇所番号	事業名(事業箇所)	備考
⑦	橋梁未耐震	下北橋	下北(俣)線	避難場所から役場へ
⑨	橋梁未耐震	新大橋	むつ恐山公園大畑線	避難場所から役場へ



凡	例
市町村界	防犯拠点等での防犯力アップ
水路(主要河川・湖沼)	対象業務拡大図野株
道路(国・県・主要道)	避難場所
孤立集落	防犯拠点(役所)
防犯拠点(役所)	緊急へりポイント
へり着陸可能場所	緊急告示・防災拠点病院
河川砂防危険箇所	林政危険区域
急傾斜地崩壊危険箇所	地すべり危険区域
土石流危険渓流	崩壊土砂流出危険区域
地すべり危険箇所	山腹崩壊危険区域
道路防災点検・構築危険箇所	津波避難計画関係
道路防災点検箇所	津波浸水想定区域
構築の要耐震補強箇所	避難目標地点
構築の米水時危険箇所	避難境界範囲

# ① 短期的施策

## 最適な避難場所確保の取組

地区名	事業種別	危険箇所番号	実施主体	事業名 (事業箇所)	備考
釣屋浜					
	—	—	市	プール管理棟	新たに一次避難場所として指定
九艘泊					
	急傾斜地	I-1016	県	九艘泊区域急傾斜地崩壊対策事業	避難場所利用のための法面对策【事業中】
蛸田・寄浪					
	急傾斜地	II-820	県	急傾斜地蛸田4号地区	避難場所利用のための法面对策
	土石流	427-I-011-1	県	地蔵堂沢	避難場所の安全確保
	土石流	427-I-011-2	県	地蔵堂沢	避難場所の安全確保

## 最適な避難経路確保の取組

地区名	事業種別	危険箇所番号	実施主体	事業名 (事業箇所)	備考
湯野川地区公民館					
	急傾斜地	II-736	県	湯野川1号地区	人家から避難場所へ
畑					
	土石流	421-I-3	県	北畑沢	人家から避難場所へ
赤川					
	急傾斜地	I-932	県	赤川地区	人家から避難目標地点へ
	急傾斜地	I-930	県	佐助川1号地区	人家から避難目標地点へ
木野部					
	急傾斜地	I-929	県	木野部3号地区	人家から避難目標地点へ
	急傾斜地	I-927	県	木野部1号地区	人家から避難目標地点へ
釣屋浜					
	急傾斜地	I-924	県	釣屋浜1号区域	人家から避難目標地点へ
	急傾斜地	I-922	県	二枚橋区域急傾斜崩壊対策事業	人家から避難目標地点へ【事業中】
	急傾斜地	I-920	県	孫次郎間地区	人家から避難目標地点へ
	急傾斜地	I-919	県	八幡湯坂5号地区	人家から避難目標地点へ
	急傾斜地	I-918	県	湯坂下地区	人家から避難目標地点へ
	急傾斜地	II-742	県	八幡湯坂4号地区	避難目標地点から避難場所へ
	山腹崩壊	208-S0015	県	釣屋浜地区	避難目標地点から避難場所へ
九艘泊					
	急傾斜地	II-814	県	芋田3号地区	人家から避難目標地点へ
	急傾斜地	II-815	県	芋田4号地区	人家から避難目標地点へ
	急傾斜地	II-817	県	芋田5号地区	人家から避難目標地点へ
蛸田・寄浪					
	急傾斜地	I-1022	県	寄浪地区	人家から避難目標地点へ
	山腹崩壊	208-S0023	県	寄浪地区	人家から避難目標地点へ
	急傾斜地	II-821	県	寄浪2号地区	人家から避難目標地点へ
	急傾斜地	II-16007	県	蛸田5号地区	人家から避難場所へ
新井田・本村					
	急傾斜地	II-822	県	新井田2号地区	人家から避難目標地点へ
	山腹崩壊	208-S0027	県	本村地区	避難目標地点から避難場所へ
	土石流	427-I-004	県	脇野沢	人家から避難目標地点へ
	急傾斜地	I-1026	県	桂沢地区	人家から避難場所へ
源藤城・滝山					
	山腹崩壊	208-S0031	県	滝山地区	人家から避難場所へ
	崩壊土砂	208-H0056	県	滝山地区	人家から避難場所へ
桧川					
	急傾斜地	I-905	県	桧川3号地区	人家から避難場所へ【階段設置含む】
葛沢・大場					
	急傾斜地	II-732	県	休所地区	人家から避難場所へ
川内					
	交通安全	—	県	国道338号交通安全事業	人家から避難目標地点へ【事業中】

上小倉平地区公民館					
	土石流	421-I-7	県	木浪長中の沢通常砂防事業	人家から避難場所へ【事業中】
大川目					
	崩壊土砂	208-H0006	県	県営予防治山工事	人家から避難場所へ【事業中】
	崩壊土砂	208-H0005	県	県営予防治山工事	人家から避難場所へ【事業中】
みどりのさきもり館					
	土石流	208-I-13	県	吉田川火山砂防事業	避難目標地点から避難場所へ【事業中】

## 輸送手段確保の取組

地区名	事業種別	危険箇所番号	実施主体	事業名 (事業箇所)	備考
湯野川地区公民館					
	—	—	市	旧湯野川小学校グラウンド	防災ヘリの離着陸条件に合致
畑					
	—	—	市	耕作地	防災ヘリの離着陸条件に合致
赤川					
	—	—	市	集いの広場	防災ヘリの離着陸条件に合致
釣屋浜					
	—	—	市	二枚橋小学校グラウンド	防災ヘリの離着陸条件に合致
高梨					
	—	—	市	耕作地	防災ヘリの離着陸条件に合致
関根橋					
	—	—	市	田名部高等学校大畑校舎グラウンド	防災ヘリの離着陸条件に合致
高橋川・小目名					
	—	—	市	旧小目名小学校グラウンド	防災ヘリの離着陸条件に合致
薬研・奥薬研					
	—	—	市	老人福祉センター西側駐車場	防災ヘリの離着陸条件に合致
葛沢・大場					
	—	—	市	川内小中学校グラウンド	防災ヘリの離着陸条件に合致
上小倉平地区公民館					
	—	—	市	旧第二川内小学校グラウンド	防災ヘリの離着陸条件に合致
みどりのさきもり館					
	—	—	市	釜臥山スキー場	防災ヘリの離着陸条件に合致

## ② 中期的施策

### 孤立状況解消の取組

地区名	事業種別	危険箇所番号	実施主体	事業名 (事業箇所)	備考
	急傾斜地	II-813	県	芋田2号地区	避難場所から役場へ
	道路危険箇所	6338A145	県	国道338号(脇野沢辰内地区)	避難場所から役場へ
	道路危険箇所	6046B001	県	川内佐井線(川内町高野山地区)	避難場所から役場へ
	道路危険箇所	6338A140	県	国道338号(脇野沢辰内地区)	避難場所から役場へ
	道路危険箇所	6338B014	県	国道338号(脇野沢辰内地区)	避難場所から役場へ
	道路危険箇所	6338A142	県	国道338号(脇野沢辰内地区)	避難場所から役場へ
	橋梁未耐震	下北橋	県	下北(停)線	避難場所から役場へ
	道路整備	—	県	国道279号道路改良事業(二枚橋バ <sup>ハ</sup> ス)	避難場所から役場へ
	橋梁未耐震	新大橋	県	むつ恐山公園大畑線	避難場所から役場へ

【むつ市】防災公共推進計画 検討結果一覧表(1/4)

番号	地区名	孤立集落数		津波	最適な避難場所	道路以外の輸送手段	施策等により解消する孤立集落数		
		地震	大雨				ワーキング結果により孤立解消	短期施策の実施により孤立解消	中期施策の実施により孤立解消
1	(避難場所名) 湯野川地区公民館	(1)	(1)	-	湯野川地区公民館	ﾊﾘｯﾌﾟﾀｰ	-	-	(1)
2	畑	1	1	-	畑地区公民館	ﾊﾘｯﾌﾟﾀｰ	-	-	1
3	赤川	1	1	○	下北自然の家	ﾊﾘｯﾌﾟﾀｰ 漁港	-	1	-
4	木野部	1	1	○	下北自然の家	ﾊﾘｯﾌﾟﾀｰ 船揚場	-	1	-
5	釣屋浜、二枚橋、 孫次郎間	3	3	○	二枚橋小学校 孫次郎間地区公民館	ﾊﾘｯﾌﾟﾀｰ	-	3	-
6	大畑漁港	-	-	○	大畑中学校	-	-	-	-
7	正津川	-	-	○	大畑中学校	-	-	-	-
8	関根	-	-	○	関根浜漁民研修センター川代分館	-	-	-	-
9	関根漁港	-	-	○	関根浜漁民研修センター川代分館 関根小学校、関根中学校	-	-	-	-
10	関根浜漁港	-	-	○	関根小学校、関根中学校	-	-	-	-
11	高梨	-	1	-	関根小学校、関根中学校	ﾊﾘｯﾌﾟﾀｰ	1	-	-
12	関根橋地区	-	1	-	田名部高等学校大畑校舎	ﾊﾘｯﾌﾟﾀｰ	1	-	-
13	高橋川・小日名	1	1	-	高橋川コミュニティセンター 神楽殿	ﾊﾘｯﾌﾟﾀｰ	1	-	-
14	葉研・奥薬研	1	1	-	高橋川コミュニティセンター 神楽殿	ﾊﾘｯﾌﾟﾀｰ	1	-	-

【むつ市】防災公共推進計画 検討結果一覧表(2/4)

番号	地区名	孤立集落数		津波	最適な避難場所	道路以外の輸送手段	ワーキング結果により孤立解消	短期施策の実施により孤立解消	中期施策の実施により孤立解消
		地震	大雨						
15	九艘泊	1	1	○	九艘泊地区生活福祉センター(施策完了後) 脇野沢中学校	漁港	-	-	1
16	蛸田、寄浪	2	2	○	蛸田地区生活福祉センター(施策完了後) 脇野沢中学校	漁港	-	-	2
17	新井田、本村	1	2	○	脇野沢中学校、地域交流センター、瀬野地区コミュニティセンター	ヘリポート-漁港	-	2	-
18	源藤城、滝山	2	2	○	滝山地区生活福祉センター	-	-	2	-
19	小沢	1	1	○	小沢地区生活福祉センター 八幡宮	漁港	-	1	-
20	蛸崎	1	1	○	流水庵 小沢地区生活福祉センター	漁港	-	1	-
21	宿野部	1	1	○	高台の民家	船揚場	-	1	-
22	桧川	1	1	○	大湊高等学校川内校舎	ヘリポート-漁港	-	1	-
23	葛沢・大場	1	1	○	川内小学校、川内中学校	ヘリポート-川内港	-	1	-
24	川内庁舎	-	-	○	仲崎コミュニティセンター、川内公民館、川内体育館、中浦集会所、あたご幼稚園	-	-	-	-
25	川内地区	-	-	○	新町集会所 田野沢地区公民館	-	-	-	-
26	(避難場所名) 上小倉地区公民館	(1)	(1)	-	上小倉地区公民館	ヘリポート-	-	(1)	-
27	(避難場所名) 安部城地区公民館	(1)	(1)	-	安部城地区公民館 銀杏木地区公民館	-	-	(1)	-

【むつ市】防災公共推進計画 検討結果一覧表(3/4)

番号	地区名	孤立集落数		津波	最適な避難場所	道路以外の輸送手段	ワーキング結果により孤立解消	短期施策の実施により孤立解消	中期施策の実施により孤立解消
		地震	大雨						
28	石倉・高野川	-	1	-	石倉地区公民館 新町集会所	-	1	-	-
29	(避難場所名) 戸沢地区公民館	-	(1)	○	高台の民家 袋川地区公民館	-	-	(1)	-
30	(避難場所名) 旧角違小学校	-	(1)	○	高台の民家 角違公民館	-	-	(1)	-
31	大川目	-	1	-	角違公民館	漁港	-	1	-
32	永下・泉沢	-	2	○	大湊高等学校	船揚場	-	2	-
33	城ヶ沢	-	1	-	大湊高等学校	船揚場	-	1	-
34	(避難場所名) 大湊高等学校	(1)	(1)	-	大湊高等学校 大湊中学校	ハリア°ター	-	(1)	-
35	(避難場所名) みどりのさきもり館	-	(1)	○	みどりのさきもり館、勤労青少年 ホーム、福寿荘	ハリア°ター	-	(1)	-
36	松原町	-	-	○	第三田名部小学校	-	-	-	-
37	小川町、海老川 町、新町地区	-	-	○	下北文化会館、小川町第二百合保 育園、市立新町保育所、老人憩の家 福寿荘、田名部高等学校、田名部中 学校	-	-	-	-
38	二又	-	1	-	奥内小学校	-	1	-	-
39	奥内	-	-	○	奥内小学校	-	-	-	-
40	中野沢	-	1	-	旧中野沢小学校	-	1	-	-



## 7. 今後の取組

### (1) 防災公共推進計画の推進

- ア 計画策定により把握された最適な避難場所・避難経路について、市町村と連携しながら県民へ周知を図る。
- イ 計画に位置付けられた施策について、効果が早期に発現されるよう優先順位を考慮しながら順次実施する。
- ウ 施策の中には、財源や現行の事業制度上の課題により、速やかな実施が困難なものもあることから、課題を精査し、対応方針を検討する。
- エ 国に対して、予算の確保、事業制度創設に関する要望活動を実施していく。

### (2) 防災公共推進計画のフォローアップ

- ア 計画に位置付けられた施策について進捗状況を管理する。
- イ 地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを確認し、また、危険箇所の見直し等あった場合、必要に応じて計画を修正する。
- ウ 防災公共・災害情報提供システムを構築することにより、フォローアップの効率化や危険箇所、災害情報の共有化を図る。

## 8. おわりに

平成24年度（13市町村）、平成25年度（27市町村）の2箇年で、県内全域において防災公共推進計画を策定した。

本計画では、地域の実情にあった最適な避難経路・避難場所を検証し、それを確保するために必要な施策を取りまとめたところである。

ただし、八戸市は津波避難計画を策定中で、その区域については、同計画策定後に避難経路・施策等の検討を行い、必要に応じ本計画の修正を行う。

災害時に、人命を守るためには、避難計画が実行されることが重要で、今回取りまとめた施策を推進していくほか、実際に避難行動をとる地域住民に最適な避難経路・避難場所を認知させることが重要である。

今回の計画は、県・市町村といった行政機関で取りまとめたもので、今後、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを確認した上で、地域防災計画やハザードマップへ反映されることを望む。